山梨県立中央病院
精神・身体合併症病床増築工事

実施設計図

J-170921-B

2019年 2月

日建設計

図面リスト

意　匠　図

通し番号	図面番号	図面名	縮尺（A1）	通し番号	図面番号	図面名	縮尺（A1）
		表紙					
		図面リスト					
1	1-1	工事概要書（1）	－				
2	1-2	工事概要書（2）	－				
3	1-3	特記仕様書（1）	－				
4	1-4	特記仕様書（2）	－				
5	1-5	特記仕様書（3）	－				
6	1-6	特記仕様書（4）	－				
7	1-7	特記仕様書（5）	－				
8	1-8	特記仕様書（6）	－				
9	1-9	特記仕様書（7）	－				
10	1-10	特記仕様書（8）	－				
11	1-11	特記仕様書（9）	－				
12	1-12	特記仕様書（10）	－				
13	1-13	特記仕様書（11）	－				
14	1-14	特記仕様書（12）	－				
15	1-15	特記仕様書（13）	－				
16	1-16	特記仕様書（14）	－				
17	1-17	特記仕様書（21）（改修）	－				
18	1-18	特記仕様書（22）（改修）	－				
19	1-19	特記仕様書（23）（改修）	－				
20	1-20	特記仕様書（24）（改修）	－				
21	1-21	特記仕様書（25）（解体）	－				
22	1-22	特記仕様書（26）（解体）	－				
23	1-23	見積区分表（1）	－				
24	2-1	附近見取図・配置図・面積表	－				
25	2-2	仕上表	－				
26	2-3	既存図　平面・立面・断面	1/100				
27	2-4	増築図　平面・立面・断面	1/100				
28	2-5	平面詳細図・天井伏図・展開図	1/50・1/100				
29	2-6	矩計図	1/50				
30	2-7	建具表	－				
31	3-1	標準詳細図（１）	－				
32	3-2	標準詳細図（２）	－				
33	3-3	標準詳細図（３）	1/100				
34	3-4	仮設図（参考図）	－				

構　造　図

通し番号	図面番号	図面名	縮尺（A1）
1	1-1	特記仕様書(1)	－
2	2-1	伏図、軸組図、断面表、取合い要領図	1/50・1/100
3	3-1	標準配筋要領図（1）	－
4	3-2	標準配筋要領図（2）	－
5	3-3	標準配筋要領図（3）	－
6	3-4	標準配筋要領図（4）	－
7	3-5	標準配筋要領図（5）	－
8	3-5	標準配筋要領図（6）	－
9	4-1	既存図（参考図）その１	－
10	4-2	既存図（参考図）その２	－
11			－

工事概要書(新築工事用)

(J08ナンバー)

1.工事概要

1-1 工事名称　山梨県立中央病院 精神科身体合併症病床増築工事
1-2 発注者名　地方独立行政法人 山梨県立病院機構山梨県立中央病院
1-3 設計者　株式会社 日建設計
1-4 監理者
1-5 工事種目　・新築　⊙増築　・改築　・その他(　　)
1-6 工事期間　工事着手　年　月　日　完成引渡し 2019 年　月　末日 (延べ　カ月)
1-7 部分使用・部分引渡し　・あり　⊙なし
範囲：
期日：　年　月　日
1-8 工事範囲　⊙本体工事　⊙本館一部改修工事(約 30㎡)
(工事項目)　⊙外構工事　⊙解体工事
1-9 敷地及び法的規制等
a.工事場所(地名地番)：山梨県甲府市富士見1丁目1245番地1号　他21筆
b.地域・地区
1)都市計画区域等　⊙都市計画区域
(⊙市街化区域　・市街化調整区域　・非線引き区域)
・都市計画区域外　(・準都市計画区域　・未定区域)
2)防火地域　・防火地域　・準防火地域　⊙指定なし 法22条地域
3)用途地域　(準工業地域 第一種中高層住居地域　)
4)その他　(　　)
c.容積率制限　(　200)%
d.建蔽率制限　(　60)%
e.建築基準法の主要用途　(病院　　)
f.耐火建築物　⊙耐火建築物　・準耐火建築物(　　)
・(　　)　・その他
g.消防法の防火対象物　(第6)項 イ
h.その他　(　　)
1)検証法適用の有無　・避難安全検証法　・耐火性能検証法　⊙なし
2)CASBEE目標ランク　・S　・A　・B+　⊙なし

1-10 面積
a.敷地面積　(31,083.92)㎡
b.建築面積　(18,734.50)㎡　建蔽率　(60.27)%
c.延べ面積　(55,189.38)㎡　容積率　(173.36)%
1)建築物全体の床面積　(70,784.01)㎡
2)建築基準法上の容積対象外面積　(15,594.64)㎡
3)その他　(　　-)㎡
・バリアフリー法での容積対象外面積　・あり(　　㎡)　⊙なし
f.病院本館各階床面積の内訳

階	本工事対象面積(㎡) 精神病棟	既存床面積(㎡)	駐車場面積(㎡)	延べ床面積(㎡)
P1		55.91		55.91
F10		507.03		507.03
F9		2,707.65		2,707.65
F8		2,826.98		2,826.98
F7		2,824.55		2,824.55
F6		2,824.55		2,824.55
F5		2,824.55		2,824.55
F4		4,577.15		4,577.15
F3		6,507.52		6,507.52
F2		9,651.43		9,651.43
F1	121.80	10,113.20		10,235.00
B1		9,480.14	2,512.68	12,106.68
合計	121.80	54,892.92	2,512.68	57,527.40

1-11 建築物の高さ等
a.基準地盤面 SGL　TP ＋(277.07)m
b.1階床高　TP ＋(277.37)m
c.軒高　SGL＋(41.6)m
d.最高部高さ　SGL＋(47.6)m
e.基礎底深さ　SGL＋(　　)m

1-12 構造・規模
a.地業：　・なし
b.構造：　・SRC造　⊙RC造　・S造　・
c.階数：　地下 - 階　地上 1 階　塔屋 0 階
b.棟数：　1 棟

1-13 その他の工事概要　・

1-14 主要設備の概要
a.電気設備：
受変電設備　形式：屋内キュービクル
電灯：3相4線182V-105V、動力：3相3線210V
幹線設備　方式：一般ケーブル＋ケーブルラック
電灯コンセント設備：LED(個室：ローカル調光設備)
一般弱電設備：非常・業務放送、電話、情報用配管、呼出表示、インターホン
：テレビ共聴
セキュリティ設備：入退室管理、監視カメラ
防災設備：自動火災報知、誘導灯、非常照明

b.空調設備：
熱源方式：排熱投入型吸収式冷温水機、蒸気ボイラー
空調方式：単一ダクト、FCU
排煙方式：機械排煙、自然排煙

c.衛生設備：
給水方式：重力給水
給湯方式：中央式給湯
排水方式：分流式

1-15 特殊設備の概要

1-16 関連工事(別途工事)　・情報通信(LAN)設備、PHS設備

2.設計条件等

2-1 立地条件等
a.設計降雨量
1)降雨条件
イ.一般降雨条件　(120)mm/時間
ロ.瞬間降雨条件　(50)mm/10分 ※左記より35x6=210mm/時間にて想定する。
ハ.敷地排水設計条件　(51)mm/時間
2)とい設計条件
イ.一般降雨条件によるとい設計箇所：下記ロ.以外の箇所
ロ.瞬間降雨条件によるとい設計箇所：(　　)
3)雨水流出抑制　⊙要　・不要
イ.必要雨水貯留量　(既存貯留槽を利用)㎥
ロ.貯留方法　※建屋内　⊙敷地内　・
b.設計用地下水位　SGL－(19.70)m　=TP+78.81
c.浸水対策　・要　⊙不要
1)想定貯水レベル　SGL＋(　　)m
2)浸水防止レベル　SGL＋(0.7)m (※防水板高さ　・1階床高さ　・　)
※浸水防止レベルは、開口部のほか外壁部を含めた建築物全周を対象とする。
d.寒冷地対策　・要　⊙不要
1)凍結深度　地表仕上面－(　)m
2)その他の凍害等対策と範囲は、設計図による。
e.その他
・

2-2 構造設計条件
a.設計荷重
1)主要部分積載荷重

層	階	室名	積載荷重(N/㎡) 床用	架構用	地震力用	備考
	1	病室	1800	1300	600	
	屋根		900	600	300	

2)積雪荷重
イ.垂直積雪量　(0.5)m
ロ.積雪荷重(水平面に対して)(1000)N/㎡
ハ.積雪の単位重量　(2000)N/㎥
ニ.多雪地域指定の有無　・あり　⊙なし
ホ.勾配面における積雪荷重並びに他の外力との組合せによる応力計算の扱い方は、建築基準法施行令第3章第8節による。
3)風圧力(特記仕様書各章に別の記載があるものを除く)
設計用風圧力算定基準は、建築基準法・同施行令第82条の4及び同告示(平12建告第1454号・同第1458号)により、条件等は次による。
イ.算定条件
① V_0　(34)m/s　(告示第1454号)
② 非構造部材、設備機器設計用風圧力の割増し(次によりV_0を割増して算定する)
・なし
※ V_0 × 1.07　(再現期間100年相当)
・ V_0 × 1.15　(再現期間200年相当)
・ V_0 × (　)
③ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ(x)　(告示第1454号)
注)(x) 非構造部材及び設備機器設計用は、Ⅲとする。
④ 風力係数　※告示による　・風洞実験による　・
ロ.設計用風圧力の最小値
※±1,200Pa　・
ハ.1階又は高さ13m以下の部分の設計用風圧力
※上記イ・ロを適用する。
・設計図により、最小値はロを適用する。
ニ.上記イ～ハによる風圧力の適用範囲
※建築物及びすべての屋外工作物(フェンス・ひさし・サイン等)
・建築物以外は設計図による
・設備機器等
ホ.屋内における風圧力の適用
適用箇所　(　　)
設計用風圧力　・上記イ～ハにより算定　・(　　)N/㎡
ヘ.他の外力との組合せによる応力計算の扱い方は、建築基準法施行令第3章第8節による。
4)地震荷重
イ.地域係数 Z　⊙1.0　・0.9　・0.8　・0.7
ロ.地盤種別　・第1種　⊙第2種　・第3種
ハ.地震力の割増し係数 I　・1.0　・1.25　・1.5　⊙時刻歴応答解析
ニ.他の外力との組合せによる応力計算の扱い方は、建築基準法施行令第3章第8節による。

b.構造耐震性能
1)確認の方法は、次による。
・許容応力度計算又は保有水平耐力計算
・限界耐力計算
⊙時刻歴応答解析

2)許容応力度等計算又は保有水平耐力計算による場合の耐震計算ルート等

棟		耐震計算ルート	一次設計用ベースシャー係数	備考
(仮称)4号館	X	大臣確認	0.13	
	Y	大臣確認	0.13	
	X			
	Y			

c.居住性能
1)床鉛直振動居住性能
日本建築学会「居住性能評価指針(2004年版)」の鉛直振動に関する性能評価曲線上
・V-90以下(対象範囲を記入する　)　・V-70以下(対象範囲を記入する　)
・V-50以下(対象範囲を記入する　)　・V-30以下(対象範囲を記入する　)
上記は、予測解析による応答評価であり、次の条件を想定したものである。
想定した加振外力(　※2人同時歩行　・　)
加振位置　(　　)
応答評価位置　(　※加振位置に同じ　・　)
2)1年再現期間強風時床水平振動居住性能
日本建築学会「居住性能評価指針(2004年版)」の水平振動に関する性能評価曲線上
・H-30　・H-50　・

なお上記は予備解析による応答評価であり、実験を行う場合のばらつきについては別途協議する。

2-3 総合耐震クライテリア
a.構造体の耐震安全性の分類は、次による。

耐震安全性の分類	⊙Ⅰ類相当　・Ⅱ類相当　・Ⅲ類相当　・(　　)
	Ⅰ類～Ⅲ類の定義は、「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」における耐震安全性の分類による。
告示免震による設計	・該当　※非該当
時刻歴応答解析による設計	⊙該当　※非該当

b.建築非構造部材及び設備機器にかかわる設計用層間変位、設計用地震力等の設計条件は、次による。
1)設計用層間変位

設定レベル	ケース1	ケース2
設計用層間変位(H=階高)	⊙H/200　・H/150 ・H/(　　)	⊙H/100　・H/75 ・H/(80)

2)設計用地震力
ア.設計用地震力
設計用地震力 = 部材又は機器の自重(W)× 設計用震度
部材又は機器の自重：各部材又は機器そのものの自重及び付属する部品等を含む。
設計用震度　：下記イにより、特定天井を除く非構造部材及び設備機器等の設計用震度は、ケース2への適用とする。ケース1の場合は、当該数値の(・1/5 ⊙1/2 ・　)を目安とする。
イ.設計用震度
①建築非構造部材及び各固定部の設計用震度(告示第771号による特定天井を除く)
水平震度　：下表の K_H
鉛直震度　：下表の K_V
水平＋鉛直同時作用　※考慮する　K_H＋(・1/2 ⊙0.33)×K_V
(適用部位：　　)
・考慮しない
ただし特仕3章以降において指定がある場合には、各章での記載による。

②設備機器固定の設計用震度
水平震度　：下表の K_S　(機器の耐震クラスに応じた値とする)
鉛直震度　：下表の 1/2・K_S 又は K_V の大きい方

建築物各部での設計用震度(告示第771号による特定天井を除く)

階	水平震度 床面	非構造部材 K_H 共通	非構造部材 K_H 吊天井	設備機器 K_S S	設備機器 K_S A	鉛直震度 K_V	備考
上層階(3～5F)							
2階(2F)	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	
1階(1F)	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	
地　階(　～　F)							

注1)階の定義は、上記の表に記載がない場合は次による。ただし、上層階の範囲は、階数が12階建以下の場合は最上階から3層、9階建以下の場合は同2層、6階建以下の場合は最上階のみとする。
塔屋階：　塔屋部分
上層階：　最上階から数えて4層の階
中間階：　地階、上層階及び塔屋階を除く階
地　階：　1階及び地下階
注2)吊天井は、軽量鉄骨天井下地を用いた天井に適用し、天井面での震度とする。それ以外の構造躯体に直接取付けた天井材等は、その直上階の「共通」の震度を適用する。
注3)設備機器の区分は、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における耐震クラスに準拠するものとし、下記の耐震要求性能における耐震クラスの区分に応じて適用する。
注4)建築非構造部材及び設備機器における設計用震度の割増し等の適用
・する　(※2-2構造設計条件a.4)ハ.による係数　・　)
※しない
注5)機器表に水平震度の記載があるものについては機器表の値を正とする。

③告示第771号による特定天井の設計用震度

告示第771号に基づく特定天井の設計用震度

特定天井を有する室名	階(階区分)	検証ルート	水平震度 K_H	鉛直震度 K_V	クリアランス	備考
	階(　層階)				mm	
	階(　層階)				mm	
	階(　層階)				mm	
	階(　層階)				mm	

注1) 天井の設計用震度は床面ではなく、天井面での数値を示す。階は天井が存在する階を示す。
注2) 階の区分は、告示第771号による。
注3) 備考欄に「告示外」とある部分は、告示第771号には該当しないが告示に基づく構造方法とする天井をいう。

c.敷地及び建築物各部の耐震要求性能は、次の各項目による。
1)地盤及び構造躯体の耐震要求性能は、極めて稀に発生する地震動の場合であっても人命を守ることを前提とし、地震規模の想定における損傷の度合いを次に定める。

地震規模の想定	稀に発生する地震動	極めて稀に発生する地震動
地盤の液状化	液状化の危険度はかなり低い。	液状化の危険度は低い。
構造躯体	主要構造体は弾性状態にとどまる。構造骨組に有意な残留変形や傾斜が認められない。	若干の残留変形が認められるものの構造強度に影響するような程度ではなく、地震後に建物の継続上の問題を生じない。強度低下を伴う損傷が生ずるが、直ちに補修を要しない。塑性化した部分では、鋼止め塗装の剥れ等が観察され、架構にわずかな残留変形が生ずることがある。剥れの発生にとどまる。

2)建築非構造部材及び設備機器の耐震要求性能は、ケース2の場合であっても人命を守ることを前提とし、設定レベルにおける建築物各部位各設備ごとの損傷の度合いと機能継続の状況を、次に定める。各章に耐震要求性能の記述がある場合は、より高い方の要求性能を採用する。非構造用部材及び設備機器における設計用地震力に対し、各部は短期許容応力度以下となることを原則とする。

設定レベル		ケース1	ケース2
建築	外装ｳﾛｺ	用意に補修が可能な軽微な損傷にとどまる	修復が可能な損傷にとどまり脱落がない
	断熱複合パネル	——	——
	ALCパネル(内外装)	——	——
	押出成形セメント板(内外装)	何ら損傷がない	修復が可能な損傷にとどまり脱落がない
	シーリング	シーリング切れなし	打ちかえ困難な場所でのシーリング切れなし
造部材	構造ｼｰﾘﾝｸﾞ	——	——
	ガラス	何ら損傷がない	有害な割れ欠け等の破損がなく、脱落がない
	石(内外装)	——	——
	タイル(内外装)	容易に補修が可能な軽微な損傷にとどまる	脱落がない
	乾式間仕切壁	容易に補修が可能な軽微な損傷にとどまる	修復が可能な損傷にとどまり大きな破片の脱落なし
	一般用建具	何ら損傷がない	必要な開閉機能を保持する
	防災用建具	何ら損傷がない	必要な開閉機能を保持する
	特定天井	——	——
	特定天井に準ずる対応を行う天井	——	——
	一般天井	容易に補修が可能な軽微な損傷にとどまる	大規模な崩壊や崩落なし
	避難経路の内装(壁・天井)	何ら損傷がない	大規模な崩壊や崩落なし
	ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄ(内外装)	容易に補修が可能 止水、耐火性能は維持	脱落なし
	OAフロア	容易に補修が可能な軽微な破損にとどまる	陥没や脱落なし
	その他の一般内装	容易に補修が可能な軽微な破損にとどまる	大規模な崩壊や崩落なし
	昇降機設備エレベーター	——	——
	昇降機設備非常用エレベーター	——	——
	昇降機設備エスカレーター	——	——
	機械式駐車設備	——	——
	ゴンドラ設備	——	——
	屋外看板サイン等	——	——
	煙突	——	——

注1) 軽微な破損とは、簡単な補修で復旧可能な程度であり、建築物の継続的な使用に支障をきたさない程度の破損をいう。
注2) 一定の破損とは、応急的な処理で建築物の一定期間の使用が可能な程度の破損をいう。

設定レベル		ケース1	ケース2
電気	受変電設備	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能
	照明設備(一般分電盤等)	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒・脱落なし

躯工	. .	. .	
内工	. .	. .	
監理		. .	
他工		. .	

近藤 彰宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計

19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

工事概要書(1)

意 (通し番号 1)
1 － 1

No. J－170921-B

780×570

設備	非常照明・誘導灯 S	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間維持する
	電話設備 A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒・脱落なし
	自火報・非常放送 S	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間維持する
	その他（幹線等） A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒・脱落なし
	設定レベル	ケース1	ケース2
	耐震（クラス）		
機械設備	空調設備 A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒なし・脱落なし。補修を要するが、一定期間使用可能。
	給水設備 A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒なし・脱落なし。補修を要するが、一定期間使用可能。
	排水設備 A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒なし・脱落なし。補修を要するが、一定期間使用可能。
	消火設備（自動） S	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間	部分的に破損しても、必要機能は避難等に必要な一定期間維持する。
	医療ガス設備 A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒なし・脱落なし。補修を要するが、一定期間使用可能。

注1)設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS,A,Bに準拠する。
注2)防振装置を設置した設備機器は1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。
注3)設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。

2-4 その他の建築設計条件

a.駐車場等
1)附置義務駐車台数　四輪車　合計（　-　）台
普通車対応（　-　）台
車いす使用者対応（　-　）台
小型車対応（　-　）台
荷さばき対応（　-　）台
自動二輪車（　-　）台
自転車（　-　）台
2)駐車場収容空間の制限　普通車　：長さ6.0m×幅2.5m×高さ2.1m(HR車で2.6m)
小型車　：長さ　m×幅　m×高さ　m
3)一般車最大制限高さ　車路面 +(　2.3　)m（設計高さ）
車路面 +(　2.1　)m（制限バーの高さ）
車路面 +(　2.1　)m（制限サイン表示・呼称高さ）
4)搬出入車最大制限高さ　車路面 +(　-　)m（設計高さ）
車路面 +(　-　)m（制限バーの高さ）
車路面 +(　-　)m（制限サイン表示・呼称高さ）
5)路外駐車場適用の有無　・なし　・あり(収容台数　台)
6)搬入ルートの最大開口　幅（　）m×高さ（　）m
b.各用途の設計密度　＊事務所(　)人/㎡　・（　）人/㎡
c.テナント関連貸方基準書　・なし　・あり(　)
d.主要室の許容騒音値　・あり（位置：　で　dB以下）
e.関係法令、指導官庁　・(　)
（設計条件として特別なもの）・(　)
f.その他の設計条件　・(　)
（設計条件として特別なもの）・(　)

3.設計者・監理者等及び確認申請関連事項

3-1 設計者
a.代表となる設計者
（ 近藤 勲宏 ）一級建築士 大臣登録 第（ 238968 ）号
b.その他の設計者
（玉野 和信 ）一級建築士 大臣登録 第（ 164044 ）号
（宮坂 裕美子）一級建築士 第（ 260734 ）号
設備設計一級建築士 第（ 1455 ）号
（丹羽 浩範 ）一級建築士 第（ 316660 ）号、
設備設計一級建築士 第（ 3901 ）号
（　）一級建築士 第（　）号

c.構造設計図書の法適合確認
（長瀬 梧 ）一級建築士 第（ 217279 ）号、
構造設計一級建築士 第（ 4439 ）号

d.設備設計図書の法適合確認
（丹羽 勝巳 ）一級建築士 第（ 342799 ）号、
設備設計一級建築士 第（ 4022 ）号

3-2 建築設備の設計に関し意見を聴いた者
a.代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者
（滝澤 総 ）建築設備士 第（09CI-0966YD）号
b.その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者
（藤井 匡輔 ）建築設備士 第（16CI-0205LG）号

3-3 監理者
a.代表となる工事監理者
（　）一級建築士 大臣登録 第（　）号
b.その他の工事監理者
（　）一級建築士 大臣登録 第（　）号

3-4 確認申請書等
a.確認済証番号年月日
1)建築物　番号（　）平成・　年　月　日
2)工作物　番号（　）・　年　月　日
3)昇降機　番号（ 第UHEC設確27519号 ）平成・　年　月　日
b.適合判定通知書(構造計算適合性判定) 番号年月日
番号（　）・　年　月　日
c.適合判定通知書(建築物エネルギー消費性能適合性判定) 番号年月日
番号（　）・　年　月　日
d.検査済証番号年月日
1)建築物　番号（　）平成・　年　月　日
2)工作物　番号（　）・　年　月　日
3)昇降機　番号（　）平成・　年　月　日

4.非構造部材・建築設備機器及び同架台等の共通特記仕様

4-1 非構造部材
a.屋根葺材（長尺金属板葺、折板葺、粘土瓦葺）、特定天井、外装材、屋外に面する帳壁及び屋内外のすべての非構造部材の支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、施行令第83～88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力、層間変位を考慮し、施行令第82条による組合せ応力に対して、構造耐力上安全であることとする。また、避難の支障となる損傷がないものとする。
b.外力は、次による。
1)積載荷重は、2-2 a. 1) による。
2)積雪荷重は、2-2 a. 2) による。
3)風圧力は、2-2 a. 3) による。
4)地震力は、2-3 b. による。
5)層間変位は、2-3 b. におけるケース2の設計用層間変位による。

き、錆止め塗装等の防錆処置を施したものとする。

4-2 設備機器及び同架台等
a.建築設備（昇降機設備を除く）の支持構造部及び構造本体との緊結金物は、次による。
1)施行令第83～88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力を考慮し、施行令第82条の組合せ応力に対して、構造耐力上安全なものとする。
2)耐震の措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に準拠して行う。また、機器本体の耐震性能は、製造者により確認されているものとする。
3)地震荷重は、2-3 b. による。
4)風圧力及びその他の荷重は、2-2 a. による。
5)建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物等は、所定の防錆処置を行う。
b.屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。
1)前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」に規定した荷重による応力に対し、構造耐力上安全なものとする。ただし、採用する荷重は、平12建告第1389号に定める規定値を下回ってはならない。
2)支持構造部及び緊結金物の防錆仕様は、前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」と同一とする。
c.屋上から突出する煙突の高さは、鉄製の補強がない場合は900mm以下とする。また、室内の煙突部分の鉄筋のかぶり厚さは50mm以上とする。
d.建築物に設ける給水、排水その他の配管設備（給湯設備を除く）その他これらに類するものの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。なお、給湯設備とは、建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水槽等のうち給湯設備に該当するもの以外とする。
1)風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して、安全上支障のない構造とする。
2)風圧力及び地震力により建築物に生ずる層間変形に対しても追従でき、安全上支障のない構造とする。
3)建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設けるなど、有効な管の損傷防止のための措置を講ずる。
4)管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設けるなど、有効な損傷防止のための措置を講ずる。
5)管を支持又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いるなど、有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずる。
e.法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上水槽等にあっては、平成12年建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。
f.給湯設備は、風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5（平成25年4月1日一部改正施行）に規定する構造方法による。

審査	. .	. .	
検査	. .	. .	
		. .	
監理		. .	
施工		. .	
		. .	

近藤 勲宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計

19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

工事概要書(2)

意　（通し番号　2　）
1 － 2

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78×570

特記仕様書の適用　追補

a.特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。この場合※印があっても、それは適用しない。ただし、⊙印のない場合は、※印の付いたものを適用する。また、⊙印と※印の両方が付いた場合は、両方とも適用する。
b.各章の章・節・項の番号は、公共建築協会編「民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款に適合した　工事共通仕様書　平成28年版　建築工事編」(以下、共仕という)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」平成28年版（平成28年7月1日改正）」(以下、標仕という)の当該番号に対応する。
c.特記仕様書(以下、特仕という)のうち、構造関連の3章から7章及び26章については、別紙の「特記仕様書・建築工事(構造)編」による。
d.章・節・項のタイトル部分に示される注記の意味は、次による。なお、［　］はその章・節又は項の全体に対する注記を示し、［　　］は、それを付された項目(号)のみに対する注記を示す。次に例示する。なお、(付加W)等のように、W又はPの文字を付された注記も、その意味はW中Eを付されていない注記と変わらない。
1)［置換］：共仕・標仕の当該章・節・項の規定全体を特仕の当該規定と置換する。
2)[(b)(2)置換]：共仕・標仕の(b)(2)号の規定を、特仕の当該規定と置換する。特仕本文で置換内容を示した場合は、[置換]とする場合がある。
3)［付加］：共仕・標仕に特仕の当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。
4)[付加]：共仕・標仕に特仕の当該規定を号単位で追加する。
ただし標仕の当該号が明らかな場合は[(c)付加]のように表示することもある。
5)［追補］：共仕・標仕にない当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。
e.特仕において、共仕又は標仕等の項番号を引用する場合は、“共仕〇．〇．〇)”、“標仕[〇．〇．〇]”等と表記する。
f.共仕、標仕及び特仕において、共仕又は標仕の項番号等を引用している場合で、引用された共仕又は標仕の規定に対して特仕で追加、読替え等を行っている場合は、それらも併せて適用する。
g.特記事項に示す(表・・)(図・・)の番号は、共仕又は標仕の当該表又は図の番号を表す。
h.特仕の[27章　シックハウス対応]の特記内容と、他の部分(建築工事(構造編)を含む)の特記内容に相違がある場合は、他の部分の特記が優先する。また、特仕27章と標仕の各章の規定に相違がある場合は、特仕27章の規定が優先する。

1章　一般共通事項

1節　一般事項

1.1.1　［置換］　適用範囲
a.共仕及び標仕は、建築物等の新築及び増築にかかわる建築工事に適用する。
b.共仕及び特仕に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
c.標仕の[2章]以降の各章は、共仕[1章]と併せて適用する。
d.標仕の[2章]以降の各章において、一般事項が[1節]に規定されている場合は、[2節]以降の規定と併せて適用する。
e.契約図書は、次のとおりとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(11)の順番のとおりとし、これにより がたい場合は、共仕[1.1.7]による。
(1)工事請負契約書
(2)民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款(平成29年(2017)12月改正)(以下、工事約款という)
(3)質問回答書((4)から(10)に対するもの)、追加変更指示書
(4)見積要項書、現場説明書
(5)特仕及び工事概要書
(6)建築物解体工事特記仕様書(以下、解体特仕という、解体工事が伴う場合に適用する)
(7)設計図面（以下、特仕各所における「設計図」も同義とする。）
(8)見積区分表
(9)日建設計 提出書類作成要領・受注者検査要領17
(10)共仕（2章 仮設工事 から 23章 植栽及び屋上緑化工事 までは、標仕による。）
(11)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書 平成24年版(以下、解体共仕という。)

1.1.2　用語の定義
a.特仕、共仕及び標仕において用いる用語の定義は、共仕[1.1.2]に定める用語の定義のほか、次による。
[付加]　1)「設計者」とは、その責任においてこの工事の設計図書等を作成したものをいう。
[置換]　2)「設計図書等」については、共仕[1.1.2](7)を次に読み替える。
(7)「設計図書等」とは、この工事のために必要な設計図面及び仕様書のうちこの契約に添付されたもの（以下「設計図書」という。）、見積要項書、現場説明書及びこれらに対する質問回答書（追加変更指示書を含む。）で、1.1.1eの(3)から(10)までをいう。
ただし、構造計算書及び設備にかかる計算書その他各種計算書は含まない。
なお、2章以降の「設計図書」は、「設計図書等」と読み替える。また監理者の承認の
[付加]　3)「説明用図書」とは、設計図書等の内容を説明するために監理者が作成した図書をいう。
[置換]　4)「監理者の承認」については、共仕[1.1.2](13)を次に読み替える。また監理者の承認の位置付けは、1.1.15による。
(13)[監理者の承認」とは、受注者等が契約図書に基づき提出した書類、又は書面で申し出た事項について必要に応じて工事約款の規定に基づく発注者との協議をへて、監理者が書面をもって了解することをいう。監理者の承認を受ける必要のある書類・図面、見本等は、監理者に提出し受領印を受ける。受領印を受けたのち、1週間以内に訂正又は保留に関する指示がない場合は、提出された書類、図面、見本等は監理者の承認を受けたものとする。なお、2章以降の「監督職員の承認」は、「監理者の承認」と読み替える。
[置換]　5)「監理者の指示」については、共仕[1.1.2](14)を次に読み替える。
(14)「監理者の指示」とは、監理者が必要に応じて工事約款の規定に基づく発注者との協議をへて、受注者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。受注者等は、書面の控えに押印し、監理者に提出する。また、監理者が口頭にて示した内容を記録した書面を監理者に提出し、確認を受けたものについては、指示したものとみなす。なお、監理者の指示が、工事目的物の品質、性能、機能上あるいは工事の施工において明らかに適当でないと判断される場合は、監理者に報告したうえで、発注者に申し出る。
[置換]　6)「監理者に報告」については、共仕[1.1.2](19)を次に読み替える。
(19)「監理者に報告」とは、受注者等が監理者に対し、工事の状況又は結果、あるいはその者の責任において調査、計画、立案、選択、確認等のほか、実施した内容を、監理者に書面をもって知らせることをいう。なお、工事約款の規定により、当該報告が発注者への報告事項となる場合がある。
[置換]　7)「監理者に提出」については、共仕[1.1.2](20)を次に読み替える。
(20)「監理者に提出」とは、受注者等が監理者に対し書面（施工図を含む）、見本又はその他の資料等を説明し、日付を明記し押印のうえ、差し出すことをいう。なお、工事約款の規定により、当該提出が発注者への提出事項となる場合がある。
[付加]　8)「自主検査」とは、受注者等が工事の各段階で、材料又は施工等について設計図書等との照合、確認等を行い、その適否について自ら判断し、検査記録を作成して監理者に提出することをいう。
[付加]　9)「製造者」とは、工事に組み込まれる機器、材料、製品等を製造、製作している会社等をいい、共仕及び標仕における「製造所」「製作所」は、いずれも「製造者」に読み替える。
[付加]　10)「専門工事業者」とは、設計図書等で定める工事において、高い技術力と施工品質管理能力及び豊富な実績を持ち、受注者のもとで単独で責任施工を請け負う能力があり、また施工品質の保証を行うことができる工事業者をいう。
[付加]　11)「材料」とは、工事に使用する機器、材料、製品を総称していう。
[付加]　12)「関連工事」とは、発注者の発注にかかる第三者の施工するほかの工事で、この工事と密接に関係するものをいう。ただし、この工事の発注者以外の発注によるほかの工事であっても、見積要項書で指定した工事は、関連工事として扱う。

1.1.3　［付加］　官公署への他への届出手続等
a.工事の各段階に必要な官公署への他への各種申請又は届出の種別、手続、時期等をあらかじめ調査する。
b.施工に直接必要な官公署への他への手続は、遅滞なく行うほか、発注者等が行う手続に協力する。手続を代行する場合は、その経緯を適宜監理者に報告する。
c.工事の各段階に必要な官公署への他関係機関の立会検査や審査のうち、発注者が申請者となるもの(以下、法定検査という)について、その種別、手続、時期、実施内容等をあらかじめ調査する。法定検査には、次を含む。
※建築基準法に基づく中間検査及び完了検査
※消防署長の検査
[付加]　（福祉条例にかかる検査、補助金申請、解説許可申請）
[付加]　確認申請の辺昇応申請・消防協議・各種工事にかかる官庁協議に必要な書類は、管理者の指示のもと作成を行う。
[付加]・実施設計-2における平面図に各室面積を記載するとともに、各室面積表(Excel形式)を作成する。
・竣工時に竣工図に基づいて、上記平面図及び面積表を作成する。本組改修工事範囲については病院で所有する本館平面図及び面積表を修正する。
d.建築基準法87条の2による昇降機設備の確認申請手続きは、昇降機設備工事専門工事業者が発注者の代理者として行う。申請及びこれにかかわる検査に関する費用は、当該昇降機設備工事を請け負う者の負担とする。
e.建築基準法に基づく中間検査、完了検査及び計画変更確認申請の手続きに必要な一般図等については、監理者の指示により、1.7.2 完成図　の一部として必要な時期に作成の協力を行う。

1.1.5　［付加］　設計図書等の取扱い
a.設計図書等は、主要な部位、事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。
b.受注者は、設計図書等に示された情報をもとに、製造者等の特定を経て、工程や下地等を考慮のうえ、生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成に必要なものの処置を施す。
c.設計図書等に示された製品名・製造者名またはこれらに類するものは設計の仕様、程度を示すのものであり、製品や製造者名を特定するものではない。

1.1.6　［付加］　別契約の関連工事
a.別に定めのない限り、関連工事の受注者に対し、次のものについて便宜を供与する。これらに関する費用の負担は、この工事の見積要項書及び見積区分表（工事区分表）の記載によるほか、当該関連工事の受注者と協議し、対応する。
1)関連工事を行う場所への出入り及び安全管理
2)足場、運搬設備、搬重設備、工事用電力、工事用給排水等の利用
3)障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルト・インサート等の取付け
4)関連工事用の機器、材料の取込みに必要な搬入口、通路等の設置、確保
b.施工図、施工計画書等の作成に際し、関連工事との取合い、納まり等について必要な記載を行う。

1.1.13　追補　設計変更
a.共仕[1.1.7](b)に該当する場合、並びに発注者による工事内容の変更又は工期の変更があった場合は、設計変更とし、b、c号による。
b.設計変更の通知を受けた場合は、請負代金額の増減を明示した請負代金増減内訳書(以下、増減内訳書という)を監理者を通じて発注者に提出し、発注者の承認を受ける。発注者の承認を受けた増減内訳書は、監理者の確認を受け、そののち工事の着手を行う。なお、設計変更範囲における増減調整で請負代金額が変更とならない場合も、同様に扱う。
c.設計変更の内容確定に必要な図面、書類等の作成について、協力を行う。

1.1.14　追補　工事に付帯する作業、材料
a.本工事を完成させるために必要な次の工事及び費用は、工事請負契約に含まれる。
1)施工、材料及び製品の検査、試験(支給材料、貸与品の場合の検査、試験を除く)、見本等の作成、検査に要する費用
2)敷地周辺において施工計画上必要な、補強、側溝、舗装、外灯、樹木、設備盤類は各種施設等の移設と復旧
3)工事期間中の、工事に付帯する作業に関する官公署への他関係機関の手続及びその費用
4)工事用機器、材料等の取入れに必要な搬入口及び通路の設置とそれに伴う補強、復旧、後片付け

1.1.15　追補　監理者の承認・検査・試験等
a.機器、材料、施工、工事についての施工図等、見本等に対する発注者、設計者及び監理者の承認は、共仕[1.1.2] (13) によるほか、次による。
1)承認は、受注者による品質管理及び設計図書等との適合性確認の適正さを確認するために行うものである。
2)承認は、受注者から提出された施工図等、見本等に示される範囲の内容に対してなされる。
3)施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた材料、製品についての施工図等、見本等に対する承認は、その外観や受注者から提出される書面による情報に基づいてなされる。
b.機器、材料、施工、工事に対する発注者、設計者及び監理者の検査、試験、確認は、共仕[1.1.2] (15) (18) によるほか、次による。
1)検査又は試験は、工事請負契約及び設計図書等に基づいて、受注者等による品質管理、確認、自主検査の適正さを確認するために行うものである。
2)検査は、立会いにより、又は受注者等の自主検査記録、工事写真その他の書面等の合理的方法により行う。なお、監理者の立会検査は、原則として抽出により行う。
3)施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた製品に対する検査又は試験は、その外観や受注者等から提出される情報、各種記録に基づいてなされる。
c.発注者、設計者及び監理者の承認、検査、確認は、前 a、b 号に基づいて実施するため、発注者、設計者又は監理者が承認、検査又は確認した対象範囲であっても、承認、検査、確認の対象として抽出されなかったものの又は提出されなかったものに起因する、あるいは受注者等による自主検査で発見できていなかった内容等に起因する次の事象については、その修補等の責は受注者等が負う。
1)材料、製品、機器及びそれらの施工が工事請負契約、工事用図書に適合しない場合
2)施工に用いられた又は工事目的物に組み込まれた材料、製品、機器の欠陥又はこれに関する原因による品質、性能、安全上の不具合がある場合

1.1.16　追補　書類の電子情報化等
a.発注者及び監理者に提出する書類(図面を除く)のうち、監理者の指示するものは、監理者と協議のうえ指定のコンピュータソフトにより作成し、CD-R、DVD-R等の電子的媒体による文書データを添えて提出する。
b.施工図や完成図を作成するために設計図面のCADデータを利用する場合は、発注者及び設計者に申し出る。データの貸与に係る契約及び費用については、発注者及び設計者と協議する。なお、貸与された設計図面のCADデータの著作権は、設計者に帰属し、これを目的外に利用してはならない。

1.1.17　追補　建物経年調査
a.工事目的物を発注者へ引き渡したのち、工事請負契約書に定める瑕疵担保の期間内に、発注者及び監理者の指示に基づき工事金般について瑕疵及び損耗に関する調査を行う。なお、調査の回数及び時期は、特仕他章の記載によるほか、次による。
※1年目及び2年目の2回行う
・次の時期に行う（全　回）
(　　)年目（対象部位：　　）
(　　)年目（対象部位：　　）
(　　)年目（対象部位：　　）
b.前 a 号の調査の実施時期及び具体的な実施要領は、受注者等が立案し、発注者及び監理者と協議する。
c.調査終了後、速やかに調査の結果を記録し、発注者及び監理者に提出する。
d.前 a 号の調査の結果、工事目的物に瑕疵が認められた場合は、受注者等は発注者及び監理者と協議のうえ、速やかに工事請負契約に基づいて適切な対応を行う。

2節　工事関係図書

1.2.1　［付加］　実施工程表
a.実施工程表は、着手から完成引渡しに至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。
1)主要な総合図、施工図、施工計画書等の作成、提出、承認の日程
2)官公署その他の関係機関への届出等手続の日程
3)建築主事又は民間確認検査機関、所轄消防署その他の関係機関による中間検査等関係法令に基づく官公署の諸検査の日程
4)完成時の諸検査の日程
5)部分使用、部分引渡しの日程及び関係する諸検査の日程
6)出来高目標
7)関連工事の主要な工程
8)その他、工事の進行に関係する重要事項(受電、試験、計量の開始時期、主要な材料の見本決定等)
b.実施工程表は、全体工程や完成後の設備工事品質に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されているものとする。
1)天井内のダクト、配管、ケーブルラック、配線の施工期間
2)屋上設備の施工期間
3)上記1)、2)の工事品質を確認するための検査期間
4)総合試運転調整の期間

1.2.2　［付加］　施工計画書
a.総合施工計画書は、工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の編成と運用、工事現場の整備と維持、工事請負契約に基づく監理者への対応等について、本工事の固有の条件に適応した具体的な方策を定めたものとし、「提出書類作成要領」により作成する。また、監理者が監理方針書を提示した場合は、それに基づいたものとする。
[(c)置換]　b.共仕[1.2.2](c)を、次に読み替える。
(c)工種別の施工計画書は、「提出書類作成要領」により作成し、監理者に提出する。このうち設計図書に定めるもの、あるいは監理者の指示するものについては、監理者の承認を受ける。
[付加]　c.施工要領書は、受注者等が機器・材料製造者、専門工事業者等と協議のうえ、施工計画書記載の各項目を実行するための詳細要領を定めたもので、監理者が指示した場合は、これを監理者に提出する。

1.2.3　［付加］　施工図
a.施工図の作成に先立ち、「提出書類作成要領」により総合図を作成し、監理者に提出する。
b.総合図の作成に先立ち、基本的納まり、特殊な納まり、関係工事等との調整を必要とする事項、その他監理者の指示する事項について、基準施工図を作成し、監理者の承認を受ける。これらの確認、承認の扱いは、1.4.2による材料見本に準ずる。
c.施工図は、「提出書類作成要領」により、総合図及び基準施工図に基づいて作成する。
d.監理者の指示する現寸図、型板等は、施工に先立つ適切な時期に作成し、監理者の承認を受ける。
e.模型、モックアップ、モデルルームの作成、見本施工、先行施工は、次による。これらの実施時期の記載がない場合は、施工に先立つ適切な時期に実施するものとし、監理者と協議する。これらの確認、承認の扱いは、1.4.2による材料見本に準ずる。
1)模型の作成
※しない　・する(・設計図による　・　　)
2)モックアップの作成
※しない　・する(・設計図による　・　　)
モックアップとは、工事目的物のある部分の設計意図と内容を確定するための実物大模型又は縮尺模型のことをいう。使用材料は、本設と同じでなくてもよく、監理者との協議による。また、設置場所については監理者との協議による。
3)モデルルームの作成
※しない　・する(・設計図による　・2階、個室　)
モデルルームとは、設計品質を確定するために工事目的物のある一室又は室の一部を試作することをいい、原則として仕様は設計図書等による。設置場所については、発注者及び監理者との協議による。モデルルームは、本設として使用しない。
4)見本施工
※しない　・する(・設計図による　・　　)
見本施工とは、工事目的物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、承認された施工図、施工計画書のとおりに施工することをいう。場所、仕様については、本設と同じとするが、見本施工は、原則として本設として使用しない。
5)先行施工
※しない　・する(・設計図による　・　　)
先行施工とは、工事目的物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、他の同様部分の着手に先立って、承認された施工図、施工計画書のとおりに施工することをいう。先行施工された部分は、原則として本設として使用する。
f.総合図、施工図等、模型、モックアップ、見本等を監理者に提出するに当たっては、あらかじめ、それらの内容を設計図書等と十分照合し、それらが設計図書等に適合していることを確認する。
g.施工図調整担当者は、本工事に類似の工事での施工図調整経験が豊富な者とし、次により置く（作図のみの担当者は含まない）。ただし、次のいずれの場合であっても、着工後遅ちに施工図調整体制を立ち上げ、その体制、運用、並びにコスト調整のタイミングとその方法等監理者と協議する。
※受注者の判断と責任により、適切な者を必要な人数置く。
・(　　)名以上。原則として一級建築士の資格を有する者とし、本工事に専任とする。

1.2.4　［付加］　工事の記録
a.検査、試験又は設計図書等に定められた確認等を行った場合は、終了後速やかに記録を作成し、発注者又は監理者に提出する。
b.発注者又は監理者の検査（受注者の品質管理記録等の確認による検査を含む）又は施工、試験等への発注者又は監理者の立会いを受けた場合は、終了後速やかに記録を作成して発注者又は監理者に提出する。
c.工事写真は、国土交通省「官庁工事写真の撮り方（平成28年版）」に準じて撮影、整理する。

1.2.6　追補　工事着手時及び工事期間中の提出書類
a.工事の着手、進行に当たり、発注者又は監理者に提出する書類の種別、内容、書式等は、「提出書類作成要領」による。

3節　工事現場管理

1.3.1　［付加］　施工管理
a.監理者が監理方針書を提示した場合は、それに基づいて工事運営及び施工管理を行う。

1.3.3　電気保安技術者　［付加］
a.電気保安技術者
⊙適用する　・適用しない
b.建築物電力設備の電気主任技術者
※発注者が選任又は不必要
⊙受注者が工事中の必要な時期に選任し、その費用を負担する。期間は、（⊙完成引渡し　・受電　・　　）までとする。

1.3.5　［付加］　施工条件
a.施工時間帯は、次による。
1)設計図書等又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に関する協定(以下、近隣協定という)に、作業内容、作業日、時間等についての定めがある場合は、それを遵守する。
2)休日、祝日又は夜間に施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面によって発注者及び監理者に通知する。
b.前 a 号及び共仕 [1.3.5] 以外の施工条件は、次による。
※なし　・あり(　　)

1.3.7　［付加］　製造者及び専門工事業者の選定
a.機器・材料製造者及び専門工事業者は、設計図書等に記載されたものの中から選定し、選定届を監理者に提出する。
b.特別の理由により設計図書等に記載された機器・材料製造者や専門工事業者以外のものを選定する場合は、選定された機器・材料製造者や専門工事業者の能力、経歴等を証明する資料を監理者に提出し、発注者及び監理者の承認を受ける。
c.設計図書等に製造者名の記載がない機器、材料で、設計図書等に製造者の条件が示される場合は、これに適合する製造者を選定して、条件に適合することを証明する資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。
d.設計図書等に専門工事業者名の記載がない工種について、設計図書等で「専門工事業者による」とする工種については、選定について監理者と協議する。

1.3.10　［付加］　災害時の安全確保
a.災害、公害又は事故のおそれがある場合は、速やかに適切な処置を講じ、直ちにその経緯を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。

1.3.12　発生材の処理等　［付加］
a.引渡しを要するもの　※なし　・あり(　　)
b.特別管理産業廃棄物　※なし　・あり(　　)
c.汚染土壌　⊙なし　・あり(　　)
・受注者が土壌調査を行う(　　)
「あり」の場合の場所、数量　※設計図による　・
「あり」の場合の処理方法　※設計図による　・
「受注者が土壌調査を行う」の場合の対象範囲、調査方法等の詳細は、設計図による。
d.現場で再利用を図る発生材
・
e.再資源化を図る発生材
※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）による特定建設資材廃棄物
・

1.3.13　［付加］　養生
a.既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等が汚損を受けた場合は、速やかに監理者に報告し、復旧方法について監理者と協議のうえ、復旧する。
b.工事施工に際し、既存施設部分を汚損した場合は、発注者及び監理者に報告し、補修方法、時期について発注者の承認を受けたうえで、原状に準じて補修、復旧する。

1.3.14　［付加］　後片付け
a.工事の完成に際し、次の事項は、1.6.1による「発注者検査」までに対応する。
1)工事に伴い損傷を生じた既存の施設、工作物、樹木等は、原状に復旧する。
2)工事目的物の施設又は設備の一部を工事用に使用した場合は、設計図書等の定める条件のとおりに復旧する。

1.3.15　追補　現場代理人、監理技術者等
a.工事の着手に先立ち、建設業法に基づき現場代理人及び有資格者である監理技術者又は主任技術者を選任する。
b.現場代理人、監理技術者又は主任技術者は次による。
1)現場代理人　※本現場に専任かつ常駐とする　・他現場との兼務を可とする
・
2)監理技術者又は監理技術者に代わる主任技術者
※本現場に専任かつ常駐とする　・他現場との兼務を可とする
・
c.現場代理人は、原則として一級建築士、一級建築施工管理技士又は技術士(建設部門)の資格を有する者とする。
d.現場代理人、監理技術者又は主任技術者等の有する工事経験等は次による。
※同種、同規模の工事経験を有する
・特に要しない
・次の経験を要する（　　）

1.3.16　追補　会議等
a.発注者及び監理者が指示する各種会議又は打合せに出席する。出席者については、監理者と協議のうえ選任する。また、会議場所、会議用機材、会議用資料を提供するなど、その開催に協力する。
b.監理者の指示により、鉄骨、屋根、外装カーテンウォールその他特殊な技術を必要とする工事についての技術検討を行うため、各種の専門部会を設け、施工図や施工計画に関する技術的な検討を行い、検討結果を工事に反映する。専門部会には、必要に応じて、受注者の本社等の技術部門に属する専門家や専門工事業者の技術者を加える。
c.前 a、b 号の会議又は打合せを行った場合は、終了後速やかに記録を作成し、監理者に提出する。
d.定例会議等において、予定されている作業内容、スケジュール及び予測される事故とその予防策等について、発注者及び監理者の確認を受け、その内容を工事関係者に周知徹底する。

1.3.17　追補　識別
a.機器、材料、製品等の誤用、混用を防止するための識別管理を行う。また、検査、試験の実施状況、不適合製品についても識別管理する。
b.識別管理が必要な対象と管理の方法について、あらかじめ監理者に報告する。

1.3.18　追補　トレーサビリティ
a.工事目的物に組み込まれた機器、材料、施工等について、その履歴、使用又は所在をたどるためにトレーサビリティ管理を行い、その記録を監理者に提出する。
b.トレーサビリティ管理は、設計図書等及び次の1)に定めるものほか、2)の条件に該当する機器、材料、施工等について行う。その対象と管理方法については、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。
1)※鉄筋　※生コン　※鉄骨　※カーテンウォール（ガラスを含む）　・
2)識別記録がなければ履歴や使用部位がたどれないもので、かつ不具合が発生した場合、工事目的物の品質に重大かつ広範囲の影響を及ぼすおそれがあり、手直し、取替えが困難なもの。

看工	・・	・・	
検工	・・	・・	
		・・	
監理		・・	
		・・	
施工		・・	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計

19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

意　（通し番号　3　）
1 － 3

特記仕様書(1)

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78×570

1.3.19 追補 測定機器及びモニタリング機器の管理

a.検査、測定、試験等の測定及びモニタリングに使用する機器のうち、管理が必要な対象機器とその管理の方法について、あらかじめ監理者に報告する。
b.前 a 号に該当する機器は、適正に維持、管理、校正し、その記録を監理者に提出する。
c.監視及び測定に使用する機器が、公的試験所又はこれに準ずる試験所の管理の下にある場合は、前 a 号による管理方法の報告及び前 b 号による記録の提出を省略することができる。

4節 機器及び材料

1.4.1 付加 環境への配慮

a.トルエン、キシレン等厚生労働省指針値の揮発性有機化合物含有量調査のため、揮発性材料及び監理者の指示する材料について、安全データシート(SDS)、放散量測定報告を事前に監理者に提出する。
b.工事に使用する材料は、アスベストを含有しないもの(含有率＝0%)とする。
c.前b号に関連して、副火材、板状製品、床材等及び監理者の指示する材料については、安全データシート(SDS)を事前に監理者に提出する。

1.4.2 [付加] 材料の品質等

a.設計図書等が準拠した日本工業規格(以下、JISという)、日本農林規格(以下、JASという)、その他規格類、官公署及び電力、ガス、水道等の供給会社の各種規格等は、原則として工事請負契約時の最新のものを適用する。ただし、工事請負締結後工事中に規格等の最新版が更新された場合は、監理者と協議する。
[付加] b.設計図書等において機器、材料の品質が明示されていない場合は、適切な品質の機器、材料とし、監理者と協議のうえ決定する。
[付加] c.機器、材料に関する設計図書等の記載に「同等」「程度」等とある場合は、選定された機器、材料が所定の品質及び性能を有することの証明となる資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。
[付加] d.設計図書等において指定された機器、材料が入手困難な場合は、前 c 号により監理者の承認を受けたうえで、それと同等以上の品質、性能を有する代替品を使用することができる。
[付加] e.共住[1.4.2](b)及び前 c 号において、建築材料・設備機材等品質性能評価事業及び公共住宅用資機材品質性能評価事業の確認を受けた機器、材料については、当該評価書の写しを“品質及び性能を有することの証明となる資料”とみなす。
[置換] f.共住[1.4.2](d)を、次に読み替える。
(d)材料の色、柄等については、発注者及び設計者の指示を受ける。
[置換] g.共住[1.4.2](e)を、次に読み替える。
(e)設計図書等に定められた材料の見本を提出又は提示する。材質、仕上げの程度、色合等については、あらかじめ発注者及び設計者に確認を受け、発注者又は監理者の承認を受ける。
[付加] h.JIS Q 1000(2005)による自己適合宣言をつけられた機器、材料、製品は、JISのマーク表示のあるものとみなさない。
[付加] i.材料、製品、機器類の色合いに関する見本塗板作成に際し、各製造者等への色調指示用の色見本帳として、次を準備する。
※日建設計「基準色2010」 (※切取判 1冊 ・小型判 冊)
※日本塗料工業会「塗料用標準色 最新版」(ワイド版) 1冊
・

1.4.4 [付加] 材料の検査等

a.機器、材料を現場に搬入した時点、あるいは必要に応じて製作工場における機器、材料の製造又は組立が完了した時点で、種別ごとに自主検査を行い、検査記録を監理者に提出する。
[付加] b.量産品あるいは標準品で実測値等が整備されているものは、性能表又は能力計算書等性能の証明となるものの確認をもって前 a 号の検査とすることができる。
[付加] c.配線、配管、小型器具、雑材料その他の軽微なものは、こん包等の表示による材質、呼称寸法等の確認をもって前 a 号の検査とすることができる。
[付加] d.発注者又は監理者が指示する機器、材料の自主検査には、発注者又は監理者の立会いを受ける。
[付加] e.設計図書等に発注者の検査又は監理者の検査の定めがある場合、前 a 号の検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の立会いのもとに発注者の検査又は監理者の検査を受ける。なお、これらの検査に必要な資機材、労務等を提供する。
[付加] f.機器、材料、製品等に対する監理者の検査が海外において行われる場合、それに必要な、発注者及び監理者の交通費、宿泊費等の実費は、受注者がこれを負担する。
[置換] g.共住[1.4.4](d)を、次に読み替える。
(d)現場に搬入した材料のうち、破損や変質等により工事に使用することが適当でないものは、この工事に使用しない。

1.4.5 [付加] 材料の検査に伴う試験

a.機器、材料の試験及び施工検査に伴う試験は、次の場合に行う。
1)設計図書等に定められた場合
2)試験によらなければ、設計図書等に定める品質又は性能、機能に適合することが証明できない場合
[付加] b.前 a 号の試験の結果に疑義が生じた場合は、監理者と協議する。
[付加] c.供試体の製作要領は、設計図書等の定めによる。定めがない場合は、試験方法に基づいた適切なものを受注者が提案し、監理者の確認を受ける。
[置換] d.共住[1.4.5](d)を、次に読み替える。
(d)試験は、原則として、監理者の立会いを受けて行う。ただし、公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合、あるいはあらかじめ監理者の承認を受けた場合は、この限りでない。なお、監理者の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

1.4.7 付加 支給材料・貸与品

a.支給材料、貸与品
※なし ・あり( )
b.支給材料、貸与品の引渡しに際しては、その種別、数量、破損等の不具合の有無及び発注者が行った検査又は試験の結果を確認のうえ、受け入れる。
c.支給材料、貸与品について、工事契約の定めにより受注者等が品質確認検査又は試験を実施する場合は、次による。
種別:( ) 試験方法等:( )
d.当該工事の施工後、支給材料の使用面所、数量及び残量を監理者に報告し、残材の処置方法について監理者の指示を受ける。

1.4.8 追補 材料の検査に伴う不適合の管理、是正処置

a.検査、試験等により不合格となった機器、材料等については、その処置の手順をあらかじめ定め、それにより管理する。
b.不適合製品の処置において、規定の品質に合致しないが、特定の逸脱範囲内にあるものを限られた部位、数量について使用する場合(特別採用という)は、発注者及び監理者の承認を受ける。
c.発生した不適合製品について、同一場所又は同様の場所における再発を防止するため、不適合の原因を除去する是正処置を講ずる。品質に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの、又は発注者及び監理者の指示するものの是正処置の方法については、あらかじめ発注者及び監理者に報告する。

1.4.9 追補 海外調達

a.海外製の機器、材料、製品等を使用する場合は、あらかじめそれらが日本国の関係法令に適合し、設計図書等に定められた品質、性能を有していることを証明する資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。
b.消耗品、支給材料又は貸与品及び設計図書等に海外製品としての仕様が明記されている場合、及び機器、製品において、国内の製造者が、海外製の部品等を使用して国内製品として組立販売又は取扱いをし、補修、定期点検等のアフターサービスができる体制にある場合は、海外製とは見なさない。
c.海外製の機器、材料、製品等を使用する場合は、完成引渡し後、通常の維持管理条件下で発生した不具合は受注者の責任において対応する。この場合の保証期間は次のとおりとする。
1)設備機器、設備システム等(システム構成来材、部品を含む)
Ⅰ)保証期間5年とする。仕様書規定性能の保証は騒音レベル等の付帯的な条件を含む。ただし、性能、品質安定性に関する不具合の発現率が、機器台数又は部品数量の5%を超えた場合は、全数を保証対象とし、保証期間5年を追加延伸し、合計10年とする。
Ⅱ)維持管理、補修、定期点検等のアフターサービスについては、修理、部品交換の対応可能期間、取替え部品の対応可能期間は10年とする。
2)設備機器以外の製品等
Ⅰ)保証期間10年とする。
Ⅱ)維持管理、補修、定期点検等のアフターサービスについては、修理、部品交換の対応可能期間、取替え部品の対応可能期間は10年以上とする。
3)素材、材料等
Ⅰ)基本来材性能等の仕様の保証期間は10年とする。ただし、来材性能、品質安定性に関する不具合の発現率が5%を超えた場合は、全数を保証対象とし、保証期間5年を追加延伸し、合計15年とする。
Ⅱ)修理、取替え材料の対応可能期間は10年とする。
d.設計図書等に指定された海外製の機器、材料、製品等が所定の品質、性能に適合しないと認められる場合、又は前 c 号の保証に耐えるものではないと認められる場合は、速やかに監理者と協議し、代替品等の処置につき監理者の指示に従う。

5節 施工

1.5.1 付加 施工

a.建築工事や機械設備工事で、配線敷設や配線接続その他の電気工事が含まれる工事の施工は、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」による。

1.5.2 技能士

a.技能士の適用は、次による。
⊙とび ⊙鉄筋施工 ⊙型枠施工 ⊙コンクリート圧送
・ブロック建築 ・ALCパネル施工
⊙防水施工(⊙アスファルト防水 ⊙塗膜防水 ⊙シート防水 ⊙シーリング防水 ⊙FRP塗膜防水)
・石材施工 ⊙タイル張り ⊙建築大工 ⊙建築板金 ⊙左官 ⊙塗装
⊙建具製作 ⊙サッシ施工 ⊙自動ドア施工
⊙ガラス施工 ⊙ガラス用フィルム施工
・カーテンウォール施工
⊙内装仕上げ施工(⊙プラスチック系床仕上げ ⊙カーペット系床仕上げ ⊙天井調製下地 ⊙ボード仕上げ ⊙表装(壁装作業))
⊙塗装 ⊙樹脂接着剤注入施工 ・

1.5.4 付加 一工程の施工の確認及び報告

a.自主検査における確認項目及び検査記録の書式については、あらかじめ監理者と協議のうえ決定する。
b.工種ごとの施工が終了したときは、設計図書等の定め又は監理者の指示がある場合、その施工についての報告書を監理者に提出する。
c.電気工事を含む工種では、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」に基づいて配線敷設や接続等が行われたことを確認した検査記録を、監理者に提出する。

1.5.5 付加 施工の検査等

a.発注者又は監理者の施工の検査は、共住[1.5.4]による施工の確認(自主検査)に合格後、検査記録を監理者に提出し、これを受ける。なお、監理者の検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
b.発注者又は監理者による検査の結果、工事用図書のとおりに実施されていないことが認められ、修補又は改造を行った箇所は、発注者又は監理者の再検査を受ける。
c.自主中間検査
※受注者の判断、社内規定等により、必要に応じて行う
・次により行う
契約内容の履行を確実ものにするために、監理者の指示する時期に、受注者の本社等の検査要領(現場関係者を除く)による自主中間検査を行い、関係法令又は設計図書等に適合しない箇所等がある場合は、速やかに修補又は改造を行ったうえで、監理者に報告する。

1.5.7 [置換] 施工の立会い等

a.共住[1.5.7](a)を、次に読み替える。
(a)設計図書等に定められた場合及び監理者の指示を受けた場合の施工は、監理者の立会いを受ける。この際、適切な時期に監理者に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監理者の指示を受ける。なお、発注者の指示により、発注者が立ち会うことがある。
[付加] b.監理者が指示した場合には、監理者の立会いに代えて工事写真等の記録を整理して監理者に提出し、監理者の確認を受ける。

1.5.9 化学物質の濃度測定 [付加]

a.建築物の室内空気中に含まれる揮発性有機化学物質等の濃度測定は、27章による。
b.測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は、27章による。
c.施工中における接着剤等の有機溶剤や使用材料相互の干渉による臭気について、発生のおそれのある場合は、事前に臭気測定計画書を監理者に提出のうえ、施工中の必要な時期に監理者の立会いのもと測定を行い、その結果を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。測定方法は、携帯型臭いセンサーによる簡易測定程度とし、測定箇所数及び判定基準は、次による。
測定箇所数 ※各対象室の中央部1箇所 ・
判定基準(6段階表示法による臭気強度) ・1.0以下 ※2.0以下 ・

1.5.10 追補 工法等の選定

a.設計図書等に記載のない施工の手段、手法については、受注者の責任においてこれを決定し、その内容を監理者に報告する。
b.関係法令等により特定の基準によって施工することが定められている場合は、これに従う。

1.5.11 追補 プロセスの妥当性確認

a.事後の検査、試験では結果が十分に検証できない工程については、認定された者が認定された設備を使用して、定められた方法及び手順により作業を行い、その工程を監視、管理し、記録を監理者に報告する。
b.前 a 号の対象となる工程は、鉄筋の圧接、鉄骨の溶接のほか、完成後隠ぺい部となる耐火被覆や防火区画部の処理、カーテンウォールファスナー等の固定部等、建築物の性能に重大な影響を及ぼすおそれがあるものが該当し、対象となる工程を要員、設備、方法、手順、管理及び記録の方法と併せて、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。
c.記録は、確認チェックのみではなく、形状寸法の測定結果及び写真等により、確認した内容が把握できるものとする。

1.5.12 追補 施工の検査に伴う不適合の管理、是正処置

a.施工の検査に伴う不適合の管理、是正処置は、1.4.8に準じて行う。

6節 完成、検査

1.6.1 [置換] 完成、検査

a.共住[1.6.1](a)を、次に読み替える。
(a)この工事の完了に当たっては、監理者の立会いのもとに発注者による「発注者検査」を受ける。発注者にこの検査を求めるときは、次の(1)から(4)までに示す要件を満たすものとする。
(1)工事用図書に適合していることを確認し、すべての工事が完了している。
(2)発注者及び監理者からの指示を受けた事項がすべて完了している。
(3)特仕[1.6.1] c.から l.の各種検査及び検査結果に基づく設要修補等がすべて完了している。
(4)設計図書等に定められた、工事完成時の提出図書の整備がすべて完了している。ただし、設計図書の定めの又は発注者及び監理者の承認を受けて後日提出するものを除く。
[置換] b.共住[1.6.1](c)を次に読み替える。
(c)契約図書に規定する部分引渡しに係る工事の完了により、発注者に対して監理者の立会いのもとに検査を求めるときは、部分引渡しに係る工事について、(a)の(1)から(4)までの要件を満たすものとする。ただし、特仕[1.6.1]f.の検査の時期は、監理者と協議し、工事完成時の提出図書の範囲は、発注者と協議する。
[付加] c.工事の完成に当たって、受注者等の自主検査を行ったうえで、受注者の本社等の検査員(現場関係者を除く)による「自主検査」を行う。自主検査に先立ち、自主検査計画書を監理者に提出する。検査の結果は、関係法令又は工事用図書に適合しない箇所等がある場合は、速やかに補正を行ったうえで、監理者に報告する。なお、自主検査報告書作成については「提出書類作成要領」による。
[付加] d.前 c 号の報告ののち、監理者による「監理者検査」を受ける。
[付加] e.前号の検査の結果、修補又は改造が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに修補又は改造し、監理者の再検査を受けるとともに、官公署その他関係機関に対し必要な手続を行う。
[付加] f.前 c、d、e 号の各検査により、すべての工事が完了していること、及び設計図書等と契約条件並びに関係法令等の規定に適合していることが確認されたのち、監理者の本社等の検査員(現場関係者を除く)による「完成検査」を受ける。
[付加] g.前 f 号の検査の結果、修補又は改造が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに修補又は改造し、監理者の再検査を受ける。
[付加] h.完成時の諸検査の日程、方法については、関連工事との調整を行い、必要により関連工事の受注者等同席のうえ、協同して検査を受ける。
[付加] i.工事の完成に際し、すべての機器及び設備について、原則として試運転調整を完了した状態で、受注者等による次の検査、試験を行う。また、検査結果について報告書を監理者に提出し、監理者検査に協力する。
1)外観検査(出来形検査)
目視、聴音又は手で触るなどにより、各機器、装置が設計図書等に示す構造、材料、安全、耐久、保守、衛生等について要求に合致することを確認する。
2)個別性能機能検査:
次により各機器及び各装置の個別の性能、機能を設計図書等と照合し、その適合性を確認する。
イ.機能検査:運転、作動状態での試験に先立ち、通水、通気、通電等の試験を行う。次に各機器、装置の単体の動作試験を行い、運転状態及び各種動作が正常であることを確認する。
ロ.性能検査:各機器、装置の単体での性能が、設計図書等に定められた流量、圧力、温度、電圧、電流等と合致することを確認する。
ハ.水質検査:飲料水は、公立の保健所又は試験所に依頼し、水質基準に適合することを確認する。
3)総合性能機能検査
複数の工種にまたがって性能、機能を発揮する機器、装置について、関連工事の受注者と協同して総合的な性能機能検査を行い、その適合性を確認する。主な確認項目は、次による。なお、検査に先立ち検査計画書を作成し、監理者の承認を受ける。
イ.全停電・復電総合検査(検査における条件等は電気設備工事設計図により、検査の要領等は、「提出書類作成要領・受注者検査要領」による。)
ロ.防災総合検査
ハ.タンク、水槽関連総合検査(設備工事のみ)
ニ.自動制御総合検査(設備工事のみ)
ホ.中央監視盤総合検査
ヘ.総合運転による騒音、振動検査
ト.完成時の室内環境測定
チ.セキュリティシステム検査
リ.その他、発注者及び監理者の指示する検査
4)設計図書等に定める環境下における設備機器の性能、機能、室内環境の検査
設備機器の性能、機能、室内環境について、夏季及び冬季の各気象条件が設計条件に近い日における測定結果が、それぞれ満足していることを確認する。建築物の完成時期等により発注者への引渡しまでに実施できない場合は、発注者及び監理者の承認を受け、1,7,9に従る完成後の性能機能検査として実施する。
5)BEMS(ビルエネルギー管理システム)、FMS(ファシリティ管理システム)等の機能検査:
管理システムが設計図書等の仕様のとおりに機能することを確認する。
6)自然換気システムの作動確認、取扱い説明及び自然換気性能の確認
自然換気システムの作動確認、取扱い説明及び自然換気性能の確認を行う。風速、降雨等による制御を行うシステムの場合は、所定の条件で作動することを確認する。また、建築物利用者向けの自然換気利用取扱い説明書を作成し、発注者及び建物管理者に説明のうえ提出する。
なお、自然換気性能の確認は、次による。
※行わない ・下記により行う
イ.確認内容 風量測定及びその結果に基づく定量的評価を行う
ロ.確認時期 測定は、原則として工事完成前とする。やむを得ず竣工引渡し後となる場合は、発注者及び監理者の承認を受け、実施日については、発注者及び建物管理者と協議する。
ハ.事前準備 (※中間期 ・年間)における現場付近の風向、風速を測定する。
ニ.測定方法 ※CO2濃度計測器方式 ・圧力差方式 ・トレーサーガス方式
・その他( )
ホ.測定箇所 各階( )箇所 計( )箇所
ヘ.測定日数 ( )日
ト.定量的評価 上記測定を元に、自然換気による年間エネルギー削減量を算出する。
チ.その他 測定に先立ち、測定方法を記載した自然換気性能機能検査計画書を作成して監理者に提出し、承認を受ける。測定及び評価後は、報告書にまとめ、発注者及び監理者に提出する。
7)機械負荷による冷暖房機能検査
冷房・暖房機能について、関連機器及び各装置の性能、機能を設計図書等と照合し、設計条件相当の負荷(機械負荷)による測定を行い、その適合性を確認する。測定要領は、機械(空調)設備設計図による。
イ.冷房性能測定 対象室:( )
ロ.暖房性能測定 対象室:( )
j.重点品質管理項目
下記の重点品質管理項目については、施工造り込み段階からプロセスに沿った品質管理フローを作成し、製作要領書や施工計画書にて監理者と合意した内容や自主検査等を確実に実施する。
1)建築
①躯体工事における品質確保
配筋検査(コンクリート打設前検査)の全数実施と検査記録保管(写真含む)
設備開口、設備スリーブ位置の確認、補強方法確認
鉄骨工事における建方精度確保、鉄骨溶接部・継手部の品質確保
地下躯体、ピット躯体におけるひび割れ及び漏水防止対策
②屋上・外装からの漏水防止
防水工事検査の実施と検査記録保管(写真含む)
外装建具、外壁止水ラインの止水性能確保と検査記録保管(写真含む)
設計性能確保のため、外装性能検討書を作成し確認(外部建具・ガラス、外装パネル、外装ECP/ALC等)
③外装材の落下防止【外装建具・石・金属パネル・ALC/ECP・外装ルーバー・サイン等】
副風圧性能や耐震性能を強度計算検討書等を作成し確認
外装ファスナー固定部や外装用2次部材と外装材固定状況の確認
外装材固定ネジ、ビス類の材質、強度、緩み防止措置について確認
④遮音区画・遮蔽区画・防火区画の性能確保
外壁と間仕切り取り合い部、スラブ取り合い部において性能に応じた仕様や層間区画が形成されていることを確認し、検査記録保管(写真含む)
⑤内外区画の断熱性能・気密性能(遮蔽性能)確保
内外断熱ラインや断熱範囲、気密ラインが設計図書や施工計画書通り施工されているか確認し、検査記録保管(写真含む)
⑥天井LGS下地・壁LGS下地等、隠蔽部の品質確保
壁LGSの高さに応じた使用材料やスタッド、開口補強材(設備開口部含む)の配置・固定状況を確認し、検査記録保管(写真含む)
天井LGS下地の耐震補強配置や補強材料を確認し、検査記録保管(写真含む)
⑦備品の地震時転倒等を考慮した納まり、清掃しやすい納まり・仕上げ等の検討を、現場段階においても確実に行う。
⑧内装・設備工事期間と検査及び試運転調整期間を十分に確保する。
2)電気設備
①受変電における電気制御機能確保
②幹線・動力接続部の接触不良、絶縁不良の防止
③容量オーバー、盗電事故の防止
④中央監視ポイントの確認
⑤全停電・復電総合検査(セキュリティ・防災連動含む)の確実な実施
⑥誤差への電源供給系統機連い、誤接続の防止
3)空調・衛生設備
①設備配管・ダクトの漏洩・誤接続防止
②給排気量・エアバランス・騒音・振動等の設計性能確保
③臭気等が発生する諸室における排気設備の位置や結露防止の確認
④諸室における非常時も含めた基本性能(騒音、振動、温湿度、差圧、空気清浄度)確保

1.6.2 [置換] 法定検査

a.共住[1.6.2]を、次に読み替える。
(a)建築基準法第7条から同法第8条の4までに定められる検査その他設計図書等に定める法令上必要とされる関係機関による検査のうち、発注者が申請者となっているものの検査に先立つ適切な時期に、工事の内容が設計図書等(計画変更確認申請は、変更の協議や申請が行われた場合は、確認済みの図書を含む)のとおりに実施されていることを確認して、監理者の検査を受ける。
(b)(a)の検査に合格したのち、監理者の立会いのもとに発注者の検査を求め、これを受ける。
(c)発注者が受ける法定検査に監理者とともに立ち会い、検査の記録を作成する。また、検査の申請に必要な工事関連書類作成及び資料提供のほか、検査に必要な資機材や労務を提供するなど受検に協力する。
(d)(a)の検査又は法定検査に合格しないときは、修補、改造その他必要な処置を行う。これらの処置への対応は、工事約款の定めによる。

1.6.4 追補 部分使用

a.工事中に工事目的物の一部を発注者が使用する「部分使用」がある場合は、当該部分について、共住[1.6.5]に定める監理者による施工の検査及び1.6.1項に準じた諸検査を受ける。部分使用に関して必要な官公署その他への手続については、発注者に協力する。

7節 完成図等

1.7.1 [置換] 完成時の提出図書

a.共住[1.7.1(a)]を、次に読み替える。
(a)工事完成時の提出図書は、次による。
※完成図
※保全に関する資料
※竣工写真
※施工図
※以下の1.7.1 c.1)による ・
※施工計画書等
※以下の1.7.1 c.1)による ・
※その他「提出書類作成要領」に示す図書
・竣工パンフレット 発注者用 部、監理者用 部
竣工パンフレットは、竣工写真及び建築物概要、設計コンセプト等を記載したもので、体裁、内容等は監理者の指示による。体裁は、監理者の指示がない場合は、A4判2つ折りカラーオフセット印刷とする。提出時期は、発注者との協議による。
・
[付加] b.工事完成時に提出する図書類の種別、内容、書式、提出部数等は、「提出書類作成要領」による。
[付加] c.工事関係図書を整理のうえ、次により発注者及び監理者に各1部を提出するとともに、工事完成引渡し後も自ら保管する。
1)提出、保管する工事関係図書
※施工図等
(※すべて ・監理者の指示する施工図等 ・)
※施工計画書、施工要領書、試験計画書
(※すべて ・監理者の指示する施工計画書等 ・)
※検査記録
(工事中のすべての受注者等、監理者、官公署による検査等の記録を含む)
※施工報告書、試験報告書
※工事写真
※会議記録、打合せ記録
※タイル先付けPC及び石先付けPCの製作・施工記録、試験・検査の記録及びタイル補修張りの記録
※各種計算書(設備関連、耐震関連、耐風圧関連等)
・
2)受注者による保管期限(工事完成引渡し日から起算)
※15年 ・
3)提出・保管媒体
※デジタルデータ(PDF、TIFF等) ・原本( ) ・
[付加] d.前 a、c 号により発注者に提出された図書等の著作権にかかわる当該建築物に規定する使用権は、発注者に無償で委譲するものとする。

審査	. .	. .	
検査	. .	. .	
		. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏 一級建築士
玉野 和信 一級建築士

日建設計

19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

特記仕様書(2)

意 (通し番号 4)
1 － 4

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78×570

1.7.2 付加
完成図

a.完成図は、完成した工事目的物に関する情報を整理、記録し、完成時の状態を表現したものであり、工事目的物の維持保全及び将来の改修、増改築等のための基本情報として使用することを目的として作成する。
b.完成図は、監理者の確認を受けた後、工事目的物の完成時に、発注者及び監理者に提出する。
c.完成図の種類
・共仕[表1.7.1]による
※「提出書類作成要領」(3章)(工事完成時に提出する書類)による。また「特記仕様書」等の記載項目は省略しない。このうち、完成図とする主要な詳細図等は、次による。
建築意匠図：⊙階段詳細図　⊙平面詳細図　⊙断面詳細図　⊙展開図
⊙各部詳細図(標準詳細図を含む)　⊙天井伏図
⊙建具表　・建具符号図　⊙外構詳細図　○敷地図　⊙仕上表
⊙シールド詳細図　⊙昇降機、気送管詳細図
⊙家具、仕上ユニット図　⊙雨水排水図　⊙病室詳細図
⊙医ガス系統図
建築構造図：⊙構造関連詳細図　・
設備図　：※設計図面に準拠して作成する　・
※完成図に添えて、次を提出する。
◉防火区画図、排煙区画図
⊙各種防災設備プロット図
・防耐火構造種別図、同構造詳細図(大臣認定証の写し等)
⊙建築基準法12条5項の報告に必要な各種図面
⊙構造積載荷重範囲図
・
(置換) d.共仕[1.7.2(b)]を次に読み替える。
(b)完成図の様式、サイズ、体裁、提出部数等は、「提出書類作成要領」によるとともに、次による。原図及び電子媒体の各1部は設計者用とし、監理者を通じて発注者に提出する。

種類	サイズ	製本等の体裁	紙質等	部数	備考
原図	A1判	－	トレーシングペーパー	1	3つ折り図面ケース入り
製本1	A1判	2つ折り製本	普通紙	2	表紙及び背表紙にタイトル入り
製本2	A3判(縮小)	2つ折り製本	普通紙	2	表紙及び背表紙にタイトル入り
製本3	A1判	A4判折込み製本	普通紙	1	黒表紙銀文字製本
原図のCADデータ	－	電子媒体(CD-R、DVD-R等)	－	2	媒体にタイトル印刷
原図のPDFデータ	－	電子媒体(CD-R、DVD-R等)	－	2	媒体にタイトル印刷

1)原図及び製本用紙への印刷は、原則としてそれぞれCAD出力プリントとする。
2)CADデータのファイル形式はAUTOCADとし、作成要領は、監理者の指示による。

e.完成図は、施工中の変更点を網羅し完成の姿を正確に表示する。
f.貸室等で、工事目的物の完成後に、テナント工事等の別途工事により出来形が変わる場合で、次に示すものは、工事目的物の完成状態を示す完成図と別途工事完了後の状態を示す完成図の両方を作成する。
・適用する(範囲：　　)
※適用しない
g.実際の施工に使用した仕上げ材料の製造者、品名、品番、色番等のデータは、完成図仕上表の備考欄に記載する。

1.7.3 付加
保全に関する資料

a.共仕[1.7.3(a)(1)～(5)]に示すほか、保全に関する資料として、次のものを監理者の確認を受けたのち、発注者に提出する。
※保証書(原本)
※保守及び緊急連絡先
※機器類操作点検等取扱い引継ぎ書
※監理者の指示する機器完成図
※敷地境界立会い記録
※地中仮設残存物記録
※設備関係測定報告書
・保全マニュアル
・長期修繕計画書
・
b.保全に関する資料の部数等は、「提出書類作成要領」による。
c.次に該当する建築物部位、設備、部品等については、建築物等の利用、維持管理、保全に関する説明書及び機器取扱い説明書を作成し、監理者の確認を受けたのち発注者に提出し、発注者又は発注者の指定する建物管理者等に対して取扱い説明を行う。取扱い説明が完了した場合は、その記録を添えて監理者に報告する。
1)特殊な操作を必要とするもの
2)特殊な手入れを必要とするもの
3)使用上、保全上特別な注意を必要とするもの
4)専門工事業者への保全管理委託を必要とするもの
5)定期的に状態や機能を点検する必要があるもの
6)経年劣化等により更新、取替え等が必要なもの
7)その他、事故、早期の損耗や劣化等を避けるために必要と思われるもの

1.7.5 追補
竣工写真

a.竣工写真の提出は、次によるほか、「提出書類作成要領」による。
1)提出写真カット数　外観(　20　)　室内(　40　)　航空写真(　10　)
2)カラープリント提出部数等

区分	提出先	アルバムの形式	提出部数
⊙アルバム1	発注者	※フォトブック形式 ・台紙アルバム形式	2
⊙アルバム2	監理者	※フォトブック形式	1

注)1.フォトブックは下記程度とし、写真のサイズ、レイアウト等詳細は、発注者及び監理者と協議する。その他詳細は「提出書類作成要領」による。
サイズ　：※内面260mm×260mm　・
装丁　：※ハードカバータイプ　フルフラット製本
紙質等　：※シルク紙高画質印刷　・印画紙　・
参考　：エスエス企画　建築写真PR026スクエア　程度
2.フォトブック形式のアルバムを作成した場合は、フォトブックのPDFデータ(高品質、200pixel/inch以上)も提出する。(発注者用 1部、監理者用 1部)
3.台紙アルバム形式の詳細は、「提出書類作成要領」による。

b.竣工写真のデジタル画像データ等は、次による。
1)提出部数　2 部　(発注者提出用 1 部、監理者提出用 1 部)
2)解像度　キヤビネ判フルカラー400dpi(長辺方向2,600pixel)以上
フォトブックの体裁にかかわらず、データはキヤビネ版サイズのものとする。また、提出するデータにおいて、各画像が横向きとならないようにする。
3)ファイル形式　※TIFF(圧縮　LZW)　⊙JPG(圧縮　最高画質)
4)カラーモード　RGB
5)記録媒体　CD-R、DVD-R等
フォルダ形式及びファイル名は、監理者の指示による。
6)その他　通し番号と撮影及び各写真の撮影者を記した写真一覧表のExcel等のデータを添付する。やむを得ず画像データが上記仕様を満たすことができない場合は、画像データのほか、キヤビネ版カラープリントによるパウ写真全数(1部)を監理者に提出する。
c.撮影者は、次による。　・
※監理者の承認する撮影者　・建築写真専門家(監理者と協議のうえ選定)
d.撮影時期その他の撮影条件は、次による。
・

1.7.6 追補
鍵合わせ等

a.鍵合わせ、各種計量器確認等を行う。その日程、方法は、監理者と協議のうえ決定する。発注者及び監理者の立会いについては、監理者の指示による。
b.鍵の提出に当たっては、鍵に整理札を付け、それに整合した建具配置図及び鍵明細書とともに、鍵箱に整理、収納して発注者に提出する。必要により設備関係、操作ボックス関係の鍵類も併せて収納する。
c.鍵箱の仕様　※必要本数を収納できる市販品程度　・

1.7.7 追補
引渡し

a.1.6.1による「発注者検査」終了後、設計図書等に定める各種の図書類、物品又はこれに代わる目録を添えて、発注者に工事目的物を引き渡す。なお、引渡しは監理者の立会いのもとに行う。
b.工事目的物の引渡しに際して提出する予備材料、備品、工具等は、次による。
・

1.7.8 追補
部分引渡し

a.部分引渡しは、1.6.1 b.による検査と受けたのち、1.7.7に準じて行う。

1.7.9 追補
完成引渡し後の検査及び調査

a.完成引渡し後でなければできない受注者の検査等で、必要により監理者の指示する事項については、瑕疵期間内の監理者の指示する時期に検査、測定、調査等を行い、その結果を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。
b.建築物の完成時期等により、工事完成までに確認できない設備機器の能力及び室内環境等については、完成後の性能機能検査として完成引渡し後1年以内の夏季及び冬季で気象条件等が設計条件に近い日に測定し、設計図書等に定める性能、機能、室内環境との適合性を確認する。竣工までに完成後の性能機能検査の項目と方法、検査スケジュール、検査体制を記載した完成後の性能機能検査計画書を作成し、発注者、建物管理者及び監理者に提出して承諾を受け、竣工引継ぎ書に添付する。完成後の性能機能検査実施後は測定報告書を速やかに作成し、発注者又は監理者に提出する。
c.工事目的物の完成引渡し後、設備機器等についての1年間の運転実績を測定、調査し、その結果を整理、考察のうえ、発注者、建物管理者及び監理者に報告する。本号の適用は、次による。
※行わない
・次の項目について行う
・年間一次エネルギー消費量
・年間電力消費量と内訳
・年間ガス消費量と内訳
・年間油消費量と内訳
・年間給水量と内訳
・新技術導入の効果(　　)
・その他(　　)
d.工事目的物の完成引渡し後、設備水槽ほか各種水槽の機能確認及び外壁ガラリにおいて、臭いの状況や空気環境等についての運転実績を調査し、その結果を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。測定方法は、携帯型臭いセンサーによる簡易測定程度とし、測定位置、測定箇所数及び判定基準は、次による。
測定位置　※OA取入れガラリ　※EA排気ガラリ(測定は空調工事)
なお、汚水雑排水配管及び汚水排水槽等の通気口は除く。
※設備マンホール蓋上(衛生工事にて設置の防臭型マンホールに限る)(測定は衛生工事)
測定箇所数　※各所1箇所　・
判定基準(6段階表示法による臭気強度)　・1.0以下　※2.0以下　・
なお、水槽にはオイルタンクは含まず、また水槽を有しない電気設備工事では実施しない。

8節 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく対応等　追補

1.8.1
一般事項及び適用範囲

a.本工事においては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年法律第53号)(以下建築物省エネ法という)に基づき、建築物のエネルギー消費性能基準(以下、省エネ基準という)への適合を図る。
b.建築物省エネ法に係る本工事の該当区分は、次による。
・適合義務(適合性判定)を要する特定建築物　・届出対象建築物　⊙該当なし
c.適合義務を要する特定建築物に該当する場合は、工事完了時の完了検査申請書に添付する「省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書(省エネ基準工事監理報告書)」に必要な書類等の作成に協力する。

1.8.2
施工計画書

a.設計図書に示された省エネ基準に係る建築材料や設備の施工に先立ち、施工計画書を作成して監理者に提出する。
b.施工計画書には、省エネ基準に係るすべての材料、製品、機器等の仕様及び施工要領を記載する。

1.8.3
工事の検査、報告及び記録等

a.設計図書に示された省エネ基準に係る建築材料や設備の性能、仕様等のとおりに工事が実施されていることを自主検査により確認し、検査報告書を作成して監理者に提出する。
b.検査報告書には、使用した材料、製品、機器等の製造者、仕様、性能等が示された証明書、納入仕様書等を添付する。
c.具体的な自主検査及び確認の方法や、報告書の書式等については、監理者の指示による。

2章　仮設工事

1節 一般事項

2.1.3 追補
仮設計画書

a.仮設計画のうち主な内容を仮設計画書に表し、工事が円滑に進行するために必要な時期に監理者に提出する。

2.1.4 追補
工事用電力及び工事用上下水道

a.工事用電力
構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる(※有償　・無償)
b.工事用上下水道
構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる(※有償　・無償)

2節 縄張り、遣方、足場その他

2.2.1 付加
敷地の状況確認及び縄張り

a.敷地内及び敷地周辺について現地調査を行い、その結果を監理者に報告し、仮設計画書等に反映させる。現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある周辺道路、周辺の井戸・池・地下水脈、隣接の建築物・工作物、樹木、上下水道・ガス・電気・通信等地下埋設物・地下交通網に重点を置き、その現況を正確に把握する。
b.敷地について次の要領により測量を行い、その結果を監理者に報告するとともに、仮設計画書等に反映させる。
1)隣地及び道路との境界は、隣地関係者、道路管理者及び監理者の立会いのもとに確認し、記録を作成する。
2)敷地の高低を測量し、道路との高さ関係・排水勾配等について設計図と照合する。

2.2.4 付加
足場その他

a.仮囲いの材料・外観・仕上げ等については、監理者と協議する。
b.仮囲いからの工事用水の流出、ペット等の小動物の侵入等の対策を行う。

3節 仮設物

2.3.1
監理者事務所、受注者事務所等

a.監理者事務所の設置
※設ける　・設けない
b.監理者事務所の規模
・10㎡程度　・20㎡程度　⊙35㎡程度　・65㎡程度　・100㎡程度
・　㎡程度
⊙上記のほかに会議室(受注者等と共用で可。　30　㎡程度)
⊙上記のほかに休憩室、更衣室(　10　㎡程度)
c.監理者事務所の内装仕上げは、次の程度とする。

部位等	仕上げ
床	ビニル床シート張り又はタイルカーペット
壁	合成樹脂エマルションペイント塗り、壁紙張り又はプリントせっこうボード
天井	化粧せっこうボード又はロックウール化粧吸音板

[(b)置換] d.監理者事務所の備品等
1)監理者事務所には、照明・電力・給排水衛生・冷暖房等の設備を設け、次の備品を置く。数量は、監理者の指示による。
机、いす、会議テーブル、書棚、見本棚、衣類ロッカー、ゴム長靴、雨がっぱ、安全帯、携帯灯具、消火器、温度計、掛時計、ごみ箱、白板、給茶器、図面筒、電話、デジタルカメラ(広角撮影が可能なズーム付きタイプ)、カラー複合機(プリンター、コピー、スキャナ、ファクシミリの機能を備え、A3判まで対応可能なもの)、液晶プロジェクター、映写スクリーン、シュレッダー、事務用品一式
2)監理者事務所には、次のOA環境を備える。
イ.原則として光回線2回線(プロバイダー加入を含む)を引き込むものとする。そのうちの1回線は、固定IPアドレスの回線とする。(例：OCN光「フレッツ」IPl・ファミリータイプ程度)
3)監理者事務所の光熱水料、図線使用料、消耗品補充及び清掃費用は、受注者の負担とする。
[(d)置換] e.工事名称等の表示
1)仮囲いや外部足場外面に、関係法令に定める掲示物のほか、監理者の指示する工事名称・発注者・設計監理者等の表示を設ける。その他の看板等の掲示物については、監理者と協議する。
2)外部足場外面又は建築物鉄骨外周面の上層部分等に、工事名称・発注者・設計監理者等の表示を設ける。表示の要否・時期・位置・内容・形態・寸法については、監理者の指示による。また、その他の看板等の設置については、監理者と協議する。
3)設計・監理者看板の指定
・適用する　⊙適用しない
①仮囲い用
掲示すべき表示のうち、「設計監理者看板」として次を支給する。
※角型シート[900角](※1枚　・　枚)
※短冊形シート[W1,000×H3,000](※3枚　・　枚)
・その他(　　)
②外部足場用
掲示すべき表示のうち、「設計監理者看板」として次を支給する。支給品の品質・保管・施工状況への適合については、受注者の責任において確認する。支給品の撤去は、受注者の責任において適切に行い、再使用可能な場合は専門工事業者にて洗浄・補修のうえ、こん包し、監理者の指示する方法にて返却する。
※ロゴ入り養生シート[W3,600×H5,100](※2枚　・　枚)
・その他(　　)

2.3.4 追補
工事用通路

a.敷地内の工事用通路は、外構・造園・埋設工作物等との位置関係を考慮して設置する。
b.工事用通路は、近隣への影響・工事の規模・通過する車両・地盤・工程等を考慮して、砂利敷き・鋼鈑舗装・鉄板敷き等とし、適切な維持管理を行う。

4節 仮設物撤去その他

3章　土工事(特記仕様書・建築工事(構造)編による)

4章　地業工事(特記仕様書・建築工事(構造)編による)

5章　鉄筋工事(特記仕様書・建築工事(構造)編による)

6章　コンクリート工事(特記仕様書・建築工事(構造)編による)

7章　鉄骨工事(特記仕様書・建築工事(構造)編による)

8章　コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

1節 一般事項

8.1.2 追補
耐震・耐風圧性能

a.荷重条件は、「工事概要書 2-2 構造設計条件」による。
b.耐震要求性能は、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」によるほか、次による。
1)設計用震度に対して、パネル及び取付け金物等は短期許容応力度以下とし、パネルの破損や脱落、取付け金物の有害な残留ひずみがないものとする。
c.耐風圧性能
1)設計用風圧力に対して、パネル及び取付け金物等は短期許容応力度以下とし、何ら損傷を生じないものとする。

2節 補強コンクリートブロック造

8.2.2
材料
8.2.4
コンクリートの調合
8.2.5
鉄筋の加工及び組立

a.種類及び厚さは、次による。
※設計図による
・空洞ブロック16
・普通ブロック　正味厚さ(mm)　・120　・150　・190
・防水性ブロック　正味厚さ(mm)　・120　・150　・190
・
b.躯体[表8.2.2]以外のコンクリートの設計基準強度
・設計図による　・Fc21N/mm²　・
c.各部の配筋　※設計図による　・
[付加] d.防水性ブロック使用箇所の躯上げモルタル、目地モルタルは防水剤入りとする。

3節 コンクリートブロック帳壁及び塀

8.3.2
材料

a.種類及び正味厚さは、次による。

箇所	断面形状及び圧縮強さによる区分	透水性による区分	正味厚さ(mm)
・間仕切、地下外壁、外壁	※設計図による ・空洞ブロック16	普通	・100　・120　・150
・外壁の化粧積み	※設計図による ・空洞ブロック16	防水性	・100　・120　・150
・ブロック塀	※設計図による ・空洞ブロック16	・普通 ・防水性	高さ≦2mm　※120　・150 高さ＞2mm　※150　・

b.モデュール寸法(長さ×高さ)
・設計図による　※400mm×200mm
c.各部の配筋　※設計図による　・

8.3.7 置換
衛生配管用裏積みブロック積み

a.層仕の本項は適用しない。

9章　防水工事

1節 一般事項

9.1.2 付加
基本要求品質

a.防水層は、「工事概要書 2-2 構造設計条件」による設計用風圧力に対して、はく離、飛散、防水層の破断等の不具合が発生しないものとする。
b.露出防水は、耐久上及び美観上有害なふくれ、浮きがなく、下地への適正な接着性を保持する。

9.1.3 付加
施工一般

a.防水の下地となるコンクリート面の含水率は8%以下とする。防水施工前に、下地コンクリート面の含水率を測定し、監理者に報告する。
b.陸屋根の場合、屋根防水層の水勾配は、スラブ勾配で確保する。設計図に水勾配の指定がない場合は保護コンクリートのあるものは1/100以上、保護コンクリートのないものは1/50以上を標準とする。
c.各種露出防水工法(ステンレスシート防水、チタンシート防水を含む)は、設計用風圧力(負圧)に対する計算書を作成し、監理者に提出する。

9.1.4 追補
防水の保証期間

a.防水工事は、専門工事業者による責任施工とし、保証(止水性能)に関する資料を監理者に提出する。保証期間は、完成引渡し日より次による。

	防水種別	保証期間	備考
・アスファルト防水　保護層有		※10年　・	
⊙アスファルト防水　保護層無		※10年　・	
・改質アスファルトシート防水		※10年　・	
・合成高分子系ルーフィングシート防水		※10年　・	
⊙複合塗膜防水	注1)	※10年　・	
・塗膜防水		※10年　・5年　・	
・ポリマーセメント系塗膜防水		※ 5年　・	
・ステンレス防水、チタンシート防水		※10年　・	
・ケイ酸質系塗布防水		※ 5年　・	
・			

注1)ウレタン系塗膜防水(X-1)等、2層以上の防水層を組み合わせた構成として、下地のひび割れに対する追従性及び防水性を向上させた塗膜防水。

9.1.5 追補
防水の水張り試験・散水試験

a.水張り試験　・行う　⊙行わない
1)試験対象部位は次による。
※屋根(※範囲は設計図による　⊙全数　・　　)
・設備水槽(※範囲は設計図による　・全数　・　　)
・グリーストラップ(※範囲は設計図による　・全数　・　　)
・排水溝(※範囲は設計図による　・全数　・　　)
・地溝し(※範囲は設計図による　・全数　・　　)
・浴槽(※範囲は設計図による　・全数　・　　)
・地(※範囲は設計図による　・全数　・　　)
・(　　)(※範囲は設計図による　・全数　・　　)
2)水張り試験の時間　(※24時間　・48時間　・　　)
3)水張り試験における水深は、設計荷重を越えない範囲で設定する。
4)試験方法等については、試験計画書を作成し、監理者の承認を受ける。
5)試験により不具合が発生した場合は、必要な処置を行った後、再度試験を行う。
b.散水試験　・行う　⊙行わない
1)試験対象部位は次による。
※設計図による　⊙(外装とサッシの代表的な取り合い部分　)
2)対象部位に散水を行い、漏水がないことを確認する。散水は原則としてノズル圧力4MPa、噴角10度にて、試験部位から約120cmとなる位置より行い、1箇所あたりの試験時間は10分間以上とする。
3)シーリング部の散水試験実施時期は、シーリング施工完了時点とする。ただしダブルシーリング方式の場合は、次による。
※二次シール(内部側)施工完了時点で、一次シール(外部側)施工前
・二次シールと一次シールとも施工完了時
4)試験方法等については、試験計画書を作成し、監理者の承認を受ける。
5)試験により不具合が発生した場合は、必要な処置を行った後、再度試験を行う。

9.1.6 追補
シーリングの保証期間

a.保証期間
外装シーリング材は、完成引渡し日より次の保証期間内にシーリング材の破断、はく離又はこれらに起因する漏水等が生じた場合、原因調査のうえ無償にて補修を行う。SR-2、MS-2、SR-1、PS-2は、ワーキングジョイントを含む。

材料	SR-2	SR-1 MS-2	PS-2	ストラクチュアルグレージング ジッパーガスケット 強度保証とも	グレージング チャンネル、ビード	
					CR、EPDM	PVC
保証期間	7年	5年	3年	10年	7年	2年

b.完成引渡し時に、シーリングに対する定期点検等の注意事項及び発注者の定期点検を代行する場合の時期、方法、費用等を発注者に提出する。

2節 アスファルト防水

9.2.2 [(b)付加]
材料

a.アスファルト
※3種
⊙製造者の仕様による防水工事用の低臭低煙形のアスファルト
b.アスファルトルーフィング類
・
1)改質アスファルトルーフィングシート、部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
・設計図による
⊙躯体[表9.2.3～表9.2.8]による。
・

審工	・　・	・　・	
検工	・　・	・　・	
		・　・	
監理		・　・	
施工		・　・	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計
19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

特記仕様書(3)

(意)(通し番号　5　)
1 － 5

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78×570

c,押え金物の仕様
・設計図による
⊙アルミニウム　L-30×15×2.0程度
・ステンレス　L-30×30×1.5程度
・

d,屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材
1)材質　・設計図による
・JIS A 9521(建築用断熱材)による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き)又はJIS A 9511(発泡プラスチック保温材)による A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b(スキンあり)
・防水シート製造者の仕様による
・
2)厚さ(mm)　※設計図による　・25　・35　・50　・
e,屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材
1)材質　・設計図による
・JIS A 9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又はJIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの
・防水シート製造者の仕様による
・
2)厚さ(mm)　※設計図による　・25　⊙35　・50　・
・
f,絶縁用シート
1)屋根保護防水密着工法及び屋根保護防水絶縁工法
・設計図による
・ポリエチレンフィルム　厚さ(※0.15mm以上　・　)
2)屋根保護防水密着断熱工法及び屋根保護防水絶縁断熱工法
・設計図による
・フラットヤーンクロス(70g/㎡程度)　・
・
[(k)付加] g.成形伸縮目地材
※付番層タイプ　・アンカータイプ
h,防水立上り部の保護材
1)乾式保護材　・設計図による　・
2)保護れんが　・設計図による
・JIS R 1250(普通れんが及び化粧れんが)
・
[付加] i,屋根露出防水工法・屋根露出防水断熱工法に用いる仕上塗料の種類及び使用量
1)色調　※標準色　⊙特注色(　)
2)高反射率塗料　※適用しない　・適用する
3)使用量　※製造者の仕様による　・

9.2.3 防水層の種類、種別及び工程

a.種別と施工箇所は、次による。

		種別			保護層(仕上材)	施工箇所
屋外	保護防水	密着	・A-1	※コンクリート	・	
			・A-2	※コンクリート	・	
			・A-3	※コンクリート	・	
		密着断熱	・AI-1	※コンクリート	・	
			・AI-2	※コンクリート	・	
			・AI-3	※コンクリート	・	
		絶縁	・B-1	※コンクリート	・	
			・B-2	※コンクリート	・	
			・B-3	※コンクリート	・	
			・B-5	※コンクリート	・	
			・B-15	※コンクリート	・	
		絶縁断熱	・BI-1	※コンクリート	・	
			・BI-2	※コンクリート	・	
			・BI-3	※コンクリート	・	
			・BI-5	※コンクリート	・	
			・BI-15	※コンクリート	・	
	露出防水	絶縁	・D-1	※仕上塗料		
			・D-2	※仕上塗料		
			・D-3	※仕上塗料		
			・D-4	※仕上塗料		
			・D-5	※仕上塗料		
		絶縁断熱	・DI-1	※仕上塗料		
			⊙DI-2	※仕上塗料		屋上
			・DI-5	※仕上塗料		
屋内	保護防水	密着	・E-1	※コンクリート	・	
			・E-2	※コンクリート	・	

[付加] b,屋根露出防水絶縁工法に用いる脱気装置の種類と設置数量は、次による。ただし脱気口の高さはオーバーフロー管下端よりも高いレベルとする。また、DI-5は、二重脱気方式とする。
・種類　(　　)数量　(　　箇所)
・アスファルトルーフィング類製造者の指定による。

[(3)(4)付加] c,屋根保護防水絶縁工法B-5及び同断熱工法BI-5は、次による。

種別	屋根保護防水絶縁工法 B-5	
工程	材料・工法	使用量(kg/㎡)
1	アスファルトプライマー塗り	0.2
2	部分貼着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け(非露出複層防水用R種　1.5mm以上)	-
3	改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用R種　1.5mm以上)アスファルト流し張り	1.2
4	アスファルトはけ塗り	1.0
5	アスファルトはけ塗り	1.0
6	断熱材	-
7	絶縁用シート	-
8	保護コンクリート	-

注)1.立上り部は、工程2を、改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用R種1.5mm以上)の張付け(使用量1.0kg/㎡)とする。
2.立上り部は、断熱材及び絶縁用シートを省略する。

[(5)(6)付加] d,屋根露出防水絶縁工法D-5及び同断熱工法DI-5は、次による。

種別	屋根露出防水絶縁工法 D-5	
工程	材料・工法	使用量(kg/㎡)
1	アスファルトプライマー塗り	0.2
2	部分貼着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け(非露出複層防水用R種　1.5mm以上)	-
3	改質アスファルトルーフィングシート(露出複層防水用R種　2.0mm以上)アスファルト流し張り	1.2
4	仕上塗料塗り	0.3

注)1.立上り部は、工程2を、改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用R種1.5mm以上)の張付け(使用量1.0kg/㎡)とする。

種別	屋根露出防水絶縁工法 DI-5	
工程	材料・工法	使用量(kg/㎡)
1	アスファルトプライマー塗り	0.2
2	アスファルトルーフィング1500 アスファルト点張り	1.0
3	断熱材アスファルト張り	1.2
4	部分貼着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け(非露出複層防水用R種　1.5mm以上)	-
5	改質アスファルトルーフィングシート(露出複層防水用R種　2.0mm以上)アスファルト流し張り	1.2
6	仕上塗料塗り	-

注)1.立上り部は、工程2を、改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用R種1.5mm以上)の張付け(使用量1.0kg/㎡)とする。

[(3)(4)付加] e,高耐久性アスファルト屋根保護防水工法B-15及び同断熱工法BI-15は、次による。

種別	高耐久性屋根保護防水絶縁工法 B-15	
工程	材料・工法	使用量(kg/㎡)
1	アスファルトプライマー塗り	0.2
2	部分貼着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け(非露出複層防水用R種　1.5mm以上)	-
3	改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用R種　1.5mm以上)アスファルト流し張り	1.2
4	改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用R種　1.5mm以上)アスファルト流し張り	1.2
5	改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用R種　1.5mm以上)アスファルト流し張り	1.2
6	アスファルトはけ塗り	1.0
7	アスファルトはけ塗り	1.0
8	絶縁用シート	-
9	保護コンクリート	-

注)1.立上り部は、工程2を、改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用R種1.5mm以上)の張付け(使用量1.0kg/㎡)とする。
2.立上り部は、絶縁用シートを省略する。

種別	高耐久性屋根保護防水絶縁断熱工法 BI-15	
工程	材料・工法	使用量(kg/㎡)
1	アスファルトプライマー塗り	0.2
2	部分貼着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け(非露出複層防水用R種　1.5mm以上)	-
3	改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用R種　1.5mm以上)アスファルト流し張り	1.2
4	改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用R種　1.5mm以上)アスファルト流し張り	1.2
5	改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用R種　1.5mm以上)アスファルト流し張り	1.2
6	アスファルトはけ塗り	1.0
7	アスファルトはけ塗り	1.0
8	断熱材	-
9	絶縁用シート	-
10	保護コンクリート	-

注)1.立上り部は、工程2を、改質アスファルトルーフィングシート(非露出複層防水用R種1.5mm以上)の張付け(使用量1.0kg/㎡)とする。
2.立上り部は、断熱材及び絶縁用シートを省略する。

9.2.4 施工

a,防水層の下地
1)モルタル塗とする場合の適応箇所
・設計図による　・
2)立上り面のコンクリートの仕上げ
※コンクリート打放し仕上げB種　・
・モルタル塗り
b,屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材
1)ルーフドレン回り及び立上り部周辺の張りじまい位置
※設計図による　・
[(3)(i)付加] c,防水立上り部分を乾式保護材とした場合は、立上り部は水平部分600mmを含んで防水層の増張りを行う。
[付加] d,パラペット等防水立上り部分のコンクリートは、床板と同時打込みとする。やむを得ず打ち継ぐ場合には、打継ぎ箇所は床スラブ面より100mm以上立ち上げて天端を外勾配とする。
[付加] e,低臭低煙形アスファルトを用いる場合は、温度管理形の溶融釜又はコンテナを使用して、溶融アスファルトの温度管理を行う。

9.2.5 保護層等の施工

a,平場の保護コンクリートの厚さ
・設計図による
・こて仕上げとする場合は80mm以上とし、仕上げをする場合は60mm以上
b,立上り部の保護
・乾式保護材　・コンクリート押え(コンクリート打放し仕上げB種)
・れんが押え　・モルタル押え(屋内等)　・設計図による
[(f)付加] c,伸縮調整目地
1)伸縮調整目地が躯体基礎等に当たる場合はその周囲に設ける。
2)防水立上り保護をコンクリートにする場合は立上り部周辺の伸縮調整目地幅は30mmとし、立上り部表面仕上げから300mm内外の位置に設ける。
[(g)置換] d,屋上排水溝の設置は設計図による。仕様は次により、1/200以上の水勾配をとる。
※モルタル金こて仕上げとし、厚さは水下で40mm以上とする。また、鉄線径2.6mm、網目寸法50mmの溶接金網を敷きこむ。
・設計図による　・
[付加] e,躯体基礎周り
1)やむを得ず躯体基礎をアスファルト防水層の上に設置する場合は、防水層に加わる圧縮力が20kN/mを超えないように設ける。また基礎面積は最小1㎡以上とし、保護コンクリート内に鉄筋D10@200縦横の配筋を行う。
2)露出防水の場合は、露出防水用の軽歩行用保護シート等で補強したうえに躯体基礎を設ける。
3)躯体基礎の天端の防水の適用と仕様は、次による。
⊙行う　(　⊙塗膜防水(　ウレタン系　)　・　設計図による)
[付加] f,防水保護層へのあと施工アンカーは行わない。やむを得ずあと施工アンカーを設ける場合は、防水層の性能に影響がない旨の施工管理資料を作成し、監理者の承認を受ける。
[付加] g,寒冷地で保護コンクリートを金こて仕上げとする場合は、凍害防止のためモルタル補修を行わない。モルタル補修を行う場合は、監理者と協議する。

3節　改質アスファルトシート防水

9.3.2 材料

a,改質アスファルトシートの種類及び厚さ
・設計図による
・層仕(表9.3.1～表9.3.3)による。
b,粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
・設計図による
・層仕(表9.3.1～表9.3.3)による。
c,屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材
1)材質　・設計図による
・JIS A 9521(建築用断熱材)による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又はJIS A9511(発泡プラスチック保温材)による A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの
・防水シート製造者の仕様による
2)厚さ(mm)　※設計図による　・25　・35　・50　・
[付加] d,屋根露出防水工法及び屋根露出防水断熱工法に用いる仕上塗料の種類及び使用量
1)色調　※標準色　・特注色(　)
2)高反射率塗料　※適用しない　・適用する
3)使用量　※製造者の仕様による　・

9.3.3 防水層の種別及び工程

a,種別と施工箇所は、次による。

種別		防湿層	施工箇所
・AS-TI(トーチ工法)	密着	－	
・AS-T2(トーチ工法)	密着	－	
・AS-T3(トーチ工法)	絶縁	－	
・AS-T4(トーチ工法)	絶縁	－	
・AS-JI(常温粘着工法)	絶縁	－	
・ASI-TI(トーチ工法)	絶縁、断熱	・あり・なし	
・ASI-JI(常温粘着工法)	絶縁、断熱	・あり・なし	

b,屋根露出防水絶縁工法に用いる脱気装置の種類と設置数量は、次による。ただし脱気口の高さはオーバーフロー管下端よりも高いレベルとする。
・設計図による
・改質アスファルトシート製造者の指定による

5節　塗膜防水

9.5.2 材料　付加

a,X-1の通気緩衝シートは、単独でも防水性能を有する改質アスファルト系等の下張り用防水シートとし、シートのジョイント部は、下地の挙動に対する絶縁と通気対応及び止水性を有するものとする。
b,ポリマーセメント系塗膜防水は、日本建築学会「ポリマーセメント系塗膜防水工事施工指針(案)の同解説」による品質のものとし、防水層の構成及び使用量等は、製造者の仕様による。

9.5.3 防水層の種別及び工程　付加

a,種別と施工箇所は、次による。
層仕(表9.5.1、表9.5.2)

種別	保護、仕上げ	施工箇所
⊙ウレタンゴム系塗膜防水　X-1		
⊙ウレタンゴム系塗膜防水　X-2		
・ゴムアスファルト系塗膜防水　Y-1		
・ゴムアスファルト系塗膜防水　Y-2	保護層 ・保護コンクリート ・保護モルタル	
・ポリマーセメント系塗膜防水	種別・保護層等は、設計図による	
・		

b,脱気装置(X-1)
※設計図による
・設ける　(※種類と設置数量は製造者の指定による　・　)
・設けない
c,仕上塗料の種類及び使用量
1)色調　※標準色　・特注色(　)
2)高反射率塗料　・適用する
3)高耐久性塗料　・適用する
4)使用量　※製造者の仕様による

7節　シーリング

9.7.2 材料　[付加]

a.被着体の組合せとシーリング材の種別は、次による。

被着体の組合せ			シーリング材の種類
金属	金属	方立目地	※SR-2　・
		方立以外の目地	※MS-2　・SR-2
	コンクリート		※MS-2　・
	ガラス		※SR-1　・SR-2
	石、タイル		※MS-2　・
	ALC	仕上げなし	※MS-2　・
		仕上げあり	※PU-2　・AU-2
	押出成形セメント板		※MS-2　・
ポリ塩化ビニル樹脂(樹脂製建具)	ポリ塩化ビニル樹脂型材(樹脂製建具)		※MS-2　・
	コンクリート		※MS-2　・
	ガラス		※SR-1　・
	石、タイル		※MS-2　・
	ALC	仕上げなし	※MS-2　・
		仕上げあり	※PU-2　・
	押し出し成型セメント板		※MS-2　・
ガラス	ガラス		※SR-1　・
石	石	外壁乾式工法の目地	※MS-2　・
		上記以外の目地	※PS-2　・MS-2
コンクリート	プレキャストコンクリート		※MS-2　・
	打継ぎ目地	仕上げなし	・PS-2　※MS-2
	ひび割れ誘発目地	仕上げあり	※PU-2　・AU-2
	石、タイル		・PS-2　※MS-2
	ALC	仕上げなし	※MS-2　・
		仕上げあり	※PU-2　・AU-2
	押出成形セメント板	仕上げなし	※MS-2　・
		仕上げあり	※PU-2　・AU-2
ALC	ALC	仕上げなし	※MS-2　・
		仕上げあり	※PU-2　・AU-2
押出成形セメント板	押出成形セメント板	仕上げなし	※MS-2　・
		仕上げあり	※PU-2　・AU-2
水回り	浴室・浴槽		
	キッチン・キャビネット回り		※SR-1(防かび型)
	洗面・化粧台回り		
タイル	タイル　(伸縮調整目地)		・PS-2　※MS-2
アルミニウム製建具等の工場シール			※PS-2　・SR-1
ポリカーボネート板・アクリル板取合い部			※SR-1(脱アルコール型)

[付加] b.ポリウレタン系シーリング材(PU-2)、アクリルウレタン系シーリング材(AU-2)は、その上に施す仕上塗材等を汚染しないものとする。
[付加] c.防火戸等の耐火、防火認定仕様に用いるシーリング材は、当該認定条件を満足するものを使用する。
[付加] d.打継ぎ部等種類の異なるシーリング材が接する場合は、その組合せで双方とも硬化不良、シーリング材の汚染、被着体との界面はく離等の不具合がないことが確認されたものを使用する。

9.7.3 目地寸法　[(a)置換]

a.設計図に示されないシーリング材の幅及び深さ寸法の標準は、ガラス周り目地を除き次のとおりとする。

SR-2　15W×10D
MS-2　18W×10D
PS-2、PU-2　20W×12D

[付加] b.シーリング材の幅及び深さ寸法は、次により、必要に応じて寸法を調整する。
※日本建築学会「外壁接合部の水密設計及び施工に関する技術指針・同解説」シーリングジョイントの設計による目地幅の算定式
・設計図による

9.7.4 施工　[(b)(2)(3)置換]

a.シーリングは、二面接着を原則とし、バックアップ材、ボンドブレーカー等を適切に設け、かつ所要のシーリング寸法を確保する。ただし、動きの小さい目地(ノンワーキングジョイント)となるコンクリートの打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地(シーリングを施す化粧目地を含む)及び防水層躯部のシーリングは、三面接着とする。これ以外のノンワーキングジョイントで、三面接着とする箇所は、監理者と協議を行う。
[付加] b.外壁に取り付ける金物の雨掛り部は、躯体との境界部分への雨水浸入防止のため、周囲にシーリング材10×10mm程度を充填する。
[付加] c.外部に面する雨掛り部の異種工事取合い部分は、設計図にシングルシーリングであることが明記されている場合を除き、すべてダブルシーリング方式又は二重の止水処理とし、外部側の止水が切れた場合でも中間層から排水される機構とする。

9.7.5 シーリング材の試験　[付加]

a.接着性試験
・簡易接着性試験　・引張接着性試験
b.シーリング材と被着体の接着性及びシーリング材の打継ぎ性について、シーリング材製造者において性能確認がなされていない場合は、前 a 号によりず引張接着性試験を実施する。また、ガラス越し等接着面が直接紫外線の影響を受ける場合は、すべての打継ぎシーリング材からの影響を含み、支障がないことが確認されたものとする。未確認の組合せについては、促進試験を実施して支障がないことを確認する。

着工	・・	・・	
検工	・・	・・	
監理		・・	
施工		・・	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計

19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

特記仕様書(4)

意　(通し番号　6　)
1 － 6

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78 0×570

10節　その他　追補

9.10.1
各種槽内の仕上げ

a.種別と施工箇所は、設計図による。
b.各種槽内に用いる防水材、防食材は、それぞれの槽に流入、滞留する水等の条件に適したものであることを確認する。

9.10.2
その他の止水処理

a.内部水周りの防水処理
1)PS、給湯室、便所、厨房等給排水設備を設ける室のコンクリートブロック積、ALCパネル、押出し成形セメント板の間仕切又は軽量鉄骨間仕切は、コンクリートの立上り100mm程度の上に設ける。コンクリートスラブと立上りとの打継ぎ部の上記室側には、塗り幅500mm程度でウレタン系塗膜防水を 施工する。
イ.適用箇所　※設計図による　・浴室
2)EPSでは、コンクリート床レベルを周囲より50mm以上高くするか、周辺廻仕切下部で高さ50mm以上の防水対策を行う。
3)外装カーテンウォール内側の層間塞ぎ部分には、下階への漏水対策として次の防水堤を設ける。
・コンクリートを立上げ（H=50mm）
・上水金物(L-50×50程度)スラブ取合い部分に止水シーリングを施す
4)屋内PS(パイプスペース)最下階の下部に部屋がある場合には、床面及び壁立上り100mmに防水を施す。
イ.適用箇所　（　　）
ロ.防水の種別　※設計図による　・
ハ.排水機構
・設備工事
・建築工事　配管材料　・
接続先　※（　　）水槽へ接続　・
・自然乾燥方式
ニ.漏水検知器
・設備工事
・設置なし
5)下階及び隣室への漏水、浸水防止が必要な部屋では、周囲に立上りを設けて防水を施す。
イ.部屋の種類（・　　・　　・　　・　　）
ロ.立上りの仕様　※設計図による　・コンクリート高さ100mm　・
ハ.防水の種別　※設計図による　・
ニ.排水機構
・設備工事
・建築工事　配管材料　・
接続先　※（　　）水槽へ接続　・
ホ.漏水検知器の設置
・設備工事
・設置なし
6)居室内に空調機や水槽、熱交換機等がある場合には、周囲に立上りを設けて防水を施す。
イ.部屋の種類(・　　・　　・　　・　　)
ロ.立上りの仕様(・設計図による　・　　・　　)
ハ.防水の種別（※設計図による　・　　）
ニ.排水機構
・設備工事
・建築工事　配管材料　・
接続先　※（　　）水槽へ接続　・
ホ.漏水検知器の設置
・設備工事
・設置なし
7)建築物の重要諸室天井内での漏水防止のために設ける防水パンは、次による。
イ.設置場所及び範囲
※設計図による　・（　電気　）室
ロ.防水パンの材質及び形状
※設計図による
・重ねタイプ折板　H=85mm　程度
溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき調板　板厚0.8mm　程度
同材加工による受けとい付き
・SUS304 t1.5曲げ加工にて設備機器上部をカバー
ハ.防水パンからの排水機構
・設備工事
・建築工事　配管材料　・スチール管20A程度
接続先　※（　）水槽へ接続
・自然乾燥方式
ニ.防水パンへの漏水検知器の設置
・設備工事　・建築工事
・設置なし
8)風除室を防水する場合は、内部及び外部との防水の縁を切る。風除室からの排水方法は設計図による。
b.外壁等の防水処理
1)土に接する外壁等のコンクリートは、漏水のないように施工する。
2)土に接する外壁や地下室の副圧スラブ等、地下の部屋に面して漏水の影響のある部分では、次の工水処理を行う。ただし全面的に外防水層を施工する場合を除く。
イ.型枠緊張材には、止水セパレーターを使用する。
ロ.コーン部の止水は、次の順で施工する。
①不良部分を取り除き、コーン底部に高分子系セメント防水剤を塗布する。
②樹脂エマルションやプラスチックを混入したポリマーセメントモルタルで外壁面まで埋める。
③コーンから周囲100mm以上の範囲の外壁面に、高分子系セメント防水剤を塗布する。
ハ.ひび割れのある箇所は、次による。
ひび割れの幅が0.3mm未満の場合は、合成ゴム系防水剤を幅50mmでパテかいする。
ひび割れの幅が0.3mm以上の場合は、ひび割れにエポキシ樹脂注入を行い、合成ゴム系防水剤を幅50mmでパテかいする。
3)地下水位より低い位置にある二重底盤内に設ける設備水槽の止水は設計図によるほか、次の排水機構を設けて、外壁面及び副圧スラブ面からの浸入水を排水する。
イ.水槽の種別（・　　・　　・　　）
ロ.外壁面排水機構　（・湧水槽　・湧水マット　・　　）
ハ.副圧スラブ面排水機構(・湧水槽　・湧水マット　・　　)
4)屋内の雨水槽では、必要量を処理可能なオーバーフロー管を設置して、近接する湧水槽をバックアップ水槽として利用する。
5)外部防水層と接する外部建具の下端には、ステンレス製のフラッシング材を設け、防水層を巻き上げ又は塗り上げ、止水を完結させる。
6)地下外壁躯体への打込み配管は行わない。また、地上部においても外壁躯体には打込み配管は行わない。やむを得ず打ち込む場合には、具体的位置と詳細を施工図で明示のうえ、監理者の承諾を受ける。

7)ドライエリア及びバルコニー等外部雨水が入る部分における出入口扉くつずり下には、止水のための段差を設けて外部床面より高くし、雨水の室内への流入を防ぐ。段差の高さは、(※150mm　・300mm　・　　)とする。
8)外壁タイル張り等仕上材のある建具周りには、周囲200mm程度ポリマーセメント系防水を施す。
9)防水のない外部床と外壁の取合い部は、入隅から床と外壁にポリマーセメント系防水をそれぞれ幅300mm施す。
イ.適用範囲　・設計図による　・
10)外壁を貫通するというなどの配管及び鉄骨などの止水処理は、ダブルシーリング方式とし、RC部に設けるスリーブの仕様は次による。
※ステンレス製つば付スリーブ　・種仕[6.8.3](1)による
・設計図による
11)エキスパンションジョイントの止水帯は切れ目なく連続させて止水及び排水機能を確保する。水下部分には排水機構を設け、排水管により屋外、雨水桝、湧水槽等に排水する。
12)外壁のひび割れ誘発目地は、パラペット天端から防水押えあごまで通し、シーリングを施す。
c.屋上周りの防水
1)カーテンウォール、ALCパネル及び押出成形セメント板と防水立上りコンクリートとの隙間 は、エキスパンションジョイント扱いとし、設計図に指示がない場合も止水用合成ゴムシートでたるみを持たせて天端をふさいだのち、笠木を設ける。
2)屋上・屋根のパラペット天端、PS立上りの上スラブ等の塗膜防水の防水下地となるコンクリートの表面側には、ひび割れ防止のために、溶接金網(3.2mmφ100網目)を打ち込む。
3)防水押えあごやPS、DS立上りの天端の水勾配は、1/10以上を確保する。
4)屋上PS・DS立上りでは、屋根面及び内部スラブ面のそれぞれに防水を行う。
※防水の種別　※ウレタン系塗膜防水X-2　・　　・

10章　石工事

11章　タイル工事

1節　一般事項

11.1.2　付加
基本要求品質

a.タイル張りの耐震要求性能は、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による。ただし、クライテリアにおいて「脱落なし」の場合、タイル張りコンクリート造のひび割れ発生に伴う、ひび割れに沿った小片の落下等は除くものとする。
1)対象範囲
※11.1.6 a.2) による

11.1.3
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

a.伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
壁　※設計図及び構造設計図[ひび割れ対策要領図]による
・種仕[表11.1.1]による
床　※設計図による　・
[置換] b.種仕[11.1.3](c)を、次に読み替える。
(c)ひび割れ誘発目地のコンクリート目地の寸法及び深さは次による。
※構造設計図[ひび割れ対策要領図]による　・

11.1.5　付加
施工後の確認及び試験

a.下地モルタルの接着力試験は、次による。
1)試験の実施
⊙行う　・行わない
2)試験方法、試験体及び判定
※種仕[11.1.5] (c)による。ただし接着強度は、屋外の場合1N/mm²以上、屋内の場合0.7N/mm²以上とする。
・

11.1.6　追補
タイル張りの瑕疵担保期間及び経年調査

a.タイル張りの瑕疵担保期間は、完成引渡し後、次の年数とする。瑕疵担保期間内に施工上の要因によるタイル張り面のはく落・浮き・有害なひび割れ等の不具合が生じた場合は、不具合箇所の補修を無償にて行う。また、瑕疵担保期間内は、b号の記載によらず定期的な点検調査を立案して実施する。
1)瑕疵担保期間
※10年間　・5年間　・2年間　・(　　)年間
2)対象範囲
※すべての外壁タイル張り（タイル先付けPCパネルを含む）
※高所（床面より3m以上の部位）にある内壁タイル張り
・
3)有害なひび割れの範囲　（※幅0.2mm以上　・　　）
b.完成引渡し後の経年調査は、1,1,17による経年調査のほか、次による。
1)調査の実施
※下記の(2)～(4)により行う
・建物管理者が実施する定期点検による
2)調査の対象部位
※a. 2)による瑕疵担保期間の対象範囲　・
3)調査の時期及び範囲は次による。調査位置は、廊下部のほか開口部周囲等の施工上の弱点となりやすい部分を含めて選定する。
※ 1年目　対象部位面積の（※15程度　・ %程度　・全面）
※ 2年目　対象部位面積の（※15程度　・ %程度　・全面）
・ 5年目　対象部位面積の（※15程度　・ %程度　・全面）
※10年目　対象部位面積の（※15程度　・ %程度　・全面）
4)調査の方法
目視及び打診検査により、ひび割れは、すべての箇所とそのひび割れ幅を記録する。

2節　セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り

11.2.2
材料

a.タイルの形状寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、顆粒色と特注色の別等
※次による　・設計図による

施工箇所	形状実寸法(mm)	きじ			釉薬			役物有	特注色	耐凍害性	耐滑り性	使用部位区分	備考
		磁器	せっ器	陶器	無釉	施釉							
			・	・	・	・	・	・	・	・	・		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・		

[付加] b.屋外の歩行用床や、水濡れの可能性のある屋内の床に用いるタイルは、乾燥時及び降雨等による湿潤時とも滑りにくい仕上りとした、JIS A 5209に基づいて製造者が指定する屋外床使用可能製品とし、副滑り性は、次による。
また、浴室等の素足歩行部は、JIS A 5209に基づき製造者が指定する浴室等床使用可能製品とする。
※CSR値　0.5～0.9程度　・
c.役物　・用いる（・一体成型　・エポキシ樹脂接着役物加工）　・用いない
[付加] d.まぐさ又はひさし先端下部に用いるタイルは、モザイクタイルにおいても形をL形とする。
e.試験張り　・製作する(大きさ：　　仕様：　　)
・製作しない

f.見本焼き　・製作する(適用タイル：　　種類程度)
・製作しない

11.2.7　[(a)置換]
施工

a.モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理は、次による。
※目荒し工法　(部位：　　)
・　　(部位：　　)
b.壁タイル張り工法　種仕　[表11.2.3]

タイルの種別	工法
内装タイル	・改良積上げ張り　・
外装タイル	・密着張り　・改良積上げ張り　・改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル	・マスク張り　・モザイクタイル張り

[付加] c.化粧目地材
1)一般部分
※原則としてタイル製造者が推奨する既製調合目地材を使用し、製造者の仕様による。目地の色あいは監理者の承認を受ける。
・設計図による　・種仕[表11.2.2]による化粧目地用モルタル
2)特殊部分
※次の箇所の床タイルの目地は、汚染防止を考慮したエポキシ樹脂系目地材とする。
使用箇所　(　　)
・
[付加] d.下地モルタルの表面仕上げ精度
・種仕[15.2.5](c)(2)(1)による
・下表による

工法	面の凹凸(mm/3m)	備考
密着張り・改良積上げ張り	± 2.5	
改良圧着張り・マスク張り	± 2.0	
モザイクタイル張り	± 1.5	

注)下地モルタルに混和剤使用の場合、張付け用モルタル使用混和剤と同一剤とする。

[付加] a.1枚の重量の重いタイルのはく離脱落防止措置は次による。
1)適用範囲
二丁掛タイル以上の大きさのタイル　※関口部周り及びコーナー部　・
500g/枚以上の重量のタイル　※全面　・
2)工法
ステンレス引き金物工法とし、躯体に緊結したアンカー又はステンレスメッシュに止め付ける。
3)タイル張り工法
※改良積上げ張り　・
[付加] f.まぐさ部分のタイルを含め、上げ裏にタイル張りを行う場合は、次のはく離脱落防止措置を行う。
※コンクリート下地にステンレスピンを設置し、タイル裏面には引き金物を取り付けて、両者を緊結する。
・
[付加] g.現場施工のタイル張りは、専門工事業者による責任施工とする。
[付加] h.タイル張りの下地工法を直張り工法とする場合は、次による。
1)　※適用しない　⊙適用する（部位：外壁　　）
2)コンクリート増し打ち寸法を10mm以上とする。
3)下地コンクリートの仕上り程度は種仕[表6.2.4]のA種とし、仕上りの平たんさは3mにつき5mm以下とする。ただし、仕上りの平たんさにかかわる型枠の精度管理は、3mにつき3mm以下とする。
4)型枠材のせき板は種仕[6.8.3] (b)(2)程度とし、樹脂塗装合板を用いてはならない。
5)上記以外は全国タイル業協会「陶磁器質タイルのコンクリート直張り工事顧準仕様書」による。

3節　接着剤による陶磁器質タイル張り

11.3.2
材料

a.タイルの形状寸法・耐凍害性の有無・耐滑り性・顆準色と特注色の別等
※次による　・設計図による

施工箇所	形状実寸法(mm)	きじ			釉薬		役物有	特注色	耐凍害性	耐滑り性	使用部位区分	備考
		磁器	せっ器	陶器	無釉	施釉						
外壁	68x68x8	⊙	・	・	⊙	・	⊙	⊙	⊙	・		特注品(既存同等)
		・	・	・	・	・	・	・	・	・		

[付加] b.外装壁タイル接着剤張りに用いるタイルは、タイル製造者及び接着剤製造者が当該工法に使用可能として了承したものとする。
c.役物　⊙用いる（・一体成型　⊙エポキシ樹脂接着役物加工）　・用いない
[付加] d.まぐさ又はひさし先端下部に用いるタイルは、モザイクタイルにおいても形をL形とする。
e.試験張り　・製作する(大きさ：　　仕様：　　)
⊙製作しない
f.見本焼き　・製作する(適用タイル：　　種類程度)
⊙製作しない

11.3.3
張付け用材料

a.有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
[付加] b.有機系接着剤を屋内で用いる場合は、ホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆のものを使用する。

11.3.4
シーリング材

a.外装壁タイル接着剤張りにおける目地のシーリング材
1)打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地
・設計図による　⊙ポリウレタン系シーリング材　・
2)伸縮調整目地その他の目地
・設計図による　⊙変成シリコーン系シーリング材　・

11.3.7　[(a)(1)置換]
施工

a.モルタル塗りを行う内装壁タイル接着剤張りのコンクリート素地面の処理は次による。
※目荒し工法
・種仕[15.2.4](b)による水洗い及び清掃（床面から1.5m程度までの部分に限る）
[付加] b.外壁壁タイル接着剤張りは、「建築物の定期調査報告における外壁の外装仕上げ材等の調査方法について（技術的助言）」（平成30年5月23日）を満足するものとする。ただし、下地調整材は、有機系下地調整塗材とし工法等は種仕[15.2.5] (c)(2)(ｴ)②の仁に準じ、塗り厚さは5mm程度以下とする。
c.壁タイル張り工法

タイルの種別	工法
内装タイル	・内装壁タイル接着剤張り ・外装壁タイル接着剤張り
外装タイル	⊙外装壁タイル接着剤張り
内装タイル以外のユニットタイル	・外装壁タイル接着剤張り

[付加] d.化粧目地材
1)内装タイル
・既製調合目地材　・設計図による　・種仕[表11.2.2]
2)外装タイル
⊙既製調合目地材　・設計図による　・種仕[表11.2.2]

[付加] e.下地モルタルの表面仕上げ精度

工法	面の凹凸(mm/3m)	備考
内壁タイル接着剤張り	± 1.5	

[付加] f.現場施工のタイル張りは、専門工事業者による責任施工とする。

11.3.9　[付加]
その他

a.次の内容を記した壁タイル接着剤張りの施工報告書を作成し、発注者へ提出する。
1)「建築物の定期調査報告における外壁の外装仕上げ材等の調査方法について（技術的助言）」（平成30年5月23日）に示された、施工記録等。
2)上記のほか、施工計画書に対応した、使用材料や施工の結果を反映した内容とし、詳細は監理者と協議する。

7節　押出成形セメント板のタイル工場張り工法　追補

11.7.2
施工及び記録

a.種仕［11.3］による外壁壁タイル接着剤張りとし、「建築物の定期調査報告における外壁の外装仕上げ材等の調査方法について（技術的助言）」（平成30年5月23日）を満足するものとする。ただし下地調整材を使用する場合は、有機系下地調整塗材とする。
b.次の内容を記した壁タイル接着剤張りの施工報告書を作成し、発注者に提出する。
1)「建築物の定期調査報告における外壁の外装仕上げ材等の調査方法について（技術的助言）」（平成30年5月23日）に示された、施工記録等。
2)上記のほか、施工計画書に対応した、使用材料や施工の結果を反映した内容とし、詳細は監理者と協議する。

12章　木工事

1節　一般事項

12.1.1　付加
適用範囲

a.本章は、次の工(構)法にも適用する。
・軸組工法　・大規模木造　・枠組壁工法　・丸太組構法
b.構造用木材に関する事項は、種仕によらず節(構造用木材)による。

12.1.2　付加
基本要求品質

a.木造部材は、クリープによる変形等により、これに取り付く内外装材や建具に支障を及ぼさないものとする。
b.木造部材の接合部の剛性確保については特に注意し、施工誤差を含め、加工精度・取付け精度・養生等十分検討する。

12.1.4
表面仕上げ

a.見え掛り面の表面仕上げの程度
見え掛り面の表面仕上げの程度は、次による
※設計図による　・A種　・B種　・C種　種仕[表12.1.1]

12.1.5　付加
継手及び仕口

a.化粧材等の心持ち材は、あらかじめ背割りを行う。背割りは、樹心まで達するように行う。

12.1.6　付加
養生

a.工事中に損傷を受けた造作材は、監理者の承認を受けたうえで速やかに次の手直しを行う。
1)素地仕上げの損傷は、その部材を取り替えるか又は接着による埋木を行い、補修面の全面又は部分に木目合せのつき板を張り合わせる。
2)塗装下地の損傷は、接着による埋木を行う。
b.配管その他で欠損された部材は、添え板等で補強する。

2節　材料

12.2.1
木材

a.木材の含水率は、次による
・A種　・B種　種仕[表12.2.1]
・(　　)%以下　適用箇所（　　）
b.製材
1)下地に用いる製材
※「製材の日本農林規格」　・「製材の日本農林規格」以外の製材を可とする
2)造作及び仕上げに用いる製材
※「製材の日本農林規格」　・「製材の日本農林規格」以外の製材を可とする
3)「製材の日本農林規格」による製材
イ.下地用製材
①樹種　※設計図による　・
②寸法　※設計図による　・
③等級　※設計図による　・2級　・1級
④形状(板類耳付・押角)　※設計図による　・
⑤含水率　※a項による　・
ロ.造作用製材
①樹種　※設計図による　・
②寸法　※設計図による　・
③板類の等級　※設計図による　・上小節（範囲：　）
・小節（範囲：　）
④形状(板類・角類)　※設計図による　・
⑤含水率　※a項による　・
ハ.広葉樹製材
①樹種　※設計図による　・
②寸法　※設計図による　・
③等級　※設計図による　※1等　・2等
④形状(耳付材の有無)　※設計図による　・
⑤含水率　※設計図による　・10%以下　・13%以下
4)「製材の日本農林規格」以外の製材
①樹種　※設計図による　・
②寸法・形状　※設計図による　・
③材面の品質
造作材　・A種　・B種
その他の仕上げ用　※設計図による　・
④防虫処理　※3節による　・
⑤難燃処理　※行う　・行わない
⑥含水率　※設計図による　・
⑦造作材面材の品質
種別　・A種　・B種
5)樹種の代替　※使用可　・使用不可
c.造作用集成材
1)ホルムアルデヒド放散量
※「F☆☆☆☆」
・「非ホルムアルデヒド系接着剤使用(塗装していないもの)」
・「非ホルムアルデヒド系接着剤及び非ホルムアルデヒド系塗料使用(塗装しているもの)」

審査	・　・	・　・	
検査	・　・	・　・	
		・　・	
監理		・　・	
施工		・　・	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計

19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

特記仕様書(5)

(通し番号　7　)
1 － 7

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78 x 570

2)造作用集成材
※「集成材の日本農林規格」によるものとする
・「集成材の日本農林規格」以外を可とする

3)「集成材の日本規格農林規格」による造作用集成材
イ.造作用集成材
①樹種　※設計図による　・
②寸法　※設計図による
③見付け面材の等級　・1等　・2等
④化粧薄板の厚さ　※設計図による　・
ロ.化粧ばり造作集成材、
①樹種　※設計図による　・
②寸法　※設計図による
③見付け面材の等級　・1等　・2等
④化粧薄板の厚さ　※設計図による　・
ハ.化粧ばり構造用集成材
①樹種　※設計図による　・
②寸法　※設計図による
③化粧薄板の厚さ　※設計図による　・

4)「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成材は、「集成材の日本農林規格」による造作用集成材に準ずる品質のものとし、使用場所、樹種等は、下記による。
①樹種　※設計図による　・
②寸法・形状　※設計図による　・
③見付け面材の材面の品質　※設計図による
④含水率　※14%以下　・15%以下
⑤化粧薄板の厚さ　※設計図による　・
⑥防虫処理　※3節による　・

d.造作用単板積層材
1)ホルムアルデヒド放散量等
※「F☆☆☆☆」
・「非ホルムアルデヒド系接着剤使用(塗装していないもの)」
・「非ホルムアルデヒド系接着剤及び非ホルムアルデヒド系塗料使用(塗装しているもの)」
2)造作用単板積層材
※「単板積層材の日本農林規格」によるものとする
・「単板積層材の日本農林規格」以外を可とする
3)「単板積層材日本規格農林規格」による造作用単板積層材
イ.厚さ　※設計図による　・
ロ.表面の品質
①表面化粧加工あり
・天然木化粧加工　樹種(　　)
・塗装加工　仕様(　　)
②表面化粧加工なしの場合の等級
・1等　・2等　・3等
ハ.防虫処理　※3節による
4)「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材は、「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材に準ずる品質のものとし、仕様は、下記による。
イ.厚さ　※設計図による　・
ロ.表面の品質　※設計図による
ハ.含水率　・14%　・
ニ.防虫処理　※3節による

e.床張り用合板等
1)ホルムアルデヒド放散量等
※「F☆☆☆☆」
・「非ホルムアルデヒド系接着剤使用(塗装していないもの)」
・「非ホルムアルデヒド系接着剤及び非ホルムアルデヒド系塗料使用(塗装しているもの)」
2)合板等の仕様
床張り用合板

合板の種別	厚さ(mm)	等級、板面の品質	接着の程度	備考(防虫処理等)
普通合板	・5.5 ・	・広葉樹 ※2等　・1等 ・針葉樹 ※C-D　・	屋内湿潤部 ※1類 一般部 ・1類　・2類	防虫処理 ・あり ・なし
構造用合板	・12.0 ・	※2級　・1級 ※C-D　・	屋内湿潤部 ※特類 一般部 ・1類　・特類	防虫処理 ・あり ・なし 強度等級 ・
パーティクルボード	・15.0 ・	・素地 ・研磨板 ・	※13Pタイプ又は13Mタイプ ・	
構造用パネル	・	・1級　・2級 ・3級　・4級	－	

[付加] g.木材の銘木類
※指定しない　・設計図による

[付加] h.化粧ばり造作用集成材(縦付け材)

使用箇所	化粧薄板の樹種名	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	備考
・敷居、かまち、階段板上面	設計図による	3.0以上	※1等　・	
・くつずり	設計図による	3.0以上	※1等　・	
・柱,かもい,なげし,見切り縁、枠、額縁	設計図による	1.2以上	※1等　・	
・敷居の溝底	松・サクラ	5.0以上	※1等　・	
・壁・天井縦付け仕上げ	設計図による	0.6以上	※1等　・	・不燃 ・準不燃
・その他(　　)	設計図による	0.6以上	※1等　・	・不燃 ・準不燃
・天井	設計図による	種別による	※1等　・	・不燃 ・準不燃
・心材	針葉樹の第一樹種		・ひのき	・

[付加] i.造作用単板積層材

使用箇所	表面の品質	防虫処理	厚み
	※天然木化粧加工 ・		設計図による

12.2.2 接合具等
a.接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
[付加] b.集成材を除く現場接合等の接着剤の仕様の指定　※なし　・あり
接着剤の材料　・フェノール樹脂木材接着剤(JIS K 6802)・その他の接着剤
特殊な接着工法　・(　　)
c.釘等は見え掛り来地面となる部分及び発錆により化粧面が汚染されるおそれのある箇所には、黄銅製又はステンレス製のものを使用する。

12.2.3 木れんが
a.木れんがの接着工法に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

3節　防腐・防蟻・防虫処理
12.3.1 防腐・防蟻処理 [付加]
12.3.2 防虫処理
a.木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤は、日本木材保存協会の認定品又は同等品以上とし、クロルピリホス、ダイアノシン及びフェノブカルブを含有しない非有機リン系とする。ただし、クレオソート油木材防腐剤及びクロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤　(CCA)は除くものとする。
b.下地木材への防腐・防蟻処理
・防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材利用
・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理
・薬剤の塗布による防腐・防蟻処理
・ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理
[付加] c.薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

使用箇所	処理種別	備考
・主材	・K4以上　・K3以上　・K2	
・土台	・K4以上　※K3以上	
・ルーバ	・A0認証 ・1種　※2種以上　・3種以上	

d.薬剤の塗布による防腐・防蟻処理の方法
・設計図による　・柵仕　12.3.1(3)(Ⅱ)
e.ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理
※設計図による　・
f.防虫処理
※設計図による　・

4節　鉄筋コンクリート造等の内部開仕切軸組及び床組
12.4.1 木材
a.開仕切軸組に用いる木材
・設計図による。　・杉又は松　・
b.床組みに用いる材料
・設計図による。
・杉又は松(ただし土間場合の土台転ばし大引き、根太はひのき又は保存処理木材)

5節　窓，出入口その他
12.5.1 木材
a.窓、出入口その他に用いる木材は、次による。
・吊元枠，水廻りの下枠及び敷居はひのき，その他は松又は杉
・設計図による　(・仕上表　・展開図　・標準詳細図　・　　)　・

6節　床板張り
12.6.1 木材
a.縁甲板及び上がりがまちに用いる木材は，次による。
・設計図による　(・仕上表　・展開図　・標準詳細図　・　　)
・ひのき

7節　壁及び天井下地
12.7.1 木材
a.木材は，次による。杉又は松とする。
※設計図による　(・仕上表　・展開図　・標準詳細図　・　　)　・
・杉又は松

13章　屋根及びとい工事

1節　一般事項
13.1.2 基本要求品質 [付加]
a.荷重条件は，「工事概要書 2-2 構造設計条件及び 2-3 総合耐震クライテリア」 による。
b.金属等電位差のある導電性物質同士が接する箇所は、適切な電位差腐食防止処置を行う。仕様は14.1.3.cによる。
c.落雪対策
・行う(設計図による)　・行わない
d.といその他は、各部の納まりが適切で、「工事概要書 2-1 建築設計条件」により定まる雨、「工事概要書 2-2 構造設計条件」により定まる風、雪、想定される環境下における熱等の外力に対して安全性を確保する。
e.とには、その全延路にわたって「工事概要書 2-1 建築設計条件」により定める雨量に対する排水能力と勾配を確保する。
f.とには保守、点検を容易に行えるよう、必要に応じて雪よけ、オーバーフロー、清掃口等を設ける。

13.1.4 雨水排水計画書 [追補]
a.設計図の雨水排水計画に基づき、着工後速やかに敷地全般を含めた雨水排水計画書を作成し、監理者の承認を受ける。異種工事や関連工事の取合いとなる部分では、食い違いのないように調整を行い、施工計画書を作成する。
b.雨水排水計画は、「工事概要書 2-1 建築設計条件」a.設計降雨量 により、室内への雨水浸入がないものとする。雨水排水用のといは、各とい設計用降雨条件において、「SHASE-S206-2009 給排水衛生設備規準・同解説」(空気調和衛生工学会)を満足するものとする。また、必要な樋・といの部材等は本工事に含まれるものとする。

13.1.5 屋根の性能と検証 [追補]
a.屋根工事には、JASS 12 [2節](屋根工事の目標性能)を適用し、基本性能及び二次的性能の検証を行う。
b.屋根葺工事は、止水性能を含めて専門工事業者による責任施工とする。

5節　とい
13.5.2 材料
13.5.3 工法
a.とい・ルーフドレン・フロアドレンその他の材料
※設計図による　・次表による

	材種	呼び径	摘要
たてどい・横走り管(屋内)	⊙配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管	※設計図による ・	
たてどい・横走り管(屋外)	・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・ステンレス合金製 ・アルミニウム合金製	※設計図による ・	
谷どい	・	－	
軒どい	・	－	
ルーフドレン	※鋳鉄製(樹仕[13.5.2]) ・ステンレス製	※設計図による	・ハイキャップ型 ・一般型

b.表面処理鋼板の種類
※設計図による　・耐酸被覆鋼板(　　)　・
[付加] c.防露材
1)一般の部分の防露材
※JIS A 9504グラスウール保温筒
・樹仕［表13.5.4］による
2)防露材のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆
[付加] d.鋼管製といの防露巻き及び遮音巻き
防露巻き　・設計図による　・樹仕［表13.5.5］による　・
遮音巻き　※設計図による　・厚み0.5mmの鉛シート巻き(範囲:　　)
[付加] e.フロアドレンの取付けは、コンクリート打込み前の先付けを原則とし、つばをコンクリート天端より20mm程度下げて取り付ける。
[付加] f.軒どいを金属板で製作する場合は、水上に立上りを兼ねた伸縮継手を設ける。水位が上昇して継手を超えた場合でも雨水の発生がないように製作する。といの下地材への取付けは、ルーズホールで熱伸びに対処する工法とする。
[付加] g.たてどいは、各階ごとに床スラブに自重受けを設ける。各階としない場合には計算書を作成し監理者の承認を受ける。
[付加] h.といの曲がりの部分には掃除口を設け、その下に天井がある場合は天井点検口を設ける。
[付加] i.落葉等によりルーフドレンがつまるおそれのある箇所は、つまり防止用のステンレス網かごを設置する。
適用箇所(　　)
[付加] j.屋根面排水溝、軒どい、谷どい等の排水勾配は、陸屋根の場合は1/200以上、軒どい及び谷どいの場合は1/50以上とする。
[付加] k.軒どいや谷どい等の水平部分からたてどいへの接続部分での排水促進機構等は、次による。
排水促進桝・・設置する　・設置しない　・　　)
滞留水位　(・100mm　・200mm　・300mm　・　　)
l.配管用鋼管の継手
※配管用継手　・排水鋼管用可とう継手
[付加] m.配管用鋼管に排水鋼管用可とう継手を使用する場合は、横走り管及び曲がり部分を圧送排水鋼管用可とう継手とし、継手直近での抜け防止を図る。

14章　金属工事

1節　一般事項
14.1.1 適用範囲 [付加]
a.この章は、金属工事に適用するほか、屋根及びとい工事、建具工事、カーテンウォール工事、サイン工事等、その他各所の金属を使用した工事にも適用する。

14.1.2 基本要求品質 [付加]
a.荷重条件は、「工事概要書 2-2 構造設計条件」 による。
b.耐震性能は「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による。総合耐震クライテリアに記載のない場合は、ケース1に対しては無被害、ケース2に対しては脱落しないものとする。
c.金属材料は、温度伸縮や地震、強風等の環境及び経年変化に対して、破損、脱落、緩み等がないよう、使用箇所や状況に応じて必要な処置を講じ、十分な安全性を確保する。
また、異種金属の電位差腐食防止処理を行ったうえで、有害な水分等が滞留しないよう適切な対策を講ずる。
d.屋外に面する部分では、取付け下地を含む構成部材及び隣接する他部材間に温度差が生じた場合も、性能、構造及び美観上有害な欠陥が発生しないものとする。ただし、シーリング材に関しては9.7.3による。年間温度差は、次表の基準年間温度差に敷地において観測された最低気温を加えたものから、現場施工月の最低気温を引いた数値とする。計算に用いる気温は、気象庁の観測データを用いる。
表14.1.2　構成部材種別と基準年間温度差

部材の種別	部材の基準年間温度差	備考
直射日光の当たる暗色の構成部材	※80℃　・	
直射日光の当たる明色の構成部材	※70℃　・	
直射日光の当たらない構成部材	※60℃　・	

14.1.3 工法 [付加]
a.アルミニウム切板の切断は次による。切断面には糸面取りを施す。
※ソー切断又はプレーナー切断
・ソー切断、プレーナー切断又はシャー切断
b.外部に面する金属パネル、笠木等の裏面処理
・結露防止材t=3mm　・塗布型制振防露材　・なし　⊙設計図による(グライトt=5改付)
c.電位差腐食防止処理
1)ボルト、小ねじ、釘、座金等の結合用材、取付け金物でステンレス、アルミニウム、鋼等と接触するものはステンレス製とし、接する金属により必要な腐食防止処理は次表を標準とする。

表14.1.3　異種金属の組合せと電位差腐食防止処理

条件		接触腐食防止処理
鉄鋼 ↑ ↓ アルミニウム	鉄鋼側	亜鉛めっき又は錆止め塗装2回塗り(30μ以上)
	アルミニウム側	陽極酸化塗装複合皮膜(B-1種　B-2種) 又は合成樹脂パッキング(テフロン等) 又は塗装(アクリルクリヤー塗装20μ以上)
アルミニウム ↑ ↓ ステンレス	アルミニウム側	陽極酸化塗装複合皮膜(B-1種　B-2種) 又は合成樹脂パッキング(テフロン等) 又は塗装(アクリルクリヤー塗装20μ以上)
	ステンレス側	無処理
ステンレス ↑ ↓ 鋼	ステンレス側	無処理
	鋼側	無処理
ステンレス ↑ ↓ チタン	ステンレス側	無処理 ただし、海岸、工業地域は塗装(アクリルクリヤー塗装20μ以上) 又は合成樹脂パッキング(テフロン等)
	チタン側	無処理
チタン ↑ ↓ 鉄鋼、アルミニウム	チタン側	無処理
	鉄鋼、アルミニウム側	錆止め塗装2回塗(30μ以上) 又は陽極酸化塗装複合皮膜(B-1種　B-2種) 又は合成樹脂パッキング(テフロン等)

d.あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験は、24章による。

14.1.5 材料 [付加]
a.ステンレス合金の種類は、他に記載がない場合は次による。
1)外装建具、カーテンウォール、屋外のサイン等、屋外部分
・SUS316　※SUS304　・
2)上記以外の建具
・SUS316　※SUS304　・SUS443J1　・SUS430J1L　・SUS430　・
3)トイレ、浴室、台所等、屋内の水周り(流し台等の既製品を除く)
・SUS316　※SUS304　・
4)上記以外の屋内部分
・SUS316　※SUS304　・SUS443J1　・SUS430J1L　・SUS430　・
b.アルミニウム合金の種類は、他に記載がない場合は次による。
1)板材(一般)　JIS H 4000　A1100P-H14
A1100P-H24
2)板材(高温焼付け塗装)　JIS H 4000　A3003P-H14
A3003P-H24
A3004P-H32
A5052P-H14
A5052P-H24
A5052P-H34
3)押出し形材(見え掛り部)　JIS H 4100　A6063S-T5
4)押出し形材(見え掛り部以外)　JIS H 4100　A6063S-T5
A6063S-T6
A6061S-T6
A6N60S-T5
A6N60S-T6
c.外気に接する鋼製のボルト及びナットは、溶融亜鉛めっき又はステンレス製とする。

14.1.6 見本 [追補]
a.表面処理や仕上げについては、あらかじめ見本を提出し、監理者の承認を受ける。
b.角出し等特殊な加工又は難しい加工の部分は、あらかじめ見本を提出し、監理者の承認を受ける。

2節　表面処理
14.2.1 ステンレスの表面仕上げ [付加]
a.建具及び塗装を施すものを除くステンレスの表面仕上げは、他に記載がない限り次による。
⊙HL150番仕上げ(※部材長手方向　・設計図による)
・設計図による
・
b.汚れ防止処置
1)外気に接する部分は、次による。
※施さない
・次の処置を施す
※不動態化処理(バフ仕上げ、鏡面仕上げを除く)
・耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り　原板工場処理
(仕様は18.19.1による)
・耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り　加工後工場処理
(仕様は18.19.1による)
・
2)外気に接しない見え掛り部分は、次による。
・施さない
※次の処置を施す
・不動態化処理(バフ仕上げ、鏡面仕上げを除く)
・耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り　原板工場処理
(仕様は18.19.1による)
・耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り　加工後工場処理
(仕様は18.19.1による)
※汚れ防止材(シリコーンオイル)

着工	・　・	・　・	
検工	・　・	・　・	
監理		・　・	
施工		・　・	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計

19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

特記仕様書(6)

意　(通し番号　8　)
1 － 8

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78×570

14.2.2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

a.アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理は次により、部位ごとの適用は設計図による。設計図に記載なき場合は、B-2種とする。

表面処理及び着色方法	皮膜又は塗装の種類	色合等	使用箇所	備考
・A-1種 無着色陽極酸化皮膜	・AA20 ※AA15	※シルバー	・	皮膜 ・マット処理 ・
・A-2種 着色陽極酸化皮膜 ※二次電解着色 ・	・AA20 ※AA15	・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー ・	・	皮膜 ・マット処理 ・
・B-1種 無着色陽極酸化塗装複合皮膜	・A1 ・A2 ※B ・C	※シルバー	・	皮膜 ・マット処理 ・ 塗膜 ※つや消し ・つやあり
⊙B-2種 着色陽極酸化塗装複合皮膜 ※二次電解着色 ・	・A1 ・A2 ※B ・C	・ブラウン系 ⊙ブラック ⊙ステンカラー ・	・ ・サッシ ・笠木 ・ルーバー	皮膜 ⊙マット処理 ・ 塗膜 ※つや消し ・つやあり
・C-1種 無着色陽極酸化皮膜	・AA10 ※AA6	※シルバー	・	
・C-2種 着色陽極酸化皮膜 ※二次電解着色 ・	・AA10 ※AA6	・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー ・	・	
・D種 化成皮膜の上に塗装	－	・	・	
[付加] ・E種 自然発色皮膜	皮膜厚 ※20μm ・	・合金発色法 ※グレー ・電解発色法 ※パール ・ ・合金発色法 ＋電解発色法 ※グレー	・	皮膜 ・マット処理 ・
[付加] ・F種 自然発色塗装複合皮膜	皮膜厚 ※20μm ・15μm ・ 塗膜厚 ※10μm ・	・合金発色法 ※グレー ・電解発色法 ※パール ・ ・合金発色法 ＋電解発色法 ※グレー	・	皮膜 ・マット処理 ・ 塗膜(高耐候性アクリル樹脂) ※つや消し ・つやあり
[付加] ・G種 陽極酸化皮膜ふっ素樹脂クリヤー塗膜複合皮膜	皮膜 ・A-1種 ※AA20 ・AA15 塗膜厚 ※12μm ・	※シルバー	・	皮膜 ・マット処理 ・ 塗膜 ※つや消し ・つやあり
	皮膜 ・A-2種 ※AA20 ・AA15 塗膜厚 ※12μm ・	・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー ・		
	皮膜 ・E種 ※20μm ・15μm 塗膜厚 ※12μm ・	・合金発色法 ※グレー ・電解発色法 ※パール ・ ・合金発色法 ＋電解発色法 ※グレー		
[付加] ・塗装 ・A-BE		・ソリッドカラー ・	・	仕様は18章参照
・U-BE		・ソリッドカラー ・	・	
・F-BE	※高温焼付 ・中温焼付	・ソリッドカラー ・パールカラー ・パールクリヤー ・メタリックカラー	・	
・F-PC		・ソリッドカラー ・パールカラー ・メタリックカラー	・	
・PE-PC		・ソリッドカラー ・パールカラー ・メタリックカラー	・	

注)B-1種、B-2種における皮膜又は塗装の種類は、当該種類以上の性能で認証された仕様とする。

[付加] b,B-1種、B-2種における皮膜厚さ及び塗膜厚さ
※製造者の仕様による。
・皮膜厚さ(　　)μm以上　塗膜厚さ(　　)μm以上

[付加] c,B-1種、B-2種におけるクリヤー塗膜は、製造者の仕様による高耐候性アクリル樹脂を原則とする。

[付加] d.アルミニウムがコンクリート、モルタル、吹付けロックウール等のアルカリ性材料に接触する場合は、当該アルミニウム面に次のいずれかの処理により、接触腐食を防止する。
1)B-1種、B-2種、D種又は塗装による表面処理
2)合成樹脂パッキング(テフロン等)
3)耐アルカリ性塗装(豪生用クリヤー等20μ以上)

e.G種のふっ素樹脂クリヤー塗膜には熱硬化形を使用し、塗装方法は陽極酸化皮膜と連続した塗装ラインによる静電塗装とする。

14.2.3 鉄鋼の亜鉛めっき

a.鉄鋼の亜鉛めっきの種別と対象部材は次による。
1)溶融亜鉛めっき

対象部材	仕上塗装なし	仕上塗装あり
屋外に露出する構造体	※A種　・B種　・C種	・A種　・B種　※C種 ・
屋外に露出する構造体以外の部材	※A種　・B種　・C種	・A種　・B種　※C種 ・
	・A種　・B種　・C種	・A種　・B種　※C種 ・

注1)順仕[表14.2.2]による板厚に満たない部材は、製造者の仕様による。
2)構造体の対象と詳細処理範囲は、構造図による。

[付加] b,溶融亜鉛めっき鋼材の加工後の切断、孔あけは行わない。万一あと加工が必要な場合の処置は、監理者の指示による。

3節　溶接、ろう付けその他

4節　軽量鉄骨天井下地

14.4.1 置換 適用範囲

a,この節は、システム天井以外の屋内及び屋外の軽量鉄骨天井下地に適用する。

14.4.2 [(b)置換] 材料

a,野縁等の種類は、次による。
※耐震性能及び耐風圧性能等の所定の性能を満たした、製造者の仕様による。ただし、屋内は柵仕[表14.4.1]による19形、屋外は25形以上の性能を有するものとする。
・

[付加] b,脱落防止タイプの天井下地付加仕様は、次による。(全ての軽量鉄骨天井)
1)野縁受ハンガーや野縁クリップは、ボルト固定等によるひらき、ずれ防止タイプとする。
2)野縁受の連結材は、ボルト固定、締付け等によるずれ防止タイプとする。

[付加] c,高耐食仕様の天井下地と適用箇所は、次による。

仕様	適用箇所	備考
・ステンレス	浴室	吊りボルトはステンレスとし、応力腐食割れのおそれがない仕様とする
・高耐食鋼板		吊りボルト ※ステンレス ・鋼製ダクロタイズド処理同等品
・タールエポキシ塗装		2回塗り

注1)仕上げ材及び各所固定用のねじ類は、下地材の仕様に適し、下地材同等以上の耐食性を有するものとする。
2)ステンレスは、SUS304又は同等以上の強度、耐食性等の性能を有する鋼種とする。

[付加] d,アルミスパンドレル、パネル等の金属製天井材の締結材は、ステンレス製(φ200mm以内)又は同等の耐食性を有するものとする。金属製重量天井の場合は、ステンレスボルトを用い、嫌気性接着剤等による戻止め処置を施す。なお、戻止めにダブルナット工法を採用する場合は、下ナット逆転法(困難な場合はエナット正転法)により確実な施工を行う。

14.4.4 工法 [(g)置換]

a,吊りボルトの間隔がダクト等によって900mmを超える場合の補強方法は、柵仕[14.4.4(b)]に準ずる。

b,下がり壁や折上げ天井等、天井に段違いがある場合は、野縁受と同材又はL-30×30×3(mm)程度以上の部材で間隔900mm程度に補強用振れ止めを設けて補強し、下地を一体化する。
段違いが300mmを超える場合は、次による。
1)段違いが300mmを超え、600mm以下の場合
・上記による
・鉛直面を壁として扱い、設計図による
・設計図による
2)段違いが600mmを超える場合
・鉛直面を壁として扱い、設計図による
・設計図による

c,天井ふところが1.5m以上3m以下の吊りボルトの補強
・柵仕[14.4.4(h)(1)(2)による
・設計図による

d,天井のふところが3mを超える場合の吊りボルトの水平補強、斜め補強は次による。
・設計図による
・

[付加] e,一般天井(14.4.7(特定天井等)を除いた軽量鉄骨天井下地を用いるすべての天井をいう)のうち、次の範囲は脱落防止タイプの天井下地付加仕様を適用する。
※耐震ブレースが取り付く箇所、又は製造者の仕様による範囲。
・次の箇所に全数設置する。
(　　)
・

[付加] f.軽量鉄骨天井下地の取付けは、設備機器、壁、梁等周辺部材と直接接しないように隙間を設けるなど、地震や強風による層間変形時の破損や異音発生を防止するための対策を施す。

g,あと施工アンカーは原則使用しない。ただし施工上やむを得ない場合は、監理者の確認を得て、耐力が証明された金属製アンカーを用い、数量を吊り材全体の1/3以下に限定し、局所的に集中しないよう配慮する。

[付加] h,耐震補強を壁固定による代替処置とする一般天井は次による。
1)範囲は次による。
・設計図による
・
2)間仕切壁を含めた強度検討を行い、強度検討書を提出する。

14.4.5 追補 耐震性能

a,耐震性能は、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」によるほか、次による。
1)設計用地震力に対して接合部を含む各部材に発生する応力は、短期許容応力以下かつ座屈荷重(オイラー座屈荷重)範囲内とする。
2)耐震ブレースやそれに取り合う吊りボルト等にかかる圧縮力は、座屈荷重を超えないものとする。ただし弾性座屈内で、計算や実験により性能が確認された場合は、この限りでない。
3)天井面構成部材と壁等とのクリアランス
・設計図による　　・(　　)mm

b,設計用地震力は、設計用自重×設計用震度とする。
1)設計用自重は、次の質量の合計とする。(天井面1㎡当たり)
※当該天井の天井面構成部材一式
※設計図において天井固定となっている間仕切等の1/2の質量
※想定される間仕切等の1/2の質量　(　　)kg
・設備機器等(　　)(　　)kg
・(　　)(　　)kg
2)設計用震度
※「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による。
・Ks=(　)　Kv=(　)

[付加] c,次の耐震補強を行う。
・設計用震度に対して脱落しないことを確認した、製造者の仕様による。
※次の1)～7)による。
1)天井下地には耐震ブレースを設ける。耐震ブレースは、V字型又はX字型を基本として、耐震性能検討書に基づきX・Y方向それぞれバランス良く配置する。
2)耐震ブレースの材料や設置角度は、計算や実験等により強度が確認されたものとする。
3)ブレースは圧縮分力に留意し、圧縮力に対する強度の確認も行う。
4)耐震ブレースほか耐震性能確保上必要となる部材の固定方法は、耐力が確認された専用金具、ボルトナット類、ねじ等によるものとし、現場溶接は行わない。
5)二段ブレースは不可とする。
6)配管計画図を作成し、空調ダクト、配管等との干渉チェックを行う。
7)斜め材の設置及び天井内の設備工事が完了した時点で、斜め材が所定の箇所に所要の状態で設置されていることを確認し、その記録を監理者に提出する。

[付加] d.天井ふところが2.0mを超える場合は、次による。
・設計図による
・天井ふところ内にぶどう棚を設け、天井材を支持する。ぶどう棚の仕様は設計図による
・

[付加] e,耐震補強の工法は上記及び設計図によるほか、日本建築学会「非構造部材の耐震設計施工指針・同解説および設計施工要領」の9章天井による。

5節　軽量鉄骨壁下地

14.5.3 形式及び寸法

a.スタッド、ランナーの種類
⊙設計図による
・スタッド高さ5m以下のものは柵仕[表14.5.1]、5mを超えるものは設計図による

[付加] b,設計図に記載のない場合、軽量鉄骨壁下地を用いた間仕切壁は、壁張りボードを含めスラブ下端又は梁下端まで立ち上げる。

14.5.4 [付加] 工法

a,軽量鉄骨壁下地の取付けは、上部ランナーにテープ貼り等による地震や強風による層間変形時の破損や異音発生を防止するための対策を施す。また、天井材や壁仕上材が外装部材の変形の影響を受けないように緩切りを行い、熱伸縮、層間変形、風圧力等による異音の発生を抑える工法とする。

[付加] b,地下外周二重壁及び外気に接する軽量鉄骨の仕様は次による。ア、アンカー用部材等も同じ仕様とする。
※ステンレス製　　・高耐食めっき鋼板製

[付加] c,開火間仕切壁及び遮音間仕切壁の上部の床スラブが床型枠用鋼製デッキプレートの場合は、間仕切壁部分のデッキプレートのリブを切断して設置するなど、所定の性能を確保できる工法とする。

14.5.5 追補 下地補強

a,軽量鉄骨壁下地による間仕切壁に、手すり、衛生陶器、カウンター等を取り付ける場合及び鏡、ボックス、棚等の荷重がかかる造作を行う場合は、合板又は鋼板、鋼材等により下地補強を行う。補強の耐震要求性能は「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」により、仕様は設計図による。

b,将来対応のため行う予備の下地補強の仕様、位置は、設計図による。

6節　金属成形板張り

14.6.1 置換 適用範囲

a,この節は、建築物の屋根、壁、天井の金属成形板張りに適用する。

14.6.2 材料

a,材料の種別及び表面処理
※設計図による
・

14.6.3 工法

a,取付け用下地
1)屋根及び壁は各部位の荷重条件を満足するものとし、次による。
・設計図による　　・
2)軽量鉄骨天井下地は14.4による。

b,伸縮調整継手　　・設けする(施工箇所は設計図による)　　※設けない

7節　アルミニウム製笠木

14.7.2 材料

a.オープン形式のアルミニウム製笠木の種類は、次による。
・250形　　・300形　　・350形　　⊙設計図による

b,笠木本体の材料の表面処理
・設計図による　　※14.2.2による　　・

8節　手すり及びタラップ

14.8.2 手すり

a.材料
※設計図による　　・

b,間隔防止手すりは、次表の水平荷重に対して破損、残留変形のないものとする。

水平荷重　N/m	適用箇所
3000	
2000	
1500	
1000	上記以外

14.8.3 タラップ

a,材料の種別は次による。
※設計図による　　・

b,表面処理の種別は次による。
1)塗装の場合　　・設計図による　　・
2)亜鉛めっきの場合　・G種　柵仕[表14.2.2]　※14.2.3による　　・
3)ステンレスの場合　・研磨等の仕上げなし　　※14.2.1による　　・

9節　その他　追補

14.9.1 金網類

a.外部(外壁、屋根、デッキ床)、ピット(下部に清水等がある場合)のエキスパンションジョイント金物の取付け下地は、次による。
・鋼製溶融亜鉛めっき　　※ステンレス製

14.9.2 鋼製床組(体育館用)

a,鋼製床組は、JIS A 6513[体育館用鋼製床下地構成材]により、使用目的に適したものとする。

b,多目的用として繰載荷重を指定する場合の床組みは、設計図による。

14.9.3 その他の金属材料

a,屋上、塔屋周りの目隠しルーバー用ストリンガー及び取付け金物と取付けボルトは、電位差腐食を避けるため共材とし、木ねじ等の縦ねじを必要としないねじは使用しない。

b,屋外及び土間となる床下、暗きょ、トレンチ等高湿条件となる部位での取付け金物及び建築設備機器に使用する材料は、ステンレス製又は溶融亜鉛めっきを施した鋼材とし、電気めっきは使用しない。

c,壁面、建具面等からの出寸法が(※150mm　・　　)を超える金属製のひさし、フィン、水切り等の水平部材は、雨漏音対策として次の対策を施す。
※上面板厚　(※2mm以上　・　　)
・緩衝材　　(塗布吹付け制振材3mm以上又は成形制振材張付け)

d,ボルト、ナット、小ねじ類
1)外気に接する部分に用いるボルト及びナットは、高力ボルトは溶融亜鉛めっき仕上げ、それ以外はステンレス製とする。
2)揺動部及び緩みが事故につながる安全上重要なボルト類には、溶接固定(点付け不可)、嫌気性接着材又は戻止めナット(Uナット同等以上)による戻止め処置を施す。スプリングワッシャー、ダブルナット、調製リング状緩易戻止めは、原則不可とする。ただし、施工後の調整により締め直しを行う可能性がある部分については、下ナット逆転法等によって確実な戻止め処置を施すことを条件にダブルナット工法も可とする。
3)原則として、ボルトナット類を設置する場所は水が溜まりない納まりとする。
4)ボルト類にはかかり代を確認するため、袋ナットを用いない。ただし、内装に用いる化粧用の袋ナットは除く。

e.板材折り曲げ形笠木の仕様は、次による。
1)笠木は各部の納まりが適切で、「工事概要書 2-1 立地条件等」により定まる雨、「工事概要書 2-2 構造設計条件」により定まる風及び雪、想定される環境下における熱等の外力に対して安全性を確保する。
2)目地は(※ダブルシーリング方式　・設計図による)とし、排水機能を備える。
3)外壁と取り合う部分は、笠木端部を立ち上げてシーリングを施す。
4)笠木及びその固定部は、外壁、密ガラスのメンテナンス一般手法(ブランコ方式)による荷重に対して破損、有害な変形が生じない強度とする。
5)雪止め　・設計図による　　・設けする(仕様：　　)　⊙設けない

14.9.5 ステンレス鋼板曲げ加工

a,ステンレス鋼板の角出し曲げ加工は次による。
1)適用箇所
・設計図による　・
2)角出し曲げの種別
・a角(残り厚0.5mm要補強裏板)
⊙b角(残り厚0.75mm要補強裏板)
※c角(残り厚1.0mm)

b,外気に接する部分の角出し加工及び屋内のa角の裏当て補強は、ステンレスとする。

c.角出し曲げで建具の短辺が1.2m以上、又は長辺が2.4m以上の場合は、切込み後の板厚にかかわらず、裏当て補強を行う。

14.9.6 耐疲労破壊性能

a.部材の種類及び寸法は、当該部分にかかる応力が5-N曲線を上回らないように設定し、疲労破壊に対する安全性を計算により確認する。
1)範囲(　　)
2)繰返し荷重の応力度(　　)N/mm²
3)繰返し回数(　　)回

15章　左官工事

1節　一般事項

15.1.2 付加 基本要求品質

a.非構造部材における耐震要求性能は「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による。

15.1.3 付加 見本

a.仕上塗材等は、必要に応じて、工程、工法、性能、配色、つや及び仕上げ程度等を検討するために、監理者の指示により現場で試し塗りを行う。試し塗りは、原則として実際の施工条件で行う。

15.1.5 付加 ひび割れ防止

a.コンクリート床版下面等に直塗りする場合は、ポリマーセメントモルタル薄塗り工法とする。

2節　モルタル塗り

15.2.2 材料

a.既製目地材
※設計図による　　・

15.2.4 付加 下地処理

a.コンクリート躯体を高圧水洗処理で目荒しする場合は、柵仕[15.2.4](c)によるほか、次による。
1)全国ビルリフォーム協同組合連合会（現全国ビルリフォーム工事業協同組合）「高圧水洗による既存塗膜の除去に関する研究1996年度報告書（高圧水洗によるモルタル塗り及びタイル張りの下地処理工事仕様書・同解説（案））」による。

15.2.5 工法

a.床の目地の設置及び工法
1)設置箇所　　※設計図による　　・なし
2)工法　　・設計図による　　・押し目地工法　　・

[付加] b.外装壁タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験は、11.1.5による。

[付加] c,タイル張り下地等の下地モルタルを施工するコンクリート下地に0.2mm以上の有害なひび割れがある場合は、下地モルタルの施工に先立って補修する。補修材料は、次による。
※エポキシ樹脂注入　　・シーリング　　・ポリマーセメント

[付加] d,室内の柱型及び壁の見え掛り出隅の面取り
・角度45°で見付け幅(　　mm)　　・

3節　床コンクリート直均し仕上げ

15.3.1 適用範囲

a.床コンクリート直均し仕上げの範囲（塗物、敷物、張物等の下地）
※設計図による　　・

[付加] b.特殊な直均し仕上げの工法と範囲
※設計図による　　・

4節　セルフレベリング材塗り

15.4.2 材料

a.セルフレベリング材の種類と塗厚は、次による。
・せっこう系　厚さ　※10mm　・
・セメント系　厚さ　※10mm　・

15.4.3 調合及び塗厚

9節　ポリマーセメントモルタル薄塗り　追補

15.9.1 適用範囲

a.この節は、床、壁、天井等に使用するポリマーセメントモルタル薄塗りに適用する。
施工範囲は、設計図による。

15.9.2 材料

a.ポリマーセメントモルタル薄塗り材は、製造者の仕様に基づき既調合されたものとし、次による。
1)仕上塗材の下地として使用する場合で塗厚さが1～3mm程度の場合は、JIS A 6916によるセメント系下地調整塗材2種(下地調整塗材C-2)とする。
2)仕上塗材として使用する場合で塗厚さが3～10mm程度の場合は、JIS A 6916によるセメント系下地調整厚塗材2種(下地調整塗材CM-2)とする。
3)仕上塗材以外の仕上げの下地として使用する場合は、前2)号に準じた既調合モルタル材とする。

b.セメント混和用ポリマーディスパージョンはエチレン酢酸ビニル共重合系又はアクリル系とし、薄塗り材製造者の仕様による。

c.合成樹脂エマルションシーラーは耐アルカリ性で成膜性、耐水性の良いものとする。

看工	. .	. .	
検工	. .	. .	
		. .	
監理		. .	
施工		. .	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計

19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

特記仕様書(7)

意　(通し番号　9　)
1 － 9

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78 0×570

15.9.3
調合

a.モルタル材料の調合及びセメント混和用ポリマーディスパージョンの混入量は、薄塗り材製造者の仕様による。

15.9.4
下地処理

a.コンクリートの下地処理及び調整は、表仕[15.2.4]に準ずる。プライマータイプを使用する場合は、下地を十分乾燥させる。
b.コンクリート下地の調整は、コンクリート面の木屑やセパレーター等を取り除き、じゃんかその他の欠陥を補修する。表面に硬化不良部がある場合は、ワイヤーブラシ等で取り除く。コンクリート面の精度の不良な箇所は、はつり又はモルタルの付送りを行う。付送りが25mmを超える場合は、溶接金網(線径3.2mm程度、50mm×50mm)等を躯体に緊結してから行う。
c.下地は、塗り付け直前によく清掃する。コンクリート及びコンクリートブロック等の下地面はあらかじめ水洗い又は水湿し等を行って水の吸収を調整する。下地で付送りを要するものは、下塗りモルタルで不陸を調整し、くし目をつけ2週間以上放置する。

15.9.5
工法

a.塗付けは、材料の練合せ後、直ちに塗付けを行わず、薄塗り材製造者の仕様による。
2度塗り仕上げを行う場合は、下地が乾燥しないうちに追いかけ塗りとする。
b.施工中の塗付け面は、降雨、降雪、強風及び直射日光等にさらされないようにする。
c.壁、段裏、梁下等の仕上り面は、通りを正しく、面にねじれやひずみのないよう、平滑に仕上げる。仕上りむら・色むら等は、目視による欠陥がないものとする。

16章　建具工事

1節　一般事項

16.1.2　[付加]
基本要求品質

a.建具の性能
1)各種性能における荷重条件は、「工事概要書 2-2 構造設計条件」 により、各性能において脱落、破損等がないものとする。
2)耐震要求性能は、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」によるほか、ケース1に対しては無被害、ケース2に対しては、すべての建具に脱落なし、防災建具及び避難に使用する可能性のある建具は開閉可能な状態を保持する。
[付加] b.片引戸、両引戸、引違い戸、かまち戸等の軸吊開き戸は、指はさみ事故を防ぐための引残し確保や同面納まり等、適切な処置を施す。
[付加] c.異種金属で構成される部分は、14.1.3 c.の電位差腐食防止処理を施す。
[付加] d.外気に面する建具材の周囲取合い部は、ヒートブリッジによる結露等の不具合を生じない納まりとする。(ボード取合いは樹脂製見切材を使用する)

16.1.3
防火戸

a.防火戸の指定　※設計図による　・
b.防火戸の開鎖機構及び感知器との連動　※設計図による　・
[付加] c.仕様は16.15(防災建具)による。

16.1.4
見本の製作等

a.建具見本の製作
※製作しない
・製作する(範囲及び寸法　※設計図による　・　)
b.特殊な建具の仮組　※行わない　・行う(範囲及び寸法　※設計図による　・　)

16.1.6
その他

a.「防犯建物部品」の適用
※設計図による　・
[付加] b.一枚戸及び折り戸で面積が3m²を超える場合は、骨組、金物、取付けの安全性を計算により確認する。
[付加] c.電気錠の遠隔操作機能(停電時施錠保持、避難経路施錠開、管理戸の施錠開)の適用と操作場所は、次による。
※行う(※前室　・　)　・行わない
[付加] d.くつずりの形状は、次による。
1)床仕上げ材、仕上げ色が異なる箇所
※ST-1(建具表符号)　・設計図による　・くつずりなし
2)床仕上げ高さが異なる箇所
※ST-2(建具表符号)　・設計図による
3)外部出入口
※ST-3(建具表符号)　・設計図による
4)PS・EPS出入口
※ST-4(建具表符号)　・設計図による
[付加] e.ドアガラリの仕様は、次による。
1)内部のガラリの形状
※3型　・設計図による
2)材質：内部扉付きガラリの材質
※スチール製　・アルミニウム製　・
[付加] f.壁面、建具面等からの出寸法が(※150mm　・　)を超える建具に付随する金属製のフィン、水切り(既製水切り皿板を除く)等の水平部材は、雨滴音対策として次の対策を施す。
※上面部材厚　(※2mm以上　・　)
・緩衝材　(塗布吹付け制振材3mm以上又は成形制振材張付け　)
[付加] g.支持点間隔が2mを超える建具の枠、方立、無目等は、支持部の熱伸縮吸収機構又は緩衝材設置等により、熱伸びによる材軸方向外への変形(はらみ出し)を防止する。
[付加] h.鉄筋コンクリート部材に取り付く建具で部材のクリープ変形が予想される部位にあるものは、変形に追従可能な取付け方式又は構造とする。特に留意すべき対象部位と予想変位は、6.1.2 a.による。
[付加] i.高所に設置する可動の建具には、次による転落防止処置を講ずる。
※開放制限装置設置(有効開口幅110mm以下)(範囲　・設計図による　・　)
・転落防止手すり設置(範囲及び仕様　・設計図による　・　)
○設計図による
[付加] j.スライディング建具では、扉、障子、網戸等の可動部が脱落しないよう適切な脱落防止策を講ずる。
[付加] k.トップライトには、シール切れ等により浸入した雨水や結露水の排水経路を確保する。また水抜き孔部分には、カバーやバッフルを設けるなどの逆流防止処置を施す。
l.ボルト類は14.9.3 d.による。

16.1.7　追補
性能の確認

a.性能試験
1)性能確認試験　※行わない　・行う(建具の種別：　)
2)試験の種類　・耐風圧　・耐震　・水密　・気密　・遮音　・
3)試験体の製作　※製作しない　・製作する(範囲及び寸法：　)

2節　アルミニウム製建具

16.2.2
性能及び構造

a.性能値等
1)耐風圧性、気密性、水密性の等級
○表仕[表16.2.1](・A種　○B種　・C種)
・耐風圧性(S-　)　気密性(A-　)　水密性(W-　)
b.防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級(T-2)
c.断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級(H-2)
d.耐震ドアセットの面内変位追従性の等級(D-　)
[付加] e.耐震性
・
[付加] f.耐温度差性能
・

16.2.3
材料

a.網戸等
1)防虫網の種別
・設計図による　・合成樹脂　・ステンレス(SUS316)製　○ガラス繊維入り合成樹脂
[付加] 2)形式
○設計図による　・外部可動式　・内部可動式　・固定式　・枠内折りたたみ収納式
[付加] b.アルミニウム建具に用いるガスケットの仕様
※製造者の仕様による　・設計図による

16.2.4
形状及び仕上げ

a.アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別及び種類は14.2.2により、適用は次による。
1)外気に面する建具の表面処理
※設計図による　・B-1種　・
2)室内の建具の表面処理
※設計図による　・B-1種　・
b.枠の見込み寸法
※設計図による　・
c.ガラス面の結露水処理方式
1)開口部(ピジョン部)
・排水用逆流防止弁による外部排水　※ふき取り　・室内側排水処理
2)スパンドレル部
※排水用逆流防止弁による外部排水とし、バックボードの耐風圧性能は外装に準ずる。
・室内側排水処理
・
3)ふき取りとは、結露水を溜めてふき取り又は自然乾燥とする方式を指す。

16.2.5
工法

a.水切り、ぜん板、額縁
1)水切り板　※設計図による　○サッシ同材、同仕様　・
2)ぜん板及び額縁　※設計図による　・鋼板厚1.6mm 塗装　・
[付加] b.水密部の止水材は、ガラスや主要な外装パネル、設備機器等を取り外すことなく容易に補修できる納まりとする。シーリング材の補修が困難な部位には、定形留め材を使用する。
[付加] c.ジョイントシーリングの適正な被着工面を確保できる処置を施す。
[付加] d.連窓建具の長手方向の枠には熱伸縮に対応できる伸縮継手を設けるとともに、アンカー金物は接合部でスライドできる機構とする。また、すべり材を挟むなどの発音防止措置を施す。
[付加] e.サッシのジョイント部にはキャッチパンを設け、万一の雨水時でも建築物内への水の浸入を防止する。
[付加] f.排水孔の径は最小8mmとし、原則2箇所以上設ける。
[付加] g.片引き及び引違いサッシのファスナーロック(錠付)
・設置する(開放制限幅　mm)　※設置しない
[付加] h.サッシ、ぜん板、額縁等の接触部分のヒートブリッジ対策は次による。
※ゴム製又はプラスチック製の絶縁材を介して取り付ける。
・行わない　・設計図による
[付加] i.ぜん板、額縁等の裏面断熱材
・設ける(※吹付け硬質ウレタンフォーム(　)mm　・　)
※設けない

[付加] j.耐火性能
※建築基準法第64条(延焼のおそれのある部分に設ける防火設備)による
・
[付加] k.耐久性能は次による。
1)シーリング部は完成引渡し後10年間、大掛かりな補修を要しないものとする。
2)塗装面は完成引渡し後5年間、はく離、色むら、浮き錆等が生じないものとする。
3)可動部のエアタイト材等は、有効な性能の保証期間を5年間以上とする。
[付加] l.発音及び摩擦音の防止
1)建具は予想される風圧力、躯体の変形、外気温の変化や日射による部材の温度伸縮、外気温の変化等により生ずる有害な発音、金属摩擦音等の発生を抑える処置を施す。
2)外装建具が内装材に接する部分は縁を切り、温度伸縮、層間変位、風圧力等による異音の発生を抑える。
3)部材間のボルト緊結部等、部材の温度伸縮による有害な発音のおそれのある部分やすべりを必要とする部分には、摩擦低減材を設置する。

4節　鋼製建具

16.4.2
性能及び構造

a.簡易気密型ドアセットの適用
※適用しない　・適用する
[置換] b.外気に面する建具の性能値
1)耐風圧性
※「工事概要書 2-2 構造設計条件」による設計用風圧力に対して、破損や脱落がない。
・S-4　・S-5　○S-6
2)気密性　遮音性
※A1(性能はa.による)　・PAT(性能はh.による)
3)水密性
※W-1　・
c.防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級(T-2)
d.断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級(H-2)
e.耐震ドアセットの面内変位追従性の等級(D-　)
[付加] f.SA1の性能は次による。適用は設計図による。
※遮音性T-1　・
[付加] g.A1の性能は次による。適用は設計図による。
1)フラッシュ戸の場合
※気密性A-3　遮音性T-2　・
2)片面フラッシュの場合
※気密性A-3　・
[付加] h.PA1の性能は次により、適用は設計図による。
※気密性A-4　遮音性(※T-3　・T-4)　・

16.4.3
材料

a.鋼板は次により、適用は製造者の仕様による。
1)JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
付着量　※Z12又はF12を満足するもの　・
2)JIS G 3317(溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯)
付着量　※Y08を満足するもの　・
[付加] 3)JIS G 3323(溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板及び鋼帯)
付着量　※K08を満足するもの　・
[付加] b.ガラス押え金物は次による。
※ドアと同材同仕上げ　・既製品　・

16.4.4
形状及び仕上げ

a.くつずり及び外気に面する戸枠を除く鋼板類の厚さ
1)片開き、親子開き及び両開き戸の戸1枚の有効開口幅が950mm及び有効高さが2,400mm以下の場合
※標仕[表16.4.2]による
・製造者の仕様による
2)上記以外の場合
※標仕[表16.4.2]以上かつ、製造者の仕様による
・
b.くつずりはステンレス鋼板とし、厚さは次による。
・設計図による　○1.5mm　・2.0mm
c.外気に面する戸枠は次による。
※ステンレス鋼板を使用し、四周とも水密溶接による接合とする。板厚及び仕上げは次による。
板厚　：※1.5mm　・2.0mm　・
仕上げ：・設計図による　○[14.2.1]による　・
○枠下端より300mmまでをステンレス鋼板とし、その他を鋼板とする。鋼板部とステンレス鋼板は面合せ溶接接合とし、戸と同色塗装仕上げとする。板厚は次による。
※鋼板1.6mm　ステンレス鋼板1.5mm
・鋼板2.3mm　ステンレス鋼板2.5mm
・鋼板製とし板厚は次による。
※1.6mm　・2.3mm　・
[付加] d.鋼製建具の戸の見込み寸法は次による。

建具の戸の大きさ	戸の見込み寸法(mm)
2.5 m²以下	40
3.0 m²以下	45
5.0 m²以下	50
5.0 m²を超えるもの	60

注)ヒンジクローザ(ピボット形)を用いる戸の見込み寸法は、50mm以上とする。

16.4.5　付加
工法

a.開き戸及び引戸の枠当たりには、合成ゴム製等の受け座を取り付ける。受け座の材質は戸の塗料に影響がないものとし、工事中に塗料が付着したものは新品と交換する。
b.AT、PAT、外気に面する戸の表面板の端部は、四周とも包み込む。
c.SATは下枠を除く枠の三周に、ATおよびPATは四周に、シリコーンスポンジゴム等の気密材を設置する。気密材は、塗装した戸面に長期間密着していても剥がれないものを使用する。
d.PATの把手は、設計図に記載な限り、グレモン多点締りハンドルとする。
e.遮音性能が必要な鋼製建具には、必要に応じて内部にロックウール等を充填し、所定の性能を確保する。また、充填材の落ち込みがないよう内部には分割材を入れる。
f.外気に面する戸には、内部にロックウール(150kg/m³品)を充填し、充填材の落ち込みがないよう内部に分割材を入れる。
g.AT防水を行う室の戸枠は、下端より300mm までをステンレス製とする。また、防水層が取り合う部分には、ステンレス製フラッシング#100以上を溶接で取り付ける。
h.雨掛り箇所の戸枠上端には、ステンレス厚1.5mm、出25mm、塗装仕上げの水切り板を設ける。また、下枠の下部には水返しの立上り10mm以上を設ける。
i.外気に面する中間階の搬入用の戸を内開きとする場合は、内側に排水溝を設けて外部に排水する。

5節　鋼製軽量建具

16.5.2
性能及び構造

a.16.4.2に準ずる。

16.5.3
材料

a.材質及び仕上げ
※鋼板　・ビニル被覆鋼板　・カラー鋼板　・
b.召合せ、縦小口包み板等の材質は、次による。
・設計図による　○鋼板　・ステンレス鋼板　・アルミニウム押出形材
[付加] c.ガラス押え金物の材質は、次による。
※戸と同材同色仕上げ　・既製押縁

16.5.4
形状及び仕上げ

a.鋼板の各部材厚は、次による。
1)片開き、親子開き及び両開き戸の戸
(1枚の有効開口幅は950mm又は有効高さが2,400mmを超えるものを除く)
※標仕[表16.5.1]及び製造者の仕様を満足するもの
・製造者の仕様による
・
[付加] 2)上記以外　※製造者の仕様による　・
b.くつずりはステンレス鋼板とし、厚さは次による。
・設計図による　○1.5mm　・2.0mm

6節　ステンレス製建具

16.6.2
性能及び構造

a.16.4.2に準ずる。

16.6.3　付加
材料

a.ステンレス鋼板は、14.1.5による。

16.6.4
形状及び仕上げ

a.ステンレスの表面仕上げは、他に記載がない限り次による。
・設計図による　○HL150番仕上げ(※部材長手方向　・設計図による)　・
[付加] b.汚れ防止処置
1)外気に面する部分は、次による。
※施さない
・次の処置を施す
・耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り　原板工場処理
(仕様は18.19.1による)
・耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り　加工後工場処理
(仕様は18.19.1による)
・
2)屋内の部分は、次による。
・施さない
※次の処置を施す
・耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り　原板工場処理
(仕様は18.19.1による)
・耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り　加工後工場処理
(仕様は18.19.1による)
※汚れ防止材(シリコーンオイル)
・
[付加] c.くつずりの厚さ
※1.5mm　・2.0mm

16.6.5
工法　[付加]

a.曲げ加工は、14.9.5による。
b.上記に加え、16.4.5を適用する。

8節　建具用金物

16.8.1
適用範囲

a.既製又はこれに準ずる建具用金物のうち、機能上必要な最小限のもの
○製作所の仕様による　・設計図による

16.8.2
材質、形状及び寸法

a.建具金物の種類及び見え掛り部の材質
○標仕[表16.8.1]により、適用は設計図による　・設計図による
b.樹脂製建具に使用する丁番
・標仕[表16.8.3]による　・設計図による　・製造者の仕様による
[付加] c.錠の付加仕様
○アンチフリクション機構

16.8.3
取付け施工

a.握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置
※設計図による　○床レベルより H=1,000
[付加] b.扉内のPS及びDS戸の取付け位置は幅木上を原則とし、隠しヒンジとする。
[付加] c.外気に面する開き戸には、戸当たり又はあおり止めを設ける。また、ドアクローザーはパックチェック機能付きのものとする。
[付加] d.二つ折り防火戸には、中心吊り型ヒンジクローザー、丁番型ヒンジクローザー及び戸外口ック装置を用いる。
[付加] e.機械換気設備を設ける部屋の戸は、換気時の初動時開力が圧力差300N/m²で150N以下になるよう戸の大きさを検討し、閉鎖トルクを決定する。
[付加] f.建具の開閉力(初動時)は次により、試験方法は JIS A 1519による。
※50N以下　・開き戸30N以下、引戸20N以下
[付加] g.ドアクローザーは、室内側(大部屋内にあっては小部屋側)取付けを原則とし、仕様は次による。(個室については設計図による)
形状：　・設計図による　○薄型(55mm以下)
色　：　※製造者標準色　・指定色焼付け塗装
[付加] h.コンシールド形ドアクローザーを用い、かつ、気密パッキングを用いる場合は、光漏れ防止のため上枠のしゃくり寸法を20mm以上とする。
[付加] i.フロアヒンジは、外部の雨掛りの戸には使用しない。
[付加] j.外気に面する部分に使用するピボットヒンジはステンレス製とする。
[付加] k.鋼製建具の開き戸の丁番は堀込み形旗丁番とする。
[付加] l.建具金物を取り付ける箇所は、裏面に補強板を設ける。
[付加] m.開閉サッシの締付け開閉機構の部材は、ねじ、ばね及び高応力部をステンレス製とする。
[付加] n.フロアヒンジはプレート落し込みとし、床仕上げ同材を張った化粧プレートとする。
[付加] o.壁面金高に及ぶ大型の点検パネルには、上下を連動(2点締り)させてロックできる装置を設ける。
[付加] p.水掛り及び外気に面する建具金物はステンレス製とする。また、丁番の切欠き部分は十分な止水処理を施す。

16.8.4
鍵

[付加] a.鍵の種類及び材質　※設計図による　○本錠にならう
b.グランドマスターキー　・製作する(※3枚　・　)系統(　系統)
※製作しない
c.マスターキー　※製作する(※3枚　・　10　)系統(　系統)
・製作しない
[付加] d.コンストラクションキー
・採用する　※採用しない
[付加] e.鍵の提出は、1.7.6 b.による。
[付加] f.錠の防犯性能
1)錠の防犯性能は、「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」第7条(指定建物錠の防犯性能の表示)に規定される副ピッキング性能10分以上、耐かぎ穴壊し性能10分以上、副サムターン動し性能あり、耐ムム送り開錠性能あり、副ニじ破り性能ありとし、適用は次による。
※適用する(※屋外に面するすべての扉　・設計図による)
・適用しない
2)16.1.6により「防犯建物部品」を適用する場合は、「防犯性の高い建物部品目録」に掲載された製品とする。
[付加] g.鍵の付加仕様
○リバーシブルタイプ
・ディンプルキータイプ
[付加] h.雨掛りとなる建具、門扉等に用いる電気錠は、防滴型とする。

9節　自動ドア開閉装置

16.9.2
性能

a.スライディングドア用自動ドア開閉装置の性能値は、他に記載のない限り標仕[表16.9.1]による。
b.スイングドア用自動ドア開閉装置の性能値は、他に記載のない限り標仕[表16.9.2]による。
[置換] c.スライディングドア用自動開閉装置のセンサー検出範囲は次による。
1)幅方向は自動ドアの有効開口より左右に各々(・150mm　※500mm)以上広げた寸法とする。また、自動ドア周辺の状況に応じて、斜め方向からの進入を想定したセンサー検出範囲の設定を行う。
2)奥行き方向は戸中心より1,000mm以上とする。
[付加] d.本節に記載のないスライディングドア用自動開閉装置の安全上の諸性能は、全国自動ドア協会「スライド式自動ドアの安全ガイドライン」によるほか、製造者の基準による。

16.9.3
機構

a.戸の開閉方式法
※設計図による　・
b.センサーの種類
○設計図による(カードリーダー)
・光線(反射)スイッチ及び光電スイッチ(補助センサー)
・タッチスイッチ、光線(反射)スイッチ及び光電スイッチ(補助センサー)
c.寒冷地での凍結防止措置
※行わない　・行う(※設計図による　・　)
[付加] d.スライディング自動ドアの戸袋部防護処置は次により、適用する建具は、設計図による。
・全面ガラススクリーン方式
戸袋部分を全面ガラススクリーンで覆ったものとし、フレーム及びガラスの詳細は設計図による。シリンダー本締り錠を設置し、メンテナンス時は開錠のうえスクリーンを開いて内部全面を清掃、点検できる納まりとする。
○手すりガード(防護柵)方式
手すり状の防護柵とし、詳細は設計図による。
戸尻感知センサー　※設置しない　・設置する(・ドア制御　・注意喚起音声)
・その他(　)
[付加] e.スライディング自動ドアのパニックオープン(非常時開放)機構は、次による。
※自火報連動自動開放かつ停電時自動開放し、開放状態保持
停電時の開放用電源　※内蔵バッテリー　・非常用電源回路
・
[付加] f.身障者便所及び多目的トイレのスライディング自動ドアは、多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン(全国自動ドア協会)に準拠する。
[付加] g.在室検知センサーによる不在時及びタイマー制御による強制開錠機構は次による。
※適用しない　・設置する　(　)
[付加] h.スライディング自動ドアは、指挟み防止のための引残しを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立の隙間及び戸尻と近接する壁面等との隙間は、それぞれ30mm以上とする。
[付加] i.スライディング自動ドアは、製造者の安全基準を満足したうえで、使用箇所、用途により、次の安全対策を講ずる。
1)適切な開じ速度及び開放保持時間の設定

審査	. .	. .	
検査	. .	. .	
監理		. .	
施工		. .	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

19.02.

特記仕様書(8)

(通し番号　10)
1 －10

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78 0×570

2)補助センサーの適切な設置
3)軽量化
4)ガラスへの衝突防止表示
[付加] j.作動音及び振動の低減が要求されるスライディング自動ドアは、次による。
1)対象建具 （ ）
2)製造者の仕様により、静音、振動低減に最も配慮したモーター及び機構を用いる。
3)入退室管理を行う自動ドアの施錠装置は、セキュリティのグレードと耐音性について、監理者と協議を行ったうえで決定する。
[付加] k.入退室管理を行う自動ドアの不正侵入防止対策は、次による。
・設計図による ・

10節 自開式上吊り引戸装置

16.10.3 性能等
a.自開式上吊り引戸装置の性能
・設計図による ・種仕［表16.10.1］による

14節 ガラス

16.14.1 置換 適用範囲
a.この節は、建具に取り付けるガラス及びガラスブロックに適用するほか、カーテンウォールガラス、ガラス手すり、その他各所のガラス施工部分にも適用する。

16.14.2 [付加] 材料
a.板ガラスの種別、種類、仕様等は、設計図によるほか次による。
1)外装に使用するガラスは、「工事概要書 2-2 構造設計条件」の設計用風圧力及び「工事概要書 2-1 立地条件等」の浸水対策レベルにおける耐水圧(流木等の外圧は除く)に対して強度を確保していることを確認する。ガラススクリーン構法等特殊な構造の場合は、監理者の指示により有限要素法や製造者の定める計算方法等の適切な強度検討を行う。
2)外装に使用するガラスは、熱割れ計算にて安全性の確認を行う。ルーバー等の突起物やガラスに近接した壁等がある場合や、熱だまりになる部分については、周辺の状況も計算要素に加える。
3)各種熱処理ガラスに用いる素板ガラスは、硫化ニッケル等の不純物の混入を極力少なくするように管理された環境下で製造されたものとする。
4)ガラスの風圧力によるたわみは、次による。
※規定なし
・有限要素法又は板硝子協会の定める計算式で算出し、たわみ量及び対象箇所は次による
たわみ量 ・部材長の1/100以下 ・部材長の1/50以下 ・
対象箇所 ・ビジョン部 ・
5)強化ガラス、倍強度ガラス、セラミックプリントを施したガラス等、熱処理を加えたガラスは、ローラーウェーブの方向を極力そろえて設置する。また、凹凸は凸側を外部に向ける。
b.ガラス留め材は、次による。
1)種類 材質

建具の種類	材質		
アルミニウム製	※シーリング材	・ガスケット(Fix部はシーリング材)	・
鋼製	※シーリング材	・ガスケット	・
ステンレス製	※シーリング材	・ガスケット	・
木製	※シーリング材	・木製押縁	・

[置換] 2)ガラス留め材(不定形及び定形)は、建具製造者の設計基準によるほか、特別な仕様は設計図による。
3)セッティングブロックは硬さ90±5°のEPDM-Sとし、合わせガラスの中間膜やガラス留め材等を汚染しないものとする。許容荷重は0.5N/mm²を標準とし、不足する場合はナイロンやポリカーボネート等、荷重に見合うものを使用する。
4)次の場合のガラスのセッティングブロックは、機械的固定により移動や浮上がりを防止する処置を講ずる。粘着テープ等は不可とする。
※特注品のカーテンウォール
※ガラススクリーン工法
・

16.14.3 ガラス溝の寸法・形状等
a.板ガラスをはめ込む溝の大きさ
・設計図による ⊙種仕［表16.14.1］による
b.排水機構を設けた場合の面クリアランス
※5.0mm以上 ・設計図による ・種仕［表16.14.1］による
c.排水機構のないアルミニウム製建具のフラッシュ戸、鋼製建具及びステンレス製建具の開き戸及び引戸の面クリアランス
※5.0mm以上 ・設計図による ・種仕［表16.14.1］による

16.14.4 工法 [(a)(3)置換]
a.熱線反射ガラスの映像調整
・行う ※行わない
b.網入りガラス及び線入ガラスの小口処理
1)複層ガラス以外
※全周ガラス用鋼止め塗装又はプチル防錆テープ
・全周ガラス用鋼止め塗装のうえプチル製防錆テープ張り及びアルミ箔巻き
2)複層ガラス
※全周小口へのシリコーンシーリング材塗布
・
[付加] c.ガラスは建具等に建て込んだ状態で、小口等に傷や欠け等がないものとする。その確認方法については種仕書と協議し定め、対象範囲は全数とする。。確認した記録は1.7.1 c.により、提出保管する工事関連図書とする。

16.14.6 追補 ガラス用フィルム
a.機能性ガラス用フィルムは、JIS A 5759により、必要な性能及びその区分等は次による。
・次表による ⊙設計図による

略号	主要目的による区分	必要性能 日射遮へい性能による区分	熱貫流率による区分	ガラス飛散防止性能 衝撃破壊対応	層間変形破壊対応	ガラスの種類による区分
GF-1	・日射調整フィルム ・低放射フィルム ・ガラス飛散防止フィルム ・ガラス貫通防止フィルム ・視界制御フィルム	・A ・B ・C ・D ・E ・設計図による	・A ・B ・C ・D ・設計図による	・適用する	・適用する	・A ・B ・設計図による
GF-2	・日射調整フィルム ・低放射フィルム ・ガラス飛散防止フィルム ・ガラス貫通防止フィルム ・視界制御フィルム	・A ・B ・C ・D ・E ・設計図による	・A ・B ・C ・D ・設計図による	・適用する	・適用する	・A ・B ・設計図による
GF-3	・日射調整フィルム ・低放射フィルム ・ガラス飛散防止フィルム ・ガラス貫通防止フィルム ・視界制御フィルム	・A ・B ・C ・D ・E ・設計図による	・A ・B ・C ・D ・設計図による	・適用する	・適用する	・A ・B ・設計図による

備考 視界制御フィルムの図柄等は、設計図による。

b.フィルムの張り方は次による。ただし、視線を遮る目的で張るフィルムについては、監理者との協議による。
※ピクチャーフレーム方式
※現場施工(フィルム端部～シーリング材又はガスケットの隙間は2mm以下)
・工場施工(フィルム端部～シーリング材又はガスケットの隙間は5mm以下)
・設計図による
c.飛散防止フィルムは、原則として継目を設けない。ただし、張付けするガラス寸法等により、やむを得ず継目を設ける場合の継ぎ方は(※縦つぎ ・横つぎ)とする。
d.取扱い説明書に耐用年数、張り方、メンテナンス等の留意点を明記し、完成引渡し時に発注者及び建物管理者へ適切な説明を行った上、提出する。
e.強化ガラスへの飛散防止フィルム張りの範囲は、次による。ただし、合わせガラスとしたものを除くものとし、耐熱強化ガラスへの適用は、設計図書等による。
・設計図による
⊙呼び厚さ5mmを超えるすべての強化ガラス

16.14.10 追補 強化ガラス
a.強化ガラスは、JIS R 3206(強化ガラス)により、特性による種類は耳類とする。
b.呼び厚さ6ミリ以上の強化ガラスは、全数ヒートソークテストを行う。
c.ローラーウエーブの許容値は、次による。

測定方法	JIS R 3222
種別	許容値
・A種	任意の300mmに対して0.15mm
・B種	任意の300mmに対して0.3mm
※C種	任意の300mmに対して0.5mm
・D種	任意の300mmに対して1.0mm
・E種	製造者の仕様による

d.強化ガラスを海外製品とする場合、次の時期のヒートソークテスト及び各種の測定、検査に立ち会うとともに、全製品の試験成績表を対象として確認、押印し、監理者に提出する。
※初品及び中間時期の合計2回以上 ・
e.建築物引渡し後10年以内に強化ガラスが自然破損した場合、建築物引渡し後の傷等による場合を除き、受注者の費用負担にて復旧する。
f.強化ガラス小口の保護
・設計図による
・製造者の仕様による
・

16.14.11 追補 倍強度ガラス
a.倍強度ガラスは、JIS R 3222 による。ただし表面圧縮応力は、規定値の範囲の低めとなるよう管理し、すべての箇所において50N/mm²を上限とする。
b.倍強度ガラスの表面圧縮応力の確認は、次により行う。ただし、海外製品とする場合は、1)、2)のいずれも A種とする。
1)表面圧縮応力値の測定

種別	測定装置	測定箇所	頻度
・A種	バビネ式ガラス表面応力計(折原製作所：BTP-HCL)又はルケオ：LSM-902同等)	JIS測定面所(測定面：ガラス錫面側)	全数
※B種	製造者の仕様による		

注)A種の場合で、JISに基づく製造者の仕様による品質管理と異なる場合は、付加して実施する。

2)破損性状の確認検査

種別	試験方法・判定基準	頻度
・A種	BS EN1863-1に準拠	製造作業単位かつ製造条件ごとに1回以上
※B種	製造者の仕様による	

c.ローラーウエーブの許容値は、次による。

測定方法	JIS R 3222
種別	許容値
・A種	任意の300mmに対して0.15mm
・B種	任意の300mmに対して0.3mm
※C種	任意の300mmに対して0.5mm
・D種	任意の300mmに対して1.0mm
・E種	製造者の仕様による

d.倍強度ガラスを海外製品とする場合、次の時期の製造者が行う各種の測定、検査に立ち会うとともに、全製品の試験成績表を対象として確認、押印し、監理者に提出する。
※初品及び中間時期の合計2回以上 ・
e.建築物引渡し後10年以内に倍強度ガラスが自然破損した場合、建築物引渡し後の傷等による場合を除き、受注者の費用負担にて復旧する。

16.14.12 追補 合わせガラス
a.屋外に小口が露出しない合わせガラスの中間膜は次による。
※PVB膜 ・EVA膜 ・10膜 ・
b.中間膜の厚さは、製造者の仕様により、ガラスの構成、大きさ、使用する部位への風圧力等の外的条件に対して、所定の性能を満たすものとする。
c.合わせガラスの小口部分にシーリング材が接する場合は、シーリング材が中間膜には(ゲル化、白濁、黄変等の悪影響を及ぼさないことが確認され、ガラス、中間膜、シーリングの製造者間で合意された組合せのものを採用する。

16.14.13 追補 複層ガラス
a.複層ガラスのスペーサー
※製造者の仕様による ・指定色(※黒色 ・) ・樹脂スペーサー
b.複層ガラス下辺のガラス側のずれは、次による。
※製造者の仕様による ・1mm以下
c.オンライン製造品のペアリングは、温度を一定に調整したペアリング専用室内で行う。
オフライン製造品のペアリングは、製造者仕様による。
d.建築物引渡し後10年以内に中空層に内部結露が発生した場合、受注者の費用負担にて交換する。

15節 防災建具 追補

16.15.1 適用範囲
a.この節は、特定防火設備、防火設備となる防火戸、防火シャッター等に適用し、一般建具の仕様に加えて防災上付加すべき性能及び装置について規定する。
b.適用は設計図による。

16.15.2 材料、形状、仕上げ
a.開錠機構及び煙感知器等との連動、順位調整、操作ボックスの形式、材質等は設計図による。

16.15.3 特定防火設備 防火設備(防火戸)
a.金物類は、原則として亜鉛合金又はアルミニウム合金を使用しない。
b.常時開放堤込戸の開錠装置はセンジクローザーとし、調整器は壁側に設ける。
c.常時開放堤込戸のソレノイドの保持力は、火災時に手で開けられる強さ、かつ誤報防止のため余が触れても容易に開じない強さとする。
d.くぐり戸付きの場合、くぐり戸の下部は次による。
・設計図による ・下枠なし ・下枠あり
e.防火戸付き消火ホース口の大きさ、開閉機構、取付け位置、表示方法等は、所轄消防署と協議のうえ決定する。

16.15.4 防火シャッター 防煙シャッター 防火防煙シャッター
a.建築基準法第2条第9号二のロ、建築基準法第64条(延焼のおそれのある部分に設ける防火設備)の規定に基づき定められたもの、又は認定を受けたものとする。
b.形式及び機構は16.11によるほか次による。
1)スラットは、排煙機動作時の負圧を受けてもガイドレールから外れることのない構造とする。
2)防火防煙シャッターの場合は、煙感知器と連動するものとする。
3)手動開鎖装置を設置する。

16.15.5 可動式防煙垂れ壁
a.方式は、ロール式(不燃シートをシャフトに巻きつけたもの)とする。ガイドレールは、まぐさ内組込みとする。
b.機構は次による。
1)感知器連動の自動降下式とする。
2)手動操作ボックスを設け手動降下可能な機構とし、復帰も手動による。
3)降下に際し急激に降下しないよう、ステイダンパー、ガバナー、バランスウエイトその他の緩降装置を設ける。
c.操作ボックスの仕様は次により、取扱い方法を明示する。
・設計図による ・ステンレス製HL仕上げ ・調製焼付け塗装仕上げ

16.15.6 自然排煙窓
a.開放方式は次による。
・設計図による ⊙手動式 ・手動式併用電動式
b.巻取り方式は、次により、換気兼用の場合は繰り返し操作、過巻き等による不具合が発生しない方式とする。
・設計図による ⊙ワイヤー式 ・チェーン式
c.排煙窓オペレーターは、隠ぺい型埋込みハンドルボックスとする。
d.ステイダンパー及び付属金物の仕上げは、次による。
※製造者の仕様による ⊙A-BE指定色 ・

16.15.7 免震建具
a.免震ドアの仕様は次により、適用は設計図による。
変位吸収型鋼製建具
形式( ) 変位寸法( )
b.耐震ドア仕様は次により、適用は設計図による。
地震感知自動閉鎖建具
形式( ) 変位寸法( )

16節 リンクグリルシャッター 追補

16.16.1 適用範囲
a.この節は建築物に使用するリンクグリルシャッターに適用する。
b.この節に規定する事項以外は、16.11(重量シャッター)による。

16.16.2 材料、形状、仕上げ
a.パイプはステンレス製肉厚1.0mm以上、リンクはステンレス製2.0mm以上とする。

17節 大型自動回転ドア 追補

16.17.1 設置基準
a.大型自動回転ドア(回転部の外径が3mを超えるもの)の場合は、国土交通省・経済産業省の「自動回転ドアの事故防止対策に関するガイドライン」(2004年6月29日制定)に適合したものとする。
b.所轄自治体で関連の条例がある場合は、これに適合したものとする。

16.17.2 完成検査
a.工事完成に先立ち、発注者及び監理者立会いのもと、受注者は製造者とともに、大型自動回転ドアのガイドライン適合性検査を、実物を作動させて行う。
b.引渡しに先立ち、受注者は製造者とともに、取扱い説明書を用意のうえ、発注者及び監理者立会いのもとに実物を作動させ、各種機能及び緊急時対応、保守管理方法の説明を行う。

18節 ガラリ 追補

16.18.1 適用範囲
a.この節は、アルミニウム製ガラリ、鋼製ガラリ、ステンレス製ガラリ、木製ガラリに適用する。

16.18.2 性能及び構造
a.外気に面するガラリの耐風圧性能
・性能等級(S-)
※「工事概要書 2-2 構造設計条件」による設計用風圧力に対して、破損や脱落がないものとする。

16.18.3 材料
a.建具の種別ごとに、該当する項による。

16.18.4 形状及び仕上げ
a.外気に面するガラリには、ダクト接続の有無にかかわらず防鳥網を設置する。また、仕様等は次による。
1)仕様
※ステンレス(SUS304)線材、線径(※1.5mm ・1.0mm)、網目寸法15mm
・設計図による
2)仕上げ
※風色焼付け塗装
・ステンレス素地
・設計図による
b.給排気ガラリの必要面積は、開口率(※30% ・)ガラリ通過風速3m/sとして計画風量に基づき確認する。
c.ダクトが接続されるガラリは接続枠付きとし、枠裏面(室内側)に断熱処置を施す。接続枠も耐風圧性能を満足する。
d.ガラリは外部より着脱可能な取付けとし、取付けボルトナット類は、微振動により脱落しない構造とする。

17章 カーテンウォール工事

18章 塗装工事

1節 一般事項

18.1.3 材料
a.塗料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・
b.防火材料の指定は設計図による。
[付加] c.屋内で塗布する塗料は、原則としてトルエン及びキシレンを含まないものとする。ただし、キシレンは塗料の種類により配合が必要な場合、極力少ないものを選定する。
[付加] d.塗料は原則鉛を配合しないものから選定する。

18.1.4 付加 施工一般
a.壁面及び天井の塗装は、ローラーブラシ塗り仕上げを原則とする。
b.コンクリートブロック下地でモルタル塗り塗装仕上げの場合は、寒冷紗張りのうえ塗装する。

18.1.5 [付加] 見本
a.見本は原則として、基材、各塗装種別、色調ごとに色見本塗板を作成する。監理者の指示により見本帳に替えることができる。
b.各塗装種別ごとに塗装工程表及び使用材料表を作成する。
c.監理者の指示により、工法、技能、色、つや、配色、仕上げ程度、仕上げ面の状態等を検討するための試験塗りを行う。

18.1.8 追補 専門工事業者の選定
a.塗装専門工事業者
※日本塗装工業会の会員 ・設計図による ・監理者の承認する業者
b.工事指導者は必要に応じ危険物取扱い者の有資格者とする。

2節 素地ごしらえ

18.2.2 木部の素地ごしらえ
a.種別
1)不透明塗料塗り ・A種 ・B種 種仕［表18.2.1］
2)透明塗料塗り ・A種 ・B種 種仕［表18.2.1］

18.2.3 鉄鋼面の素地ごしらえ
a.種別
・A種 ・B種 ・C種 種仕［表18.2.2］

18.2.4 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ
a.種別
・塗り工法に応じた節の規定による ・A種 ・B種 種仕［表18.2.3］

18.2.5 モルタル面及びプラスター面の素地ごしらえ
a.種別
・A種 ・B種 種仕［表18.2.4］

18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の素地ごしらえ
a.種別
1)コンクリート面及びALCパネル面
・A種 ・B種 種仕［表18.2.5］
2)コンクリート面(下節の場合)及び押出成形セメント板面
※塗り工法に応じた節の規定による ・A種 ・B種 種仕［表18.2.6］

18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ
a.種別
1)せっこうボード継目処理工法 ・A種 ・B種 種仕［表18.2.7］
2)その他 ・A種 ・B種 種仕［表18.2.7］

18.2.8 追補 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ
a.アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは次表により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。
表18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ

	工程	種別 A種	種別 B種	塗装 その他	面の処置	備考
1	汚れ・付着物除去	○	○	－	スチールウール・研磨布等で除去する。	
2	油類除去	○		－	可性ソーダ等で油分を除去する。	放置せず、直ちに次の工程に移る。
			○	－	溶剤拭きで除去する。	
3	化成皮膜処理等	○	－	－	次のいずれかとする。 1)塗装下地用アルマイト処理 2)りん酸クロメート処理 3)三価クロメート処理 4)六価クロメート処理 5)クロメートフリー処理	放置せず、直ちに次の工程に移る。

注)1.A種は工場塗装、B種は現場塗装を標準とする。
2.ステンレス鋼の素地ごしらえはB種とし、ヘアラインを施したものとする。18節の場合は、上記後塗布形クロメート系処理剤(又は同等性能の非クロム系処理剤)塗布又はふっ酸処理剤エッチングを行う。

b.アルミニウム面の化成皮膜処理等の種別及びステンレス鋼の処理剤は、実績等の資料を監理者に提出し、協議のうえ決定する。
c.金属面に有害な傷をつけないようにする。

3節 鋼止め塗料塗り

18.3.2 [付加] 塗料種別
a.鉄鋼面の鋼止め塗料塗りの施工範囲は、7.8.2によるほか、次表による。
表18.3.5 鉄鋼面の鋼止め塗料の施工範囲

部位			鋼止め塗料塗り
構造体鉄鋼面	屋外(外気が流入する軒天井内等の見え隠れ部を含む)		※行う
	屋内	吹付け工法による耐火被覆部	・行う ※行わない
		成形板、巻付け工法による耐火被覆部	・行う ※行わない
		建築物最外周の構造体(耐火被覆部含む)	※行う ・行わない (指定色の適用 ・する ※しない)
		上記を除く一般部	※行う
外装材取付け下地及び上記以外の鉄鋼面	屋外、屋内とも		※行う

b.亜鉛めっき鋼面鋼止め塗料の種別 種仕［表18.3.2］
1)8節を除く ・A種 ・B種
2)8節の場合 ・A種 ・B種 ※C種
[付加] c.下地となる塗膜と鋼止め塗料の適合性及び密着性については、事前に十分確認を行う。

18.3.3 鋼止め塗料塗り
a.鉄鋼面鋼止め塗料塗りの種別 種仕［表18.3.3］
1)見え掛り部分 ・A種 ・B種
2)見え隠れ部分 ・A種 ・B種
b.塩害を受けるおそれのある地区における構造体鉄鋼面の鋼止め塗料塗りは、種仕［表18.3.3］の工程1～2回塗りとし、適用は次による。
※適用しない ・適用する
c.亜鉛めっき鋼面鋼止め塗料塗りの種別 種仕［表18.3.4］
1)鋼製建具 ⊙A種 ・B種
2)その他 ⊙A種 ・B種

審工	・ ・	・ ・	
検工	・ ・	・ ・	
監理		・ ・	
施工		・ ・	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏 一級建築士
玉野 和信 一級建築士

日建設計

19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

特記仕様書(9)

意 (通し番号 11)
1 －11

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78×570

4節　合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）

18.4.2 塗料の種類 [付加]

a.塗料の種類　⊙1種　・2種

b.ホルムアルデヒドの放散量

※F☆☆☆☆(合成樹脂調合ペイント又は代替塗料)

・

18.4.3 木部合成樹脂調合ペイント塗り

a.種別　種仕[表18.4.1]

1)多孔質広葉樹以外

屋外　・A種　・B種

屋内　・A種　・B種

2)多孔質広葉樹

・A種　・B種

18.4.4 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り

a.種別　種仕[表18.4.2]

⊙A種　・B種

7節　耐候性塗料塗り(DP)

18.7.2 鉄鋼面耐候性塗料塗り [付加]

a.上塗り塗料の種類(等級)は次表による。

表18.7.4　上塗り塗料の種類

上塗り塗料の原料	等級	施工箇所
⊙ふっ素系樹脂(DP-F)	1級	
・シリコーン系樹脂(DP-AS)	2級以上	
・ウレタン系樹脂(DP-U)	3級以上	

b.上塗りは親水化方式等による汚染防止タイプを原則とする。

c.見え隠れ部及び裏面は、原則として次の工程までの塗装を行う。

※下塗りの工程まで

・中塗りの工程まで

18.7.3 亜鉛めっき鋼面耐候性塗料塗り [付加]

a.上塗り塗料の種類(等級)は次表による。

表18.7.5　上塗り塗料の種類

上塗り塗料の原料	等級	施工箇所
⊙ふっ素系樹脂(DP-F)	1級	
・シリコーン系樹脂(DP-AS)	2級以上	
・ウレタン系樹脂(DP-U)	3級以上	

b.上塗りは親水化方式等による汚染防止タイプを原則とする。

c.見え隠れ部及び裏面は、原則として次の工程までの塗装を行う。

※下塗りの工程まで

・中塗りの工程まで

18.7.4 コンクリート面及び押出成形セメント板面耐候性塗料塗り [置換]

a.コンクリート面及び押出成形セメント板面耐候性塗料塗り(DP)は次による。

※表18.7.6により、上塗り塗料の種類は表18.7.7による

・設計図による

表18.7.6　コンクリート面及び押出成形セメント板面耐候性塗料塗り(DP)

	工程	塗料その他			塗付量
		規格番号	規格名称	種類又は等級	(kg/m2)
素地ごしらえ		種仕[表 18.2.6] による A種			−
1	下塗り	JASS 18 M-201	反応形合成樹脂シーラー及び弱溶剤系反応形合成樹脂シーラー	−	0.08
2	中塗り	−	製造者の仕様による中塗り用塗料		0.14
3	上塗り	JIS K 5658	建築用耐候性上塗り塗料	表18.7.7による	0.10

表18.7.7　上塗り塗料の種類

上塗り塗料の主要原料	等級	施工箇所
⊙ふっ素樹脂(DP-F)	1級	
・シリコーン樹脂(DP-AS)	2級以上	
・ポリウレタン樹脂(DP-U)	3級以上	

18.7.5 GRCパネル面耐候性塗料塗り [追補]

a.GRCパネル面の耐候性塗料塗り(DP)は次による。

※表18.7.8により、上塗り塗料の種類は表18.7.9による

・設計図による

表18.7.8　GRCパネル面の耐候性塗料塗り

	工程	塗料その他			塗付量
		規格番号	規格名称	種類又は等級	(kg/m2)
素地ごしらえ		下記による			−
1	下塗り-1	JASS 18 M-201	反応形合成樹脂シーラー及び弱溶剤系反応形合成樹脂シーラー	−	0.10〜0.14
2	パテしごき	JASS 18 M-202	反応形合成樹脂パテ［2液形エポキシ樹脂パテ及び2液形ポリウレタン樹脂パテ］	2液形エポキシ樹脂パテ	−
3	研磨紙ずり	研磨紙P400〜600			−
4	下塗り-2	JASS 18 M-201	反応形合成樹脂シーラー及び弱溶剤系反応形合成樹脂シーラー	−	0.08〜0.10
5	中塗り	−	製造者の仕様による中塗り用塗料		0.14〜0.16
6	上塗り	JIS K 5658	建築用耐候性上塗り塗料	表18.7.9による	0.10〜0.12

注)1.塗装はスプレー方式を原則とし、平滑仕上げとする。

2.塗装作業は室内又は作業テント内等の専用屋内作業ヤードにて行うことを原則とする。

3.素地の状態(含水率及びPH)及び塗装条件(湿温度)は塗料製造者の仕様を厳守し、作業ヤード内の通風管理及び温度管理を適切に行うとともに結露防止に留意する。

4.各工程に用いる材料は、塗料製造者の仕様又は同製造者の確認を得たものとする。

5.素地ごしらえは素地面を全面研磨して、付着物、型枠はく離材、エフロ、レイタンス等を除去するとともに、表面付近に存在するピンホールはすべて露出させる。

6.パテしごきは全面とし、ピンホール等を確実に充填する。

表18.7.9　上塗り塗料の種類

上塗り塗料の主要原料	等級	施工箇所
・ふっ素樹脂(DP-F)	1級	
・シリコーン樹脂(DP-AS)	2級以上	
・ポリウレタン樹脂(DP-U)	3級以上	

b.外装に用いるパネルの塗装はGRC工事に含み、各製造工場において塗装することを原則とする。

c.塗装仕様、塗装作業環境等の決定に当たっては、GRCパネル製造者、塗料製造者、塗装専門工事業者等関係者全員が確認を行ったものとする。

d.塗装前後の保管及び運搬時に用いるりん木保護材の材質にも留意し、塗膜への影響が少ないことを確認したものを用いる。

追補

a.PCパネル面の耐候性塗料塗り(工場塗装)(DP)は次により、後組ひび割れ追従性及びふくれ防止性を有するものとする。

※次表による　・設計図による

表18.7.10　PCパネル面の耐候性塗装塗り(工場塗装)

	工程	塗料その他			塗付量
		規格番号	規格名称	種類又は等級	(kg/m2)
素地ごしらえ		下記による			−
1	下塗り-1	JASS 18 M-201	反応形合成樹脂シーラーおよび弱溶剤系反応形合成樹脂シーラー	−	0.10〜0.14
2	パテしごき	JASS 18 M-202	反応形合成樹脂パテ［2液形エポキシ樹脂パテ及び2液形ポリウレタン樹脂パテ］	2液形エポキシ樹脂パテ	−
3	研磨紙ずり	研磨紙P220〜240			−
4	下塗り-2	微弾性エポキシ系サーフェーサー			0.20〜0.28
5	中塗り	−	製造者の仕様による中塗り用塗料		0.10〜0.12
6	上塗り	JIS K 5658	建築用耐候性上塗り塗料　1種　ふっ素樹脂		0.10〜0.12

注)1.塗装はスプレー方式を原則とし、平滑仕上げとする。

2.塗装作業は室内又は作業テント内等の専用屋内作業ヤードにて行うことを原則とする。

3.素地の状態(含水率及びPH)及び塗装条件(湿温度)は塗料製造者の仕様を厳守し、作業ヤード内の通風管理及び温度管理を適切に行うとともに結露防止に留意する。

4.各工程に用いる材料は、塗料製造者の仕様又は同製造者の確認を得たものとする。

5.素地ごしらえは素地面を全面研磨して、付着物、型枠はく離材、エフロ、レイタンス等を除去するとともに、表面付近に存在するピンホールはすべて露出させる。

6.パテしごきは全面とし、ピンホール等を確実に充填する。

b.外装に用いるパネルの塗装はPC工事に含み、各製造工場において塗装することを原則とする。

c.塗装仕様、塗装作業環境等の決定に当たっては、PCパネル製造者、塗料製造者、塗装専門工事業者等関係者全員が確認を行ったものとする。

d.塗装前後の保管及び運搬時に用いるりん木保護材の材質にも留意し、塗膜への影響が少ないことを確認したものを用いる。

8節　つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G）

18.8.2 コンクリート面、モルタル［付加］面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等つや有合成樹脂エマルションペイント塗り

a.種別　種仕[表18.8.1]

⊙A種　・B種

b.厨房、浴室等高湿度となる室に用いる場合は、耐水耐湿性に優れるものとする。

18.8.4 鉄鋼面つや有合成樹脂エマルションペイント塗り

a.種別　種仕[表18.8.3]

⊙A種　・B種

9節　合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）

18.9.2 合成樹脂エマルション［付加］ペイント塗り

a.種別　種仕[表18.9.1]

⊙A種　・B種

b.合成樹脂エマルションペイントは、塗料中のVOC含有量1%未満のものを原則とする。

10節　合成樹脂エマルション模様塗料塗り（EP-T）

18.10.2 コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面等合成樹脂エマルション模様塗料塗り

a.種別　種仕[表18.10.1]

・A種　・B種

18.15.4 亜鉛めっき鋼面フタル酸樹脂エナメル塗り

a.亜鉛めっき鋼面フタル酸樹脂エナメル塗りは次表による。

表18.15.3　亜鉛めっき鋼面フタル酸樹脂エナメル塗り

工程	塗料その他			塗付量
	規格番号	規格名称	種類	(kg/m2)
錆止め塗料塗り	18.3.3 b.による			−
1 中塗り	JIS K 5572	フタル酸樹脂エナメル	1種	0.09
2 上塗り	JIS K 5572	フタル酸樹脂エナメル	1種	0.08

16節　コンクリート面の保護塗料塗り　追補

18.16.1 適用範囲

a.この節はコンクリート面の保護塗料塗りに適用する。

18.16.2 コンクリート面の耐候性クリヤー塗料塗り(DPC)

a.コンクリート面の耐候性クリヤー塗料塗り(DPC)は次表により、塗料の種類は次による。

⊙ふっ素樹脂

・アクリルシリコーン樹脂

表18.16.1　コンクリート面の耐候性クリヤー塗り

	工程	塗料その他	塗付量(kg/m2)	塗り回数
1	素地ごしらえ	汚れやほこり等、付着物及び離型剤を入念に除去し、乾燥した清浄な面とする。	−	
2	吸水防止処理	特殊シラン系撥水処理剤	0.13〜0.20	1
3	下塗り	ぬれ肌防止用塗料	0.10〜0.15	1
4	中塗り	耐候性クリヤー塗料	0.10〜0.15	1
5	上塗り	耐候性クリヤー塗料(つや消し)	0.10〜0.15	1

注)1.塗装は原則としてスプレー方式とする。

2.監督者の承認を受けて中塗りを省略することができる。

b.コンクリート面の打上り状態によりやむを得ず補修を行い、色むら等が発生した場合は、監督者と協議のうえ必要に応じて同種の塗料による調色処理を行う。

c.上塗りは親水化方式等による汚染防止タイプを原則とする。

18.16.3 コンクリート面の撥水剤塗り(CMP)

a.コンクリート面の撥水剤塗り(CMP)は次表により、種別は次による。

・A種　※B種

表18.16.2　コンクリート面の撥水剤塗り

	工程	種別 A種	種別 B種	塗料その他	塗付量(kg/m2)	塗り回数
1	素地ごしらえ	○	○	スクレーパー、シカラップ等で傷が付かないように汚れや付着物を除去。必要に応じて水洗い。	−	−
2	下塗り	○	○	撥水剤	0.10〜0.12	1
3	中塗り	○	−	撥水剤	0.10〜0.12	1
4	上塗り	○	−	撥水剤	0.10〜0.12	1

注)1.撥水剤は、主成分をシラン系オリゴマー等としたシラン化合物系浸透性吸水防止剤とする。

2.室内に用いる撥水剤は水性のものとする。

18.18.11 ふっ素樹脂中温焼付け塗り(メタリックカラー)(F-BE)

a.アルミニウム、亜鉛めっき鋼板、ステンレス鋼板面のふっ素樹脂中温焼付け塗り(メタリックカラー)(F-BE)は次による。

表18.18.10　アルミニウム、亜鉛めっき鋼板、ステンレス鋼板面のふっ素樹脂中温焼付け塗り

	工程	塗料その他	膜厚(μm)	適用
1	素地ごしらえ	種仕[表18.2.3] A種、表18.2.8	−	工場塗装
2	下塗り	熱硬化形塗料用プライマー	5〜20	
3	上塗り(1回目)	熱硬化形ふっ素樹脂塗料メタリックカラー	15〜20	
4	上塗り(2回目)	熱硬化形ふっ素樹脂塗料メタリックカラー	20〜25	
5	焼付け	160〜180℃×15〜35分	−	
6	上塗り(3回目)	熱硬化形ふっ素樹脂塗料クリヤー	10〜15	
7	焼付け	160〜180℃×15〜35分	−	
	合計膜厚		50以上	

注)1.下塗り膜厚はアルミニウム：5〜10μm、ステンレス鋼板：10〜15μm、亜鉛めっき鋼板：15〜20μmとする。

2.裏面コートは原則として下塗りプライマーと同種塗料とし、10μm以上とする。

3.アルミニウム面の素地ごしらえを塗装下地用アルマイト処理とする場合は、工程2を省略できる。

4.亜鉛めっき鋼板の溶接部分は、研磨紙ずりのうえ亜鉛メタリコン又はエポキシ樹脂ジンクリッチプライマー等により、あらかじめ原板(227)以上)同等以上に補修する。

また、下塗りプライマー増塗りとする。

5.補修は、工場での再塗装を原則とする。

b.塗膜の付加機能は次による。必要に応じて工程・膜厚を付加する。

・汚染防止　・

19節　ステンレス鋼面の耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り(DPC)　追補

18.19.1 適用範囲 一般事項

a.この節はステンレス鋼面の耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り(DPC)に適用する。

b.膜厚は1μm程度とする。

c.硬度は、鉛筆硬度9H以上とする。

d.油性マジック等による汚れも容易に落ちるものとする。

19章　内装工事

1節　一般事項

19.1.3 材料・工法の選定 [追補]

a.不燃、準不燃、難燃、防炎、帯電性等の指定がある場合は、品質を表示する証明付のものとする。

b.装着材（釘、ねじ、ビス、ボルト、グリッパー及びステープル等）、接着剤、充填材及びシーリング材等の副資材は、JIS規格があるものはこれによるものとし、その目的に応じた材質、形状及び寸法のもので、取付け箇所及び工法施工条件に合ったものとする。

c.下地、加工、仕上げ、取付け及び養生等の工法は、施工箇所、下地材、仕上材種、形状、寸法及び施工条件に適したものとする。なお、特定の製造者又は専門工事業者が指定されている場合は、その製造者又は専門工事業者の仕様による。また、外装カーテンウォール等に近接する内部仕上下地及び仕上材は、外装部材変位の影響を受けないように縁切りを行い、日常的な熱伸縮、層間変形又は風圧力等による異音の発生を抑える工法とする。

d.シックハウス対応に係る内装材の品質確認は、27.5.1による。トルエン、キシレン等揮生労働省指針値物質含有量調査のため、監理者の指示により製品安全データシート(MSDS)、放散量測定報告の提出を求めることがある。

e.昇降式照明、吊パトン又はプロジェクター等、天井及び壁に取り付く機器は、次による。

1)軽量物で軽量鉄骨下地から支持する場合は、14.4.5 b号による設計用地震力の計算に荷重又は動荷重を見込む。これにならない重量物と可動物は、構造体から直接、専用の金物で脱落しないように支持する。

2)取付け金物は、ロックナット及びダブルナット等を使用して、抜屋り防止を行う。

3)振動、発音又は衝撃が生ずる可能性のあるものは、ゴム等による防止対策を行う。

4)天吊りの重量可動物の場合は、地震対策としてブレース等で耐震固定を行う。

5)吊りものの昇降装置には許容重量の表示を行う。

f.床仕上材が異なる部分には、ステンレス見切り縁(ST-1)厚さ5mmを設ける。

19.1.4 見本・施工見本 [追補]

a.主な材料で監理者の指示するものは、あらかじめ見本又はカタログを提出し監理者の承認を受ける。

2節　ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

19.2.2 材料

a.ビニル床シート

1)種類　⊙設計図による

・複層ビニル床シート（FS）　・単層ビニル床シート（TS）

・発泡複層ビニル床シート（HS）　・クッションフロア（KS）

2)色柄　※設計図による

3)厚さ　⊙設計図による　・2.0mm　・2.5mm

b.ビニル床タイル

1)種類　※設計図による

・コンポジションビニル床タイル（KT）

・単層ビニル床タイル（TT）　・複層ビニル床タイル（FT）

・織敷きビニル床タイル（FOA）　・薄形織敷きビニル床タイル（FOB）

2)厚さ　⊙設計図による　・2.0mm　・2.5mm　・3.0mm

3)その他の仕様　※設計図による

c.帯電防止床シート及び床タイル

1)種類、厚さ等

※設計図による　・

2)帯電防止性能

イ.帯電防止床材

※設計図による　・

・JIS A 1455（床材及び床の帯電防止性能）によるU値　3.2以上

ロ.導電床材

※設計図による　・

・JIS A 1455（床材及び床の帯電防止性能）によるU値　5.2以上

・

[付加]　3)導電床材の工法

イ.アース工法（※適用する　・適用しない）

ロ.接着剤、熱溶接工法用材料は導電床材専用品を使用する。

ハ.導電性能の確認(・実施する　・実施しない)

d.視覚障害者用床タイル

1)種類、形状

※設計図による　・

e.耐動荷重性床シート

1)種類、厚さ等

※設計図による　・

f.防滑性床シート又は床タイル

1)種類、厚さ等

※設計図による　・

g.ビニル幅木

1)厚さ　⊙設計図による　・1.5mm以上

2)高さ　⊙設計図による　・60mm　・75mm

h.ゴム床タイル

1)種類、厚さ等

※設計図による　・

[付加] i.リノリューム床シート、床タイル

1)種類、厚さ等

※設計図による　・

j.接着剤

[付加]　1)接着剤は、原則として床材製造者の指定による製品とする。

2)ビニル床シート、ビニル床タイル用接着剤のホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆　・

3)ゴム床タイル用接着剤のホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆　・

[付加]　4)リノリューム床シート及びその他のシート、タイル状床材（幅木を含む）用の接着剤のホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆　・

19.2.3 施工

a.下地

1)モルタル塗り、コンクリート、セルフレベリング材塗り及び木造以外の下地の工法

※設計図による　・

[付加] b.ビニル床シート張りまか床シート張り

1)床シートは、継目処理を行う。継目処理は熱溶接工法を原則とする。

2)便所、湯沸室、厨房等張り付け後に水の影響をうけやすい箇所では、専用シーリング材による端部処理を行う。（適用箇所：　）

3)床シートの継目処理箇所等を記載した割付け図を作成し、監理者の承認を受ける。

[付加] c.ワックスの種類は次により、建物管理者と協議を行う。

※床材製造者の指定

・耐アルコールタイプ

・シックスクール対応タイプ

・帯電防止タイプ

・

4節　合成樹脂塗床

19.4.2 材料 [付加]

a.合成樹脂塗床の種類

※設計図による　・c、d 号による

19.4.3 工法

b.合成樹脂塗床材のホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆　・

c.厚膜型塗床材

1)弾性ウレタン樹脂系塗床仕上げの種類　種仕[表19.4.1、19.4.4]

・設計図による

・平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ　・

2)エポキシ樹脂系塗床の工法及び仕上げの種類　種仕[表19.4.2、表19.4.5〜19.4.7]

・設計図による

・薄膜流し展べ工法（・平滑仕上げ　・防滑仕上げ）

・厚膜流し展べ工法（・平滑仕上げ　・防滑仕上げ）

・樹脂モルタル工法（・平滑仕上げ　・防滑仕上げ）

・

7節　せっこうボード、その他ボード及び合板張り

19.7.2 材料

a.せっこうボード、その他ボード

1)種類、厚さ及び規格等

※設計図による　・

2)パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒドの放散量

※F☆☆☆☆　・

b.軽量鉄骨下地ボード遮音壁に用いる遮音シーリング材

・アクリル系、ウレタン系等のシーリング材

・ジョイントコンパウンド

※遮音性能に応じた製造者の仕様による

c.合板張り

1)普通合板

表板の樹種　※設計図による

・ラワン(素地又は透明塗料塗りの場合)

・しな（不透明塗料塗りの場合）

板面の品質(広葉樹)　・1等　・2等

(針葉樹)　・A-B　・

防虫処理　※なし　・あり

厚さ　※設計図による　・

接着の程度

イ.屋内の湿潤状態となる場所　・1類　・2類

ロ.上記以外　・1類　・2類

ホルムアルデヒドの放散量等

※F☆☆☆☆

・非ホルムアルデヒド系接着剤使用

2)天然木化粧合板

化粧板の樹種　※設計図による　・

防虫処理　※なし　・あり

厚さ　※設計図による　・

つき板の厚さ　※設計図による　・

接着の程度　※設計図による　・1類　・2類

監工	. .	. .	
検工	. .	. .	
		. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。

※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏　一級建築士

玉野 和信　一級建築士

日建設計

山梨県立中央病院

精神・身体合併症病棟増築工事

19.02.

特記仕様書(10)

意　(通し番号　12)

1 − 12

No. J − 170921 − B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78 × 570

ホルムアルデヒドの放散量等
※F☆☆☆☆
・非ホルムアルデヒド系接着剤使用
・非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
3)特殊加工化粧合板
化粧加工の方法　※設計図による　・オーバーレイ　・プリント　・塗装　・
表面性能　・Fタイプ　・FWタイプ　・Wタイプ　・SWタイプ
防虫処理　※なし　・あり
厚さ　※設計図による　・
接着の程度　※設計図による　・1類　・2類
ホルムアルデヒドの放散量等
※F☆☆☆☆
・非ホルムアルデヒド系接着剤使用
・非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
[付加] 4)メラミン化粧合板
化粧合板パネル等の裏面(見え隠れ面)のバッカー張り
※行う　・行わない
d.接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※F☆☆☆☆　・

19.7.3 工法
a.下地
⊙軽量鉄骨下地　・木造下地　・その他の下地(　　)
※設計図による
b.合板類の張付け　・A種　・B種　　縦仕[表19.7.3]
c.せっこうボードの目地工法
⊙継目処理工法　・突付け工法　・目透かし工法
・
[付加] d.せっこうボードの出隅部分の保護材
※プラスチック製　・薄厚鋼板製　・薄厚ステンレス付きコーナーテープ
・
[付加] e.出入口上部の割れ防止縦ジョイナーは次により、設ける場合は、原則としてすべての出入口の上部隅角部直上に設ける。
※設ける(・ステンレス製　※プラスチック製　・　　)
・設けない
[付加] f.化粧けい酸カルシウム板のせっこうボード下地天井施工は、接着剤と機械的固定工法を併用する。
[付加] g.コンクリート造の梁底等の水平見上げ面へのボード張りは、軽量鉄骨下地組みとし、ビス留め工法とする。
[付加] h.天井面や高所壁面における可動式防煙垂れ壁・設備工事の排塵口・その他のパネル面等の化粧仕上げ材としてボード類張りを行う場合は、接着工法のみとせずビス留め等の機械的固定工法を併用する。ロックウール化粧吸音板仕上げの場合は、下地せっこうボードをビス等により固定した2重張り工法とする。

9節　断熱・防露

19.9.2 断熱材打込み工法
19.9.3 断熱材現場発泡工法
[付加] a.断熱材の種類は次により、使用箇所は設計図による。なお、以下の1)～4)はJIS A 9511における種別等を示し、JIS A 9521による場合は同等性能以上のものとする。
1)ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板(ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材)
※設計図による
2)押出法ポリスチレンフォーム保温板(押出法ポリスチレンフォーム断熱材)
・2種b(一般部)
・3種b(反付き)(土に接するスラブ下面)
・
3)硬質ウレタンフォーム保温板(硬質ウレタンフォーム断熱材)
・2種2号
・
4)フェノールフォーム保温板(フェノールフォーム断熱材)
※設計図による
・
5)現場発泡断熱材(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材)
⊙A種1 難燃3級(JIS A 1321)又は難燃材料
・A種1H 難燃3級(JIS A 1321)又は難燃材料
b.断熱材の厚さ又は吹付け厚さ
※設計図による　・
c.断熱材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※F☆☆☆☆　・
[付加] d.次の箇所に、発泡プラスチック系の断熱材を露出して使用する場合は、表面に防火コートを施す。
※排煙チャンバーとなる天井裏　(仕様: ロックウール吹付　)
※内装制限が及ぶ室内及び天井裏　(仕様: ロックウール吹付　)
※PS、EPS、DS　(仕様: 片面石こうボード　)
※電気室、機械室等　(仕様: 片面石こうボード　)
・内装制限が及ばない天井裏等　(仕様:　　位置:　)
・　(仕様:　)
[付加] e.屋外に面する建具周りは、断熱材を枠又は額縁まで施し、断熱材の欠損をなくす。

19.9.4 断熱の工法等　追補
a.外気又は外気に準ずる空間に面する屋内の床、壁部分等で、想定される外気温湿度、内部温湿度条件により結露発生のおそれがある部位では、結露計算により断熱材施工範囲図を作成のうえ、監理者の承認を受ける。(適用箇所:　　)
b.断熱材を施工する範囲では、必要な断熱性能が連続するよう施工する。
c.外壁を貫通する鋼材等金属部材の室内側には、外壁から1m程度まで吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材(現場発泡断熱材)により、壁面同等の性能の断熱を施す。
d.外壁断熱層より屋外側の空間(屋外軒天、外壁化粧パネル及び笠木等)における結露発生を防止するため、これら断熱層が取り合う部分では、シーリング又は防湿テープ張り等の防湿処置を行って室内空気(湿気)の流出を防止する。
e.グラスウール断熱材、吸音材、ロックウール断熱材又は吸音材等で片面にアルミクラフト紙等の防湿層付きのものを用いる場合は、防湿層は高温高湿側とし、切り目なく完全に防湿層を形成する。

10節　吸音　追補

19.10.1 材料
a.吸音材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※F☆☆☆☆　・
b.設備機械室・電気室等の吸音に用いるグラスウール吸音材
1)規格　※JIS A 6301による60M-B(グラスウール吸音ボード)
2)種別　※32K　・
3)仕上げ　※ガラスクロス額縁張り　・
4)厚さ　※設計図による
5)その他　屋内に用いるグラスウール吸音ボードは、不燃材料認定品とする。
屋外に用いる場合は、撥水性グラスウール及び撥水性ガラスクロス品とする。

c.その他の吸音材料　※設計図による　・

19.10.2 工法
a.グラスウール吸音ボードを壁、天井等に張り付ける場合は、固定用断熱形ボタンワッシャーを使用し、縦横@300mm内外で取り付ける。

13節　プラスチック　追補

19.13.1 材料
a.プラスチック部材はJIS規格によるものとし、各種製品についてもJIS規格のあるものはそれによる。
b.プラスチック材は、ひび割れ、傷、ひずみ及び色や厚みのむらがないものとする。
c.プラスチック材は使用目的に合った材質で、耐衝撃性、耐候性及び耐熱性等の優れたものとする。
d.接着剤、装着材(ねじ、釘、ボルト、押縁等)及びシーリング材等の付属材料は、プラスチック製品の製造者の規格品で、使用箇所及び施工条件に合ったものとする。
e.プラスチック及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

14節　遮音・防震　追補

19.14.1 外部騒音に対する遮音性能
a.外壁及び屋外に面する建具は、それぞれ取り合う部材との目地において、部材の遮音性能を損なうことがないよう、必要な充填材等の施工を行う。鉄骨等の貫通部や設備工事となる換気用器具等にも留意する。
b.外部騒音に対する遮音性能を指定する場合の適用及び性能値等は、次による。
※指定しない　⊙指定する
1)設定外部騒音レベル　(　75　)dBA
騒音対象として(※列車走行音　⊙工事車両)を含め、(※緊急車両　・　　)を除く。
2)室内居室の騒音レベル目標　(※45　・　)dBA以下
対象室　(　　)
3)重要室の騒音レベル目標　(※40　・　)dBA以下
対象室　(　　)
4)騒音測定　※実施する　・実施しない
工事着手後、騒音源が見渡せる位置で外部騒音の測定を行い、外装の施工検討に反映させる。
5)完成時の室内騒音レベル測定　※実施する(各階面側居室 計1箇所)　・実施しない
室内の測定位置は、窓から1m離れた位置を標準とする。

19.14.2 室内間仕切の遮音性能
a.室内間仕切の遮音性能　※設計図による　・次表による　⊙計4か所

間仕切の設置場所	遮音性能
テナント間	※TLD-50以上　・
居室～便所間	※TLD-55以上(独立スタッド方式)　・
居室～EVシャフト間	※TLD-55以上(独立スタッド方式)　・
男女便所間	※TLD-50以上(独立スタッド方式)　・

2)TLD-50以上の乾式遮音間仕切壁は、界壁遮音構造の大臣認定を受けたものとし、上下支点間の層間変位1/200において、遮音性能上支障となる損傷のないことが確認された仕様とする。
b.遮音間仕切の施工
1)大臣認定を受けた遮音間仕切の周辺部取合いは、大臣認定仕様による。耐火構造を兼ねる場合は、両方の性能が確保されるものとする。
2)サッシ取合い部、柱取合い部、窓周り上下階区画部等の隙間に注意し、遮音性能を確保する。
3)遮音上重要な壁には、原則としてコンセントボックス、ペーパホルダー等による欠込みを設けない。やむを得ず設ける場合は、所定の遮音性能が確保される処置を施す。
4)乾式遮音間仕切壁が鉄骨柱や梁の耐火被覆材と取合う場合は、原則として柱及び梁を包んで壁又はスラブまで同性能の壁で到達させる。
5)上記の仕様によらない場合や、フラットデッキに遮音間仕切壁が取り合う場合は、先付けチャンネル材等の鋼材を通して取り付け、中空を生じさせない。

19.14.3 防振性能
a.床の防振
1)厨房の下部に居室がある場合は、厨房の床防水上の処理は次による。
・RC浮床構造
・防振束二重床(軽量床衝撃音レベル等級LL50相当品)を設ける。
※実施範囲と合わせて設計図による
・
2)食堂の床等で下部に居室がある場合の、軽量床衝撃音対策は次による。
・防振束二重床(軽量床衝撃音レベル等級LL50相当品)を設ける。
※実施範囲と合わせて設計図による
・
3)屋上設置の清掃用ゴンドラ設備・歩行等衝撃を伴う屋上庭園やその他の振動発生要因の下部に会議室・役員室等重要な部屋がある場合は、その対策は次による。
・RC浮床構造
※実施範囲と合わせて設計図による
・
b.床防振工事の施工は、専門工事業者による責任施工とする。

20章　ユニット及びその他の工事

1節　一般事項

20.1.3 材料・工法の選定　追補
a.材料、製品でJIS、JASその他の規格のあるものは、それぞれの規格品又は認定品とする。
b.既製品は見本又はカタログを提出して、監理者の承認を受ける。

20.2.6 階段滑り止め
a.材種、形状、寸法及び取付け工法
※設計図による　・表20.2.4による
表20.2.4 階段すべり止めの材種、形状、寸法及び取付け工法

材種・形状	幅寸法	取付け工法	施工箇所
※ステンレス製ビニルタイヤ入フラットエンド型	※35	・設計図による ⊙接着工法	階段
・アルミニウム製ビニルタイヤ入フラットエンド型	⊙38 ・40	・埋込み工法 ・	
・ステンレス製	・50		
・磁器質タイル垂れ付段鼻	垂れ寸法 ※30　・	※床タイル張り	

20.2.7 床目地棒
a.材質　※ステンレス　・真ちゅう　・
b.寸法　※厚さ5～6mm、高さ12mm　・
[付加] c.床の仕上材が異なる部分には、金属製目地棒を使用する。

20.2.9 縁
a.厚さ　・設計図による　※5mm

20.2.10 置換 表示
a.材質、寸法及び数量等は、28章サイン工事による。

20.2.14 カーテン及びカーテンレール
a.カーテンの形式、材種、寸法、操作方法及び特殊加工等は、次による。
※設計図による　・
b.カーテンレール
1)強さによる区分　・10-90　・
2)材種　・アルミニウム製　・ステンレス製　・
3)形式　・片引き　・引分け　・
4)仕上げ　※白色焼付け塗装(既成色)　・アルマイト仕上げ　・焼付け塗装(指定色)
5)形状　・角型
6)暗幕用は、300mm以上の召合せ重なりとする。

20.2.15 追補 屋上丸環
a.材質
※ステンレス　NO.2D仕上げ
・鋼製溶融亜鉛めっき(付着量450g/㎡以上)
b.取付け位置　※設計図による　・
c.躯体コンクリートへの打込みとし、立上り保護コンクリート部分に設けない。

20.2.16 追補 床点検口
a.材質　⊙アルミニウム製(受枠:　※アルミ製　⊙ステンレス製)
・ステンレス製　・鋳鉄製　・
b.地下ピット・床下ピット等の床点検口(一般)
※密閉型(防水・防臭)　・非密閉型
※軽荷重型(設計図に特記ない場合T-2)
c.蓄熱水槽の仕様　※一般＋断熱仕様　・
d.厨房排水層及び温泉用水槽の仕様
※一般＋FRP製又はポリプロピレン製等の耐食仕様
e.その他水槽類等の仕様
・床点検口の下部に必要な性能を満たすマンホールを設置
⊙設計図による
f.取付け金物は、ステンレス又は鉄製亜鉛めっきとする。取付けは、床コンクリート又は床支持鉄骨部材等に4箇所以上固定する。

20.2.17 追補 天井点検口
a.材質、仕上げ及び寸法等　※設計図による　・
b.点検口裏面に所定の用紙にて使用用途を明記する。
c.取付けは、野縁補強材に4箇所以上、取付け金物により緊結する。
d.天井点検口に表面仕上げを貼る場合は、機械式固定を併用する。

8節　その他　追補　(設計対象品を選択する)　設計図に記載した場合及び対象外は削除する

20.8.1 その他
⊙コーナーガード
1)材種等
・ステンレス製　・木製(塗装仕上げ)　・鋼板製(塗装仕上げ)
・合成ゴム製(市販品)　⊙合成樹脂製(市販品)

⊙天井見切り縁
・アルミニウム製(・シルバー　・焼付け塗装)⊙硬質塩化ビニル製　・ステンレス製
・郵便受金物
1)市販品雛付き　(・埋込み型　・壁付き型　・自立ポール型)
2)材質　※ステンレス製　・
3)大きさ　(H=　mm)×(W=　mm)×(D=　mm)

・旗竿
1)材質、形式　※アルミニウム製テーパー型滑車内装式　・
2)地上高さ(m)　・6　・8　・10　・12
3)操作方法　※ハンドル式　・ロープ式
4)固定方法　・埋込み式　・ベース式　・バンド式
5)本数　(　本)
6)基礎、地業　※設計図による　・

・旗竿受金物
1)材種　※ステンレス製市販品　・真ちゅう製　・

・くつ拭きマット
※市販品　・
1)材質・厚さ(mm)
※硬質アルミニウム製(受枠とも)　(※25mm　・　)
・ビニル製(ステンレス製受枠)　(　)
・塩化ビニル製(コイル状　ステンレス製受枠)(　)
・ステンレス製(受枠とも)　(　)
・すのこ板
1)材質　・木製(・ひのき　・　)　・硬質塩化ビニル製
2)大きさ　(W　×L　×D　mm)　・
・床下換気口
・鋳鉄製塗装(ステンレス網付き)　・
・天井裏換気口
・硬質塩化ビニル製(75φ以上防虫網付き)　・
・止水板(防潮板)
1)形式　・差込み式　・据置き式　・壁張り式　・床埋込み式
2)材質形状　・
3)操作方法　・手動式　・電動式　・空気圧式
⊙階段手すり
・集成材クリヤラッカー仕上げ(市販品　径約 45mm)
・ビニル製ハンドレール(幅約 50mm)　⊙設計図による
・鋼製書架・物品棚

種類	規格等	耐荷重による種類	備考
・鋼製書架	JIS S 1039 の規格による	水平荷重Ⅰ又は水平荷重Ⅱ	
・鋼製物品棚	JIS S 1040 の規格による	※1種　・2種　・3種	

⊙流し台ユニット

種類	寸法(L=mm)	適用内容	規格・品質等
⊙流し台	・1,200　・1,500 ・1,800　⊙900	トラップ付き	※優良住宅部品
・こんろ台	・600　・700　・	バックガード　※あり	
⊙吊り戸棚	⊙1,200　・900 ・600　・	耐震取っ手付き	湯沸器周囲耐火性 ・あり　⊙なし
・水切り棚	・1,200　・900　・	ステンレス製　※1段式	※市販品
・システムキッチン	・	天板材料 ・ステンレス ・人造大理石 ・アルミニウム	

・屋内掲示板
1)枠の材種　・アルミニウム製　・ステンレス製　・木製(塗装仕上げ)
2)表面仕上材　・塩化ビニル発泡シート張り　・
3)大きさ(mm)　・
4)施工箇所　・
⊙洗面カウンター
1)材質　・メラミン樹脂板ポストフォーム　・
・人造大理石(品質　※設計図による　・　)
2)奥行き(mm)　・約450　⊙約600　・
3)天板に石材を使用する場合は、鋼製下地のうえ緩衝材を設ける。
4)カウンター先端で耐荷重1,200N/m以上とする。
・誘導用・注意喚起用床材
1)屋内　※塩化ビニル製
・陶器又はせっ器質タイル(※300角　・　)
・ゴムタイル製
・ステンレス製
・花こう岩製
2)屋外　※レジンコンクリート製
・陶器又はせっ器質タイル(※300角　・　)
・花こう岩製
・ステンレス製

⊙消火器ボックス
1)市販品(⊙埋込み型　・露出型)(・扉なし　⊙扉付き)
2)材質　⊙鋼板製焼付け塗装(・標準色　⊙指定色)　・ステンレス製
3)扉表面仕上げ　⊙化粧シート　・壁紙　・
4)消防法・所轄消防署の規定を確認し、適合した表示・設置場所とする。
・定礎
1)定礎石　※花こう岩　彫込み文字　・
大きさ(W 700 × L 500 × D 50)mm
2)定礎箱　・ステンレス製　※鋼板製　・
大きさ(W 600 × L 400 × D 50)mm
3)定礎銘板　・ステンレス製エッチング文字　⊙和紙毛筆書き　・
大きさ(W 700 × L 500 × D 50)mm
・浴室ユニット
1)サイズ　(W　×L　×D　)mm
2)仕上げ材質　・
3)床タイプ　※低床式　・
4)排水管タイプ　※スラブ上配管型　・スラブ貫通型
5)付属構造類　・
⊙ユニットシャワー
1)サイズ　(W1160 × L2580 × H2200)mm
2)仕上げ材質　⊙メーカー標準仕様による
3)床タイプ　※低床式　・
4)排水管タイプ　※スラブ上配管型　・スラブ貫通型
5)付属構造類　⊙詳細図による
⊙配管化粧カバー(配管用ラインニング)
1)天板材種　⊙メラミン樹脂板ポストフォーム　・人造大理石
・ステンレス板　・鋼板焼付け塗装
2)立上り仕上げ
⊙メラミン樹脂化粧合板　・耐水合板塗装仕上げ
・化粧けい酸カルシウム板　・鋼板焼付け塗装
・フェンス
1)材　種　・ビニル被覆エキスパンドフェンス
・樹脂塗装メッシュフェンス
・鋼管フェンス
2)高さ(m)　・
3)基　礎　※コンクリート布基礎(設計図による)
・プレキャストコンクリート ブロック既製品
・屋外掲示板
1)仕様　・
2)寸法　・
⊙乾式遮音二重床
1)樹脂製支持材h(mm)　⊙500mm　・
2)床パネル材質　⊙パーティクルボード　・合板フラッシュパネル
3)厚さ(mm)　⊙30mm
4)縁張り合板　⊙あり(厚さ12(mm))　・なし
5)仕上材　⊙ビニールシート t2.0
・固定防煙たれ壁
1)材質・構造　・線入り磨き板ガラス　アルミニウム受枠付き(全長)
・不燃透明シート
2)耐震仕様　※壁際隙部変位吸収機構付き　・なし
・メンテナンス用アルミニウム製折りたたみ式はしご(既製品)L=(　)m程度(　)台
大きさ(W　×L　×D　)mm
・高所作業車
1)昇降方式　・電動式　・手動式
2)作業床高さ(　)m
3)積載荷重　(　)N
4)設置台数　(　)台
5)移動時は設置する昇降機にて運搬可能なサイズとする。
大きさ(W　×L　×D　)mm

審査	・・	・・	
検査	・・	・・	
監理		・・	
施工		・・	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計

19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

特記仕様書(11)

(通し番号 13)
1 －13

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78 0×570

21章　排水工事

22章　舗装工事

1節　一般事項

2節　路床

22.2.2 [付加] 路床の構成及び仕上り

a.設計CBR値
　※設計図による　・
b.路床
　1)凍上抑制層
　・設ける(厚さ　　mm)　・設けない
　2)透水性舗装に用いるフィルター層の厚さ
　※設計図による　・車道部150mm、歩道部50mm　・
　3)路床安定処理
　・行う（適用範囲：※設計図による　・　　）　・行わない
　4)路床安定処理の方法
　・添加材料による路床安定処理工法厚さ（※設計図による　・　　）、
　目標CBR値（※3以上　・　）
　・置換工法
　・ジオテキスタイル工法　・

22.2.3 材料

a.盛土材料　・A種　・B種　・C種　・D種　　構仕[表3.2.1]
b.凍上抑制層に用いる材料
　※砂又は切込砂利(4.75mmふるい通過分のうち、75μmふるい通過量が9%以下)
　・
c.透水性舗装のフィルター層に用いる材料
　※砂　・
d.路床安定処理用材料
　1)路床安定処理用添加材料
　・普通ポルトランドセメント(六価クロム溶出試験の実施)
　・高炉セメントB種(六価クロム溶出試験の実施)
　・フライアッシュセメントB種(六価クロム溶出試験の実施)
　・生石灰(・特号　・1号)　・消石灰(・特号　・1号)　・
　2)ジオテキスタイルの適用及び品質
　※設計図による　・

22.2.5 試験

a.路床土の支持力比(CBR)試験
　⊙行う(　4　)箇所　・行わない
b.路床締固め度の試験(埋戻し及び盛土部を除く)
　・行う(　　)箇所　⊙行わない
c.路床締固め度の試験(埋戻し及び盛土部)
　※行う(　4　)箇所
d.現場CBR試験
　・行う(　　)箇所　⊙行わない

3節　路盤

22.3.2 路盤の厚さ及び仕上り

a.路盤の厚さ
　※設計図による
　・次表による

舗装の種類	路盤の厚さ		
	車道部		歩道部
・アスファルト舗装	・150	・250　・350	・100　・
・カラー舗装	・150	・250　・350	・100　・
・コンクリート舗装	・150	・	・100　・
・透水性アスファルト舗装	・150	・	・100　・
・インターロッキングブロック舗装	・150	・250	・100　・
・コンクリート平板舗装	—		・100　・
・舗石舗装	—		・50　・

22.3.3 材料

a.路盤材料
　※設計図による
　・

4節　アスファルト舗装

22.4.2 舗装の構成及び仕上り

a.アスファルト舗装の構成及び厚さ
　※設計図による　・
b.アスファルト舗装の平たん性
　・設計図による
　・通行の支障となる水たまりを生じない程度　・

22.4.4 (a)置換 配合その他

a.表層及び基層の加熱アスファルト混合物等の種類は、下表による。

区分	表層				基層
地域別	・一般地域		・寒冷地域		一般及び寒冷地域
種類	・密粒度アスファルト混合物(13)	・細粒度アスファルト混合物(13)	・密粒度アスファルト混合物(13F)	・細粒度ギャップアスファルト混合物(13F)	・粗粒度アスファルト混合物(20)

22.4.5 施工

a.シールコート
　※行う(施工範囲：　　)　⊙行わない

22.4.6 試験

a.アスファルト混合物等の抽出試験
　・行う　・行わない

5節　コンクリート舗装

22.5.2 舗装の構成及び仕上り

a.構成
　※設計図による　・
b.コンクリート版の厚さ
　車道用　・設計図による
　歩道用　・70mm　・設計図による
c.寒冷地の縁部立下りの寸法（　　mm）

22.5.3 材料

a.コンクリートの設計基準強度、スランプ及び粗骨材の最大寸法
　・設計図による　・構仕[表22.5.1]による　・
b.寒冷期に施工する場合の早強セメント
　・使用する　※使用しない
c.注入目地材料の種別
　・低弾性タイプ　・高弾性タイプ

22.5.4 施工

a.コンクリート版の目地
　1)目地の種類及び間隔
　・設計図による　・構仕[表22.5.3]による　・
　2)目地の構造
　・設計図による　・構仕[図22.5.1]による　・
[付加] b.真空コンクリート工法の表面形状
　・円形溝　・横溝　・溝なし

6節　カラー舗装

22.6.2 舗装の構成及び仕上り

a.カラー舗装の種類
　・加熱系
　1)構成及び厚さ
　※設計図による　・
　2)結合材
　・アスファルト混合物　・石油樹脂系混合物
　・常温系
　1)工法
　・ニート工法　・塗布工法
　2)着色部の下部
　・アスファルト舗装　・コンクリート舗装

22.6.3 材料

a.加熱系混合物への添加材
　・着色骨材（　　）
　・自然石（　　）

22.6.4 配合その他

a.結合材に石油樹脂を使用する加熱系混合物の顔料の添加量
　※設計図による　・
b.ニート工法及び塗布工法の配合その他
　※設計図による　・

22.6.5 付加 施工

a.表面処理
　※ショットブラスト　・

7節　透水性アスファルト舗装

22.7.2 舗装の構成及び仕上り

a.舗装の構成
　※設計図による　・
b.平たん性
　・設計図による
　・著しい不陸がないもの　・

22.7.3 付加 材料

a.アスファルトの種類　車路　※ポリマー改質アスファルト　1型　・
　歩行者用路路　※ストレートアスファルト　・

22.7.6 試験

a.開粒度アスファルト混合物の抽出試験
　・行う　・行わない

8節　ブロック系舗装

22.8.2 舗装の構成及び仕上り

a.舗装の構成及び厚さ
　1)コンクリート平板舗装の目地材
　※砂　・モルタル　・
　2)舗石舗装の基層、厚さ
　・アスファルト混合物(・50mm　・　mm)
　・コンクリート版　(・70mm　・　mm)
b.仕上りの平たん性
　・設計図による
　・歩行に支障となる段差がなく、段差3mm以内　・

22.8.3 [付加] 材料

a.コンクリート平板の種類及び寸法
　※普通平板　・N300　・N330
　・カラー平板　・C300　・C400
　・洗出平板　・W300　・W400　・W450　・W300B　・W450B
　・擬石平板　・S300　・S400　・S450　・S300B　・S450B
b.インターロッキングブロックの種類、形状、寸法及び表面加工等
　1)車路(透水性及び保水性含む)
　・設計図による
　・曲げ強度5.0N/mm²の普通ブロック(厚さ80mm)　・
　2)歩行者用通路(透水性及び保水性含む)
　・設計図による
　・曲げ強度3.0N/mm²の普通ブロック(厚さ60mm)　・
c.舗石用石材の種類、形状及び寸法
　※設計図による　・
[付加] d.ジオテキスタイルの適用及び品質
　※透水性インターロッキングブロック舗装に使用する(不織布60g/m²)
　・設計図による

9節　砂利敷き

22.9.2 材料

a.種別　　構仕[表22.9.1]
　1)通路　・設計図による　・A種　・B種　・
　2)建築物周囲その他　・設計図による　・A種　・B種　・
[付加] b.砂利敷きの端部には見切り材を設ける。材料、範囲等は設計図による。
[付加] c.砂利敷きの下部には防草シートを設ける。材料、範囲等は設計図による。

10節　道路付属施設、区画線　追補

22.10.1 道路付属施設

a.道路標識、防護柵
　1)道路標識の表示、材質等は日本道路協会「道路標識設置基準・同解説」による。形状、取付け位置は、設計図による。
　2)防護柵の表示、材質等は、日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説(改訂版)」及び「車両用防護柵標準仕様・同解説(改訂版)」による。形状、取付け位置は、設計図による。

22.10.2 区画線

a.区画線
　1)区画線の位置、間隔
　※設計図による　・
　2)材料
　路面顕示用塗料(JIS K 5665)による。
　※3種1号(溶融)　・1種(常温)　・2種(加熱)
　3)塗布幅
　通行方向と平行　※150mm　・　mm
　通行方向と直角　※300mm　・　mm
　乾燥膜厚　・(溶融)1.5mm
　・(常温)0.2mm
　・(加熱)0.3mm

23章　植栽及び屋上緑化工事

1節　一般事項

23.1.1 置換 適用範囲

a.この章は、樹木、芝張り、吹付けは種及び地被類の植栽工事並びに屋上緑化工事・壁面緑化工事に適用する。

23.1.3 (a)置換 植栽地の確認等

a.土の硬さ及び透水性の試験　※行う　・行わない
　1)土の硬さ及び透水性の試験は、原則として次による。
　土の硬さ　長谷川式土壌貫入試験又は山中式土壌硬度試験
　透水性　長谷川式現場透水試験
　2)試験の箇所数は、次による。
　土の硬さ試験　(　1　)箇所
　透水性の試験　(　1　)箇所
　3)試験は、植樹の直前に行い、試験報告書を提出し、監理者の承認を受ける。
b.土壌の水素イオン濃度指数(pH)及び電気伝導度(EC)の試験　※行う(1ヶ所)⊙行わない

23.1.4 追補 調査・事前検討

a.植栽材料の調達に先立ち、あらかじめ市場調査を行い、材料調達計画書を提出し、監理者の承認を受ける。計画書には、高木・中木・低木の形姿が分かる全体写真又はビデオ映像を添付する。

23.1.5 追補 樹木・地被類等の検査

a.次に示す樹木材料は、栽培地にて検査を行い、検査記録を提出して監理者の検査を受ける。
　・高木　(※すべて　・　)
　・中木　(※すべて　・　)
　・低木　(※すべて　・　)
　・地被類(※すべて　・　)
　・芝　(※すべて　・　)
b.監理者の指示により、栽培地での監理者の検査を、検査記録の確認及び材料の現場搬入後の確認による検査に代えることがある。

23.1.6 追補 樹木の配植

a.樹木は、あらかじめ木杭等を所定の位置に立て、主要な見付け方向及び傾き具合等に留意して配植のバランスや取合い調整を行い、監理者の承認を受ける。

23.1.7 追補 引渡し

a.引渡しに当たり、植栽樹木等の維持管理方法及び年間管理スケジュールを取りまとめた維持管理計画書を作成して監理者に提出し、1.7.7による取扱説明と引渡しを行う。

2節　植栽基盤

23.2.2 (置換) 植栽基盤一般 23.2.3 材料 23.2.4 工法

a.植栽基盤の整備　　構仕[表23.2.1][表23.2.2]
　※行う(※次表による　・設計図による)
　・行わない(ただし芝、地被類は次表により必ず行う)

樹木の樹高	有効土層の厚さ(cm)			整備工法	整備面積	
					1本当たり	群落植栽
・12m以上	※100	・120	・150	・A種 ・B種 ※C種 ・D種	・113.0㎡	・植栽範囲
・7m以上～12m未満	※80	・100			・78.5㎡	
・3m以上～7m未満	※60	・80			・19.6㎡	
・1m以上～3m未満(低木)	※50	・60			・4.9㎡	
・1m未満	※30	・50			・0.28㎡	
・芝、地被類	※20			・B種 ※C種	※植栽範囲	

[付加] b.工法D種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤からを有効土層とする。また、計画地盤高が現状地盤より高い場合は、計画地盤高まで植込み用土で盛土を行う。
[付加] c.透水性雨水排水設備
　1)設置の有無
　※設置する(※設計図による　・　)
　⊙設置しない
　2)材料
　フィルター材　・単粒度砕石4号　・設計図による　・
　透水シート　・不織布(吸出し防止シート)　・設計図による　・
d.植込み用土
　※客土(※黒土　・真砂土　・山砂)　・現場発生土の良質土
[置換] e.客土の品質基準及び試験方法は、都市再生機構編集「基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準」(平成16年版)による。
[付加] f.現場発生土の良質土を使用する場合は、次表と三角図による。

	項目	基準値	試験方法
1	粒径組成	三角図表表示用	JIS A 1204(土の粒度試験方法)及び国際土壌学会法(土性三角図表に表示)
2	れき含有量	40%/W%以下	2mmふるい上試料
3	飽和透水係数	10^{-6} m/s以上	定水位法又は変水位法
4	有効水分保持量	pF1.8～3.0	60～80L/m³以上	吸引法及び遠心法
5	pH(H_2O)	5～7	ガラス電極法
6	塩基交換容量	6cmol(+)/kg以上	セミミクロン・ショレンベルジャー法
7	腐植含有量	50g/kg以上	チューリン法又はCNコーダー法
8	全窒素含有量	1.8g/kg以上	ケルダール法又はCNコーダー法

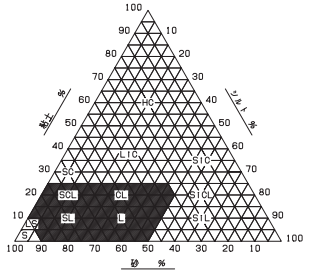

g.土壌改良材
　※使用する(※バーク堆肥50L/㎡(植栽範囲すべて)　・発酵下水汚泥コンポスト10L/㎡
　・設計図による　・　)
　・使用しない
[付加] h.バーク堆肥は、次の基準を満たすものとする。
　1)有機物の含有量(乾物)　：70%以上
　2)炭素窒素比(C/N比)　：35以下
　3)陽イオン交換容量(乾物)　：70meq/100g以上
　4)pH　：5.5～8
　5)水分　：55～65%
　6)窒素全量(乾物)　：1.2%以上
　7)りん酸全量(乾物)　：0.5%以上
　8)カリ全量(乾物)　：0.3%以上
[付加] i.発酵下水汚泥コンポストは、次の基準を満たすものとする。
　1)ヒ素　：0.005%以下
　2)カドミウム　：0.0005%以下
　3)水銀　：0.00029%以下
　4)ニッケル　：0.03%以下
　5)クロム　：0.05%以下
　6)鉛　：0.01%以下
　7)有機物の含有量(乾物)　：35%以上
　8)炭素窒素比(C/N比)　：20以下
　9)ヨウ素　：8.5以下
　10)水分　：50%以下
　11)窒素全量(現物)　：0.8%以上
　12)りん酸全量(現物)　：1.0%以上
　13)アルカリ分(現物)　：15%以下
　使用箇所　※設計図による
[付加] j.基盤土壌及び客土に使用する土は、見本及び土壌分析表を提出し、監理者の承認を受ける。
[付加] k.土壌改良材は、見本及び電気伝導度(EC値)測定表を提出し、監理者の承認を受ける。
[付加] l.浸透性雨水排水用材は、見本を提出し、監理者の承認を受ける。
[付加] m.マルチング材
　※火山砂利　・国内産針葉樹皮(難燃性細入り)　⊙設計図による(不要)
[付加] n.マルチング範囲
　※芝生等のマット植栽エリアを除く低木及び地被範囲　・設計図による
[付加] o.かん水装置
　・設ける
　1)方式
　・ドリップホース方式　・スプレー方式　・設計図による
　2)バキュームブレーカー
　・設ける(　　工事)　・設けない
　⊙設けない

3節　植樹

23.3.2 [付加] 材料

a.樹木
　1)樹木の種類、寸法、株立数、刈込みものの適用及び数量
　※設計図による
　2)高木類は、所定の規格、寸法等が満足されていても、監理者により、使用目的や場所に適さないと判断された樹姿不良木は、使用しない。
　3)中木、低木、地被類及び芝等は、見本を提出し、監理者の承認を受ける。
　4)低木の花色が指定されている場合は、花色の確認を行ったものを使用する。
　5)樹木は、枝葉が密生し、四方向とも樹勢の良いもので、不自然な曲がり、創れのないものとする。
　6)次の樹木は、使用しない。
　イ.単幹でヒコバエのある樹木
　ロ.主幹が損傷している樹木
　ハ.主幹の曲がっている樹木
　ニ.樹皮に傷のある樹木
　ホ.日焼けしている樹木
　ヘ.奇形のこぶを持つ樹木
　ト.樹冠していない直径2.5cm以上の切口のある樹木
[付加] b.支柱材
　1)支柱材
　⊙皮はぎ丸太(※杉、ひのき又はから松　・　)
　・竹
　・ワイヤー(防錆処理品)
　・地下埋設形(※鋼製の防錆処理品　・木製)
　・設計図による
　2)支柱の耐風性能
　※「工事概要書 2-2 構造設計条件」非構造部材の設計用風圧力による
　・
　3)支柱用丸太材防腐処理(※加圧式防腐処理　・　)
c.幹巻き用材料(高木・中木)
　※幹巻き用テープ　・わら及びこも

23.3.3 [付加] 新植の工法

a.せん定
　1)樹冠のせん定は、必要と認められる場合にのみ行う。せん定が必要と認められた場合は、樹形に与える影響を最小限とし、自然樹形を維持するせん定手法とする。

看工	・　・	・　・	
検工	・　・	・　・	
監理		・　・	
施工		・　・	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計

19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

特記仕様書(12)

(通し番号　14)
1 －14

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78×570

2)監理者が承認した場合を除いて、せん定は最大でも全体の25%を超えてはならない。
3)せん定開始に先立ち、それぞれの樹種に適したせん定方法の計画書を提出し、監理者の承認を受ける。

〔付加〕 b.乾燥防止
1)受注者の判断と責任により、樹木運搬直前に、葉をつけた植物材料すべてにそれぞれの材料に適した蒸散抑制剤の噴霧を行ってもよい。
2)樹冠、枝及び葉の部分に、寒冷紗等による適切な覆いをかける。
3)敷地内に運び込まれ仮置きされる樹木については、仮置きの時間は、24時間を超えないものとする。
c.支柱の工法　※設計図による　・

23.3.4 新植樹木の枯補償 〔付加〕
a.完成引渡し後の枯補償期間
高木及び低木　※1年　・2年
地被類　※1年　・2年

24章　アンカー金物取付け工事　追補

1節　一般事項

24.1.1 適用範囲
a.この章は、建築物の鉄筋コンクリート構造又は鉄骨鉄筋コンクリート構造の躯体に取り付ける非構造部材及び部品、機器等を取り付けるためのアンカー金物の取付け工事に適用する。ただし、設置方法は、やむを得ない場合で監理者の承認を受けた場合を除き、フレッシュコンクリートに打ち込む先付け方式を原則とする。

24.1.2 基本要求品質
a.アンカー金物取付け工事に用いる材料は、所定のものである。
b.構造躯体の所定の位置に所定の寸法で確実かつ堅固に取り付け片れ、所定の耐力を有し、腐食・緩み等耐久性を損う欠点を生ずるおそれがない。
c.取り付けられる製品・部材類に対し、適切な位置に設けられている。
d.アンカー金物埋込み部のコンクリートに、破損やひび割れ等欠陥がない。
e.あと施工方式のアンカー金物は、防水層やコンクリート内の鉄筋・埋設配管類に損傷を与えない。

2節　材料

24.2.1 材料
a.材料の品質は、次による。
1)鋼付きアンカーボルトは、JIS B 1198による。
2)鉄筋アンカーボルトは、JIS G 3112又はJIS G 3117による。
3)基礎ボルトは、JIS B 1178による。
4)インサート金物は、鋼製又は鋳鋼製で錆止め処理を施したものとする。
5)あと施工金属系アンカーボルトのボルト部は、JIS G 3101、JIS G 3112又はこれらと同等以上の品質を有するものとする。金属系アンカーボルトの定着部(スリーブ)は、JIS G 3101・JIS G 3123又はこれらと同等以上の品質を有するものとする。
6)あと施工接着系アンカーボルトは、JIS G 3101、JIS G 3112又はJIS G 4051による。固着剤は、エポキシ系樹脂、ポリエステル系樹脂又はセメント系とする。
7)水湿及び腐食のおそれのある部分に使用するアンカー金物は、ステンレス製(SUS304又はSUS316)又は溶融亜鉛めっき(付着量350g/㎡以上)を施したものとする。
b.アンカー金物の露出部は、錆止め処理を行う。
c.材料、工法の指定
・あり　・なし

施工箇所	アンカー金物の種別・呼び径	埋込み深さ L(mm)	許容耐力(kN/本)	
			引張耐力	せん断耐力

3節　施工

24.3.1 材料・工法の選定
a.アンカー金物は、フレッシュコンクリートに打ち込む先付け方式を原則とする。やむを得ずあと施工方式による場合は、監理者の承認を受ける。
b.アンカー金物の種別、材料、形状、寸法は、強さ、耐久性及び施工性等を考慮し、見本及び品質を証明する資料（JCAAの認定品等）を提出して監理者の承認を受ける。
c.あと施工アンカー施工における有資格者の指定は、次による。
※指定あり　・指定なし
施工管理技術者　※あと施工アンカー技術管理士
・あと施工アンカー主任技士
技能者　※第1種あと施工アンカー施工士
・特2種あと施工アンカー施工士
・第2種あと施工アンカー施工士

24.3.2 荷重・外力・強度算定
a.アンカー金物に作用する外力は、次による。
1)地震力については、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」に準じて算定したものとする。ただし、建築物の構造体から吊り下げられる懸垂物状の機器・工作物等については、日本建築センター「懸垂物安全指針」を参照して定める。
2)風荷重については、「工事概要書 2-2 構造設計条件」により算出したものとする。
b.アンカー金物の許容引張力、許容せん断力は、日本建築学会「各種合成構造設計指針・同解説」[第4編　各種アンカーボルト設計指針]及び「建築物の天井脱落対策に係る技術基準」に準じて算定する。ただし、信頼できる資料によって所要の耐力を満足することが確認できる場合は、この限りでない。
c.日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」による建築設備機器の耐震クラスの指定は、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による。
d.アンカー金物の最大耐力が、定着するコンクリート躯体のコーン破壊で決まる場合の安全率は、表24.3.1に示す値以上とする。
表24.3.1　アンカー金物の安全率

アンカー金物の種別	長期荷重	短期荷重
鋼付きアンカーボルト 鉄筋アンカーボルト 基礎ボルト 金属系あと施工アンカー 接着系あと施工アンカー	3	2
インサート金物	5	3

注)1.アンカー金物の許容引張力・許容せん断力は、上記b.項で求めた耐力及び信頼できる資料に基づく値とする。
2.製造者の規定する安全率がこの表に示す値を超える場合は、その数値とする。

e.アンカー金物の細隙及びはしあき寸法が十分でない場合は、コンクリートのコーン状破壊面を考慮して許容引張力、許容せん断力を定める。
f.引張力とせん断力を同時に受けるときは、その組合せ効果を考慮して算定する。
g.必要に応じて取付け部材から構造躯体までの力の伝達について検討を行い、その安全性を確認する。
h.軽量コンクリートにアンカー金物を設ける場合は、許容引張力、許容せん断力を10%低減させる。

i.施工計画書には、アンカー金物の許容引張力、許容せん断力結果、又はそれらを確認しうる信頼できる資料、荷重に対する安全率一覧表を添付する。

24.3.3 アンカー金物の埋込み
a.振動を受けるアンカー金物は、先付け方式による。やむを得ずあと施工方式による場合は、接着系あと施工アンカーの締付け方式とし、所定のボルト軸力を導入したのち二重ナットを設けるなど、振動による抜出しや緩みを生じないような措置を講ずる。
b.アンカー金物の埋込み長さ及び穿孔径は、製造者の仕様による。
c.アンカーボルトの間隔やはしあき寸法、埋込み長さは、ボルトの許容引張力、許容せん断力に影響するので、所要寸法を確認のうえ施工する。

24.3.4 先付け方式のアンカーボルト
a.鋼付きアンカーボルトのベースプレートへの取付け要領は、欄仕[7.7.4]による。
b.鉛筋をアンカーを用いる場合は、かんざし筋を用いるなど引抜きに対して有効な措置を講ずる。
c.アンカーボルトの露出部は、曲がり、ねじ山のつぶれ、錆及び汚れ等がないように適切な養生を行う。
d.インサート金物を木製型枠に取り付ける場合は、3本以上釘止めできるものとし、型枠解体後に釘を処理し錆止めを行う。
e.インサート金物は、工事種別(建築、電気、空調、衛生等)ごとに色分けを行う。

24.3.5 あと施工方式のアンカーボルト
a.金属系あと施工アンカーボルト
1)金属系あと施工アンカーボルトの施工時期は、コンクリートの強度が設計基準強度に達したのちとする。
2)躯体の誘発目地等コンクリートにあらかじめひび割れが予想される箇所の付近には、施工しない。
3)既にひび割れを生じている箇所では、ひび割れをコンクリートの鏝面とみなして必要なはしあきを確保する。
4)穿孔用ドリルは、穿孔深さと直角度を保つことのできる治具を使用する。
5)穿孔中に鉄筋や配管が干渉し所定の穿孔ができない場合、監理者と協議のうえ穿孔位置変更等の処置を講ずる。
6)穿孔後の孔内は、取付け前に十分に清掃する。
b.接着系あと施工アンカーボルト
1)接着系あと施工アンカーボルトの固着剤は、カプセル型を原則とし、耐薬品性・耐熱性等の施工条件を考慮して選定する。
2)施工前のコンクリートの確認及びコンクリートの穿孔は、前a号1)から6)による。
3)穿孔部の、十分乾燥したのち施工を行う。
4)横向き施工を行う場合は、専用の固着剤を使用する。
5)固着剤は冷暗所で保管し、使用期限を過ぎたもの及び流動性の変化したものは使用しない。
6)アンカーボルトは、埋込み部まではねじを切ったもの又は異形鉄筋を使用する。カプセル型の場合は、先端角度45°内外でカットしたものを使用する。
7)取付け後、製造者の指定する時間内はアンカーボルトに荷重を加えない。
c.あと施工アンカーボルトの止水処理
雨掛りとなるあと施工アンカー部分では、取合い部分にシーリングを行い、止水処理を行う。
d.防水保護コンクリートへのあと施工アンカーは行わない。やむを得ずあと施工アンカーとする場合は、防水層、鉄筋、埋設配管類に対し損傷影響がない旨の資料を作成し、監理者の承認を受ける。

4節　検査

24.4.1 検査
a.先付け方式によるアンカー金物は、形状、寸法、取付け位置及び固定状況等を確認する。
b.あと施工方式によるアンカー金物は、その全数について、形状、寸法及び埋込み深さを確認したうえ、テストハンマー等で打撃を与え、正常で緩みのないことを確認する。なお、全ねじ筋の場合は、監理者との協議により確認方法を決定する。
c.あと施工アンカーの引抜き耐力確認試験
・実施しない
・実施する
1)試験方法　※非破壊試験(機械式簡易引抜試験機による引張試験)
・破壊試験(試験用アンカーによる引抜試験)
2)あと施工アンカーの非破壊検査による引抜き耐力確認試験要領は、欄仕[14.1.3(b)(4)]及び建築改修工事監理指針による。

25章　ゴンドラ設備工事　追補

26章　免震工事　追補　（特記仕様書・建築工事(構造)編による）

27章　シックハウス対応　追補

1節　一般事項

27.1.1 適用範囲
a.本章は、シックハウス対応として、室内空気質の品質確保のために床・壁・天井・天井裏等を対象とする木、左官、建具、塗装、内装、ユニットの各工事及び室内設備関連工事等に適用する。
b.ホルムアルデヒドの放散量その他について前記の章で特記した場合は、それを優先する。その他については、本章による。

27.1.2 基本要求品質
a.居室の室内空気質は、指定された揮発性有機化合物について関係法令等を遵守するとともに、室内濃度は厚生労働省の指針値をクリアする。

2節　適用法令等

27.2.1 室内空気質対応に関連する法令及び基準の適用
a.法令及び基準の適用
※建築基準法
・住宅の品質確保の促進等に関する法律(住宅品確法)
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)
・学校環境衛生の基準（文部科学省）

27.2.2 シックハウス対応を行う範囲
a.対応を行う範囲
※適用法令等による範囲
・

3節　室内空気質測定濃度値と引渡し条件

27.3.1 測定濃度値と引渡し条件
a.引渡し条件は、次による。
※測定化学物質濃度がすべて指針値以下であることを引渡し条件とする。測定化学物質濃度のいずれかが指針値を超える場合、低減対策を施したのち、再測定して、すべての濃度が指針値以下であることを確認したのち、引き渡す。
・引渡し条件としない。

4節　内装材料等の要求品質

27.4.1 ホルムアルデヒド放散建材の等級
a.建材の等級
※ホルムアルデヒド放散等級の指定がある内装仕上材については、天井裏を含み室内は「☆☆☆☆を使用する。

27.4.2 ボード、合板類、木材等
a.仕上材及び下地材、造作家具類等の内装及びユニット工事に用いるすべての合板、集成材、積層材、フローリング及び畳等のホルムアルデヒド放散量は、「☆☆☆☆等級の材料を用いる。仕上材及び下地材、造作家具類等内装工事のすべてに用いるMDF及びパーティクルボード類のホルムアルデヒド放散量は、「☆☆☆☆等級の材料を用いる。
b.木材に用いる防腐、防蟻及び防虫剤は、非有機リン系とする。クロルピリホスは使用しない。

27.4.3 塗料及び仕上塗材
a.屋内に用いる塗料及び仕上塗材、塗り床材は、水性系でホルムアルデヒドの放散量等級が「☆☆☆☆のものとする。また、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンは放散しないか、放散が極めて少ないものとする。やむを得ず、これらの物質を含むものを使用する場合は、その使用量が最小限に抑えられたものとし、十分に枯らし期間を設けるなど改善措置を講ずる。

27.4.4 接着剤
a.各所に用いる接着剤は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを含まないものとする。また接着剤に含まれる可塑剤は、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性のものとする。ただし、設計図又は特仕の指定によりエポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、これらの物質の使用量が最小限に抑えられたものとし、十分に枯らし期間を設けるなど改善措置を講ずる。

第5節　内装材料等の品質の確認と施工中の措置

27.5.1 内装材料等の品質の確認
a.内装施工計画書の提出
内装工事に先立ち、受注者等は、シックハウス対応の施工計画書を作成し、監理者に提出する。記載事項は、次のb号の内容を含むものとする。
b.材料の品質の確認
内装材料全般(仕上材・下地材、接着剤、塗装材、吹付け材等)について、使用材料ごとに、ホルムアルデヒド及びVOC等の放散量を調べ、監理者の指示する「内装材料チェックシート」に記載する。また、ホルムアルデヒド放散材料については、その放散量種別(第3種又は、規制外等級)を証明する書類(放散量に対応したJIS、JAS等級認定書、国土交通大臣認定書、又は公的機関による放散量証明書)の写しを監理者に提出する。

27.5.2 施工中の措置
a.施工中、通風及び換気(機械換気等を含む)を行い、ホルムアルデヒド、VOCの放散を促進させる。また、必要によりVOC低減のため適切な改善措置を講ずる。

第6節　内装施工後の室内空気質測定

27.6.1 内装施工後の室内空気質測定
a.測定の要否　※行う　・行わない
測定後、速やかに報告書を監理者に提出する。
b.実施時期　※完成引渡しの1か月前
※別途工事の家具備品等の搬入前
・別途工事の家具備品等の搬入後（測定費用　・本工事　・別途）
・
c.報告書の部数　※3部　・　部
d.測定対象物質　測定箇所

測定物質	測定箇所
※ホルムアルデヒド	計　2　箇所 測定室名：強化個室、スタッフステーション
※トルエン	
※キシレン	
※エチルベンゼン	
※スチレン	
※パラジクロロベンゼン	
・アセトアルデヒド	

e.採取、測定方法
・拡散型(パッシブ)サンプラーを用いた測定方法による。測定方法の詳細は、設計図に添付する「揮発性有機化合物濃度測定要領」による。
※採取方法を含め、厚生労働省「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」による。

27.6.2 改善措置
a.ホルムアルデヒド及びVOC等の室内濃度測定の結果、建築物の要求品質をクリアできていない物質がある場合は、発注者及び監理者と協議のうえ、指針値クリアを達成するまで連続的な換気運転を行うとともに、ベークアウト、ホルムアルデヒド及びVOC等を吸着又は除去する材料を用いるなどの適切な改善措置を講ずる。

第7節　室内設備関連工事におけるシックハウス対応

27.7.1 室内設備関連工事におけるシックハウス対応
a.室内設備関連工事については、建築・設備工事の発注区分にかかわらず、相互調整により次のシックハウス対応を行う。
b.室内における配管類、盤、機器等の塗料及び接着剤は、露出及び隠ぺい部分ともにホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを含まないものとする。また、接着剤に含まれる可塑剤は、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性のものとする。やむを得ずこれらを含むものを使用する場合は、その使用量が最小限に抑えられたものとし、十分に枯らし期間を設け、換気するなどの措置をとる。

28章　サイン工事　追補

1節　一般事項

28.1.1 適用範囲
a.本章は、建築物室内外及び敷地内に設置する各種案内板、室名表示等のサイン、移動式サイン及び建築物に付設される屋外広告、電飾広告等に適用する。
b.案内板、サイン等の本体が別途工事の場合であっても、該当する下地等に適用する。この場合、別途工事となる部分の下地強度等の設計条件を、完成時の引継ぎ書類に明記する。
c.電飾式サインにおける電気設備工事との工事区分は、見積区分表による。
d.サイン取付けに必要な下地及びその補強工事は、本工事に含む。

28.1.2 基本要求品質
a.サイン工事に用いる材料は、所定のものである。
b.サインは、所定の形状及び寸法を有し、所定の位置に強固に取り付ける。
c.サインは、設置する建築物の用途、設置場所に応じた視認性を有するように設置する。
d.サインに記載する文字等は、所定の大きさ及びデザインを有し、ゆがみなくまたバランスよく配置する。
e.サインは、所定の外力や建築物の変形、温度伸縮に対して破損、脱落、有害な振動等がなく、安全なものとする。
f.人が触れる可能性がある場所に設置するサインは、寄り掛りや座り等建築物の用途に応じた通常の使用に十分耐えうる強度を有し、使用時又は不慮の衝突等の際の傷害防止に配慮する。
g.電飾式のサインは、光源の色のばらつき等による色むらがないものとする。また光源の交換が、容易に行えるように設置する。
h.異種金属で構成される箇所では、適切な電位差腐食防止処理を行う。詳細は14.1.3による。

28.1.3 性能
a.荷重条件は、「工事概要書 2-2 構造設計条件」による。
b.耐震要求性能は、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」によるほか、設計用地震力及び設計用風圧力に対して倒壊、脱落、破損等がないものとする。
c.上記以外の性能値は、設計図によるほか、定めのない規定は建築基準法ほか、関連法令、日本建築学会制定各種指針の規定及び　日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」の各最新版に準拠する。

28.1.4 見本等
a.仕上材は、工事に先立ち見本を提出して、監理者の承認を受ける。
b.設計図書に基づき、現場実測による確認のうえ、必要な製作図、施工図を作成し、監理者の承認を受ける。製作図は、28.4.2b版下原稿の内容を反映させたものとする。
c.実物見本、モックアップ等の製作及び取付けは、次による。
※製作しない
・次により製作する
・実物見本　(・設計図による　⊙S12の病室サイン　)
・モックアップ　(・設計図による　・　)
d.サインの取り付け位置を示した配置図と姿、仕様等の一覧表及び数量表を作成し、監理者の承認を受ける。監理者の指示がある場合には、壁面への取り付け高さ、位置、大きさ、視認性に関連する周辺設備類を明示した展開図を作成する。図面上統計した取り付け位置に障害物がないか、また視認性が適切であるかどうか事前に現場を確認する。監理者の指示がある場合、現場に28.4.2b版下原稿のコピー又は現物サンプルを貼り、視認性を確認する。
e.表示面に点字を施す必要がある場合は、機能面及び美観面で表示面の素材に適した技法を選択し、サンプルを製作したうえで、監理者の承認を受ける。

28.1.5 関連法規、官公署その他への手続等
a.工事の施工、サインの使用開始等に必要な官公署その他への手続は、受注者が速やかに行う。
b.電照式サインで使用する部材はJIS適合品とし、電気用品安全法の適用を受けるものはその技術基準に適合したものを使用する。
c.電照式サインの施工は、電気設備技術基準及び内線規程を遵守する。

2節　材料及び工法

28.2.1 材料
a.材料は、すべて形状正しく、有害なきず、錆等のない新品とする。
b.主要な材料は、見本を提出し、色調も含めて監理者の承認を受ける。
c.材料の種類、品質、形状、寸法、色調及び仕上げ等は、設計図による。
d.金物はJIS規格のあるものはこれによれ、その種類、材質、仕上げ、機構及びその他の仕様は、設計図による。設計図に記載がない場合は、サインの種別、大きさ及び重量等は、工事概要書の設計条件に適合したものを選定する。
e.使用材料の切断面、切削面及び切り抜き加工面の見え掛かり及び可触部は、バフ仕上げ以上の研磨仕上げとする。

28.2.2 鋼材及び鋼板類
a.鋼材及び鋼板は、JIS規格品とし、構造部材は構造用材料を使用する。
b.屋外部に用いる鋼材で設計図に記載なき場合は、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種HDZ35以上の表面処理を施す。
c.鋼板はJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)による表面処理溶融亜鉛めっき鋼板とし、設計図に記載なき場合は、屋内の場合Z18、屋外の場合Z27相当以上とする。
d.見え掛りとなる鋼材、鋼板類は、原則として塗装を施す。屋外の場合はふっ素樹脂焼付け塗装、屋内の場合はアクリル樹脂焼付け塗装又はポリエステル樹脂粉体塗装を標準とする。いずれも下地調整を入念に行い、下塗、中塗、上塗、仕上げ塗りの各工程間に、適切な研磨を施す。塗装の仕様は18章(塗装工事)による。
e.うるし、油性うるし(カシュー)、発光、防火、防水、耐食、防かび、各種粉体塗装等の特殊塗料は、設計図による。
f.めっき処理は、生地の研磨、脱脂、防錆等の前処理を完全に行う。

28.2.3 アルミニウム材
a.アルミニウム合金板はJIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)、アルミニウム押出型材は、JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材)により、それぞれ強度及び表面処理に応じた材質のものとする。
b.アルミニウム及びアルミニウム合金板の表面処理は、14.2.2による。設計図に記載のないものは屋外の場合B-1種、屋内の場合(※C-1種　・B-1種)とする。塗装の仕様は18章(塗装工事)による。

28.2.4 ステンレス
a.ステンレスの種別は、次による。
※設計図による　・SUS304　・SUS316
・SUS443J1　・
b.ステンレス表面仕上げは、次による。
※設計図による　・バイブレーション仕上げ
・HL仕上げ（＃150程度）　・
c.ステンレス下地の塗装は焼付け塗装仕上げとし、内部ではアクリル樹脂焼付け塗装、外部ではふっ素樹脂焼付け塗装とする。

28.2.5 樹脂板
a.メタクリル樹脂板は、JIS K 6718とし、次による。
1)板材は、片面マット仕上げとする。
2)接着剤は、重合型接着剤を使用し、接着面に気泡、ゴミ等が入らないものとする。
接着剤はF☆☆☆☆とする。
3)枠電気筐止処理を行う。
b.硬質塩化ビニル板は、JIS K 6745とする。
c.アクリル変成高衝撃塩化ビニル板の加工は、製造者の仕様による。
d.偏光アクリル樹脂板の加工は、製造者の仕様による。
e.アルミポリエチレン積層板の表面加工は、アルミニウム材に準ずる。焼付けとする場合には、焼付け温度80℃以下とする。
f.強化ポリエステル材は、ガラス繊維補強法とし、設計図に記載がない場合は仕上げを含めて製造者の仕様による。
g.可触部となる樹脂板の切断面には、R加工を施す。

28.2.6 ガラス
a.ガラスは、16章14節による。
b.鏡ガラスは、透明磨き板ガラス又は透明フロートガラスの銀引き用を使用し、面取り、小口磨きとする。裏面は銀、銅等のめっき引きのうえ防湿塗装(焼付け処理)を施したものとする。既製品を使用する場合は、見本を提出し監理者の承認を受ける。
c.熱線吸収ガラス鏡、透視鏡、拡大鏡、合せ鏡、防湿鏡等特殊な鏡は、設計図による。
d.すべてのガラス取付け用材料は、見本を提出し、監理者の承認を受ける。
e.ガラス及び鏡は、機械式固定を併用する接着方式とし、接着剤、粘着シート及びテープ類を含め、監理者と協議のうえ決定する。
f.強化ガラスのガラスのみで自立する工法の場合は、合わせガラスを使用する。
g.線入り板ガラス、網入り板ガラスの切断、小口処理は、16.14.4による。ただし、防錆処理は切断面全周に施し、露出部にはステンレスカバーを設置する。
h.大型ガラスサインのガラス小口面には、ステンレス(SUS304)FB t=3.0mmを取り付ける。

28.2.7 貼着シート
a.外部に用いるシート類は、十分な耐候性能(5年間の暴露に対して色の変化、ひび割れ、はがれ等を生じない)を有するものとする。
b.貼着剤付きプラスチック系壁紙
シート幅寸法から生ずる材料取りには継目の位置及び目地処理方法は、監理者と協議して決定する。仕様は、次による。
1)下地処理は、製造者指定のプライマーを使用する。
2)経年変化を促進しないよう十分に引き伸ばし、ヘラ又はローラーで圧着する。
3)圧着後常温で約24時間放置し、しわ、ひび割れ、はがれ、気泡等が発生しないことを確認する。

看工	. .	. .	
検工	. .	. .	
		. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計

19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

特記仕様書(13)

意　（通し番号　15　）
1 －15

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78 0×570

28.2.8 その他の材料及び工法	a.アンカーボルト位置等、サイン本体の取付け用部材との施工調整は、製作前に行う。 b.区画線は、22.10.2による。 c.屋外に設置するサイン及び照明等設備類の取付け下地材は、ステンレス製とし、「工事概要書 2-2 構造設計条件」を満たし、十分な強度をもつ部材を見込む。 d.基礎コンクリートは5章鉄筋工事、6章コンクリート工事による。モルタル等は15章左官工事による。 e.鋼又は鋼合金その他の表面仕上げは、見本を提出して監理者の承認を受ける。
3節　製作・取付け	
28.3.1 工法	a.サインと取付け下地との調整又は壁面、床面へ取り付けるもの、吊り下げるもの、連続して並べるものについては、取付け調整代等も十分に考慮して製作し、取付けを行う。 b.ボルト、小ねじ、釘、座金等の結合用材及び取付け用金物でアルミニウム等の軽金属と接触するものは、ステンレス製(SUS304相当)とする。また必要に応じて十分な電位差腐食防止処理を施す。詳細は14.1.3による。 c.インサート、アンカーボルト、埋込みボルト、ドライブピン、座金、ねじ及び木ねじ等の雌ねじを必要としないねじ等の取付け用部資材は、JIS規格とし、その目的に応じた材質、形状、寸法のものとする。アンカー金物類は、24章アンカー金物取付け工事により、取付け箇所、工法、施工条件等を十分考慮して選定する。 d.カーテンウォールに取り付くサイン類の補強下地材は、受注者及びカーテンウォール工事専門工事業者の製作、取付けとし、製作前に十分に調整を行う。また、外装と同じ条件にて性能検討を行う。性能は、28.1.3による。 e.取付け後に位置の微調整が困難な場合は仮付けを行い、適切な治具を用いて水平出し及びつら揃え等の位置調整を行ったのちに、本付けをする。 f.製品は、当て板やビニルシート等で適切な養生を行う。
4節　表示方法	
28.4.1 文字・絵文字等	a.書体及び絵文字(ピクトグラフ)は、設計図による。 b.文字寸法及び間隔(スペーシング)は、設計図による。 c.サイン表示は、次による。 ・すべて英文併記 ※指定の部分のみ英文併記（範囲：※設計図による　・　　） ・すべて(4)カ国語併記 ・指定の部分のみ(4)カ国語表記（範囲：※設計図による　・　　） ・(4)カ国語（日本語に加え　・英語　・中国語　・韓国語　・　　） d.グラフィック要素に関して設計図に記載がない場合は、原稿を作成し、監理者と協議を行う。 e.表示内容が、発注者の社名、経歴ほか発注者の指定によるものについては、製作表示内容について監理者の承認を受ける際に発注者への確認を行う。
28.4.2 レイアウト図	a.文字及び図形等の拡大又は縮小は、指定原版を用いてコンピュータにより忠実に再現する。また拡大時における変形は、入念に修正する。 b.版下原稿を用いたレイアウト図の作成は、原寸大又は2分の1縮小サイズとする。またフォントに関しては、サンプルを提示し、監理者の承認を受ける。
28.4.3 スクリーンプロセス印刷（シルクスクリーン印刷）	a.製版は、コンピュータ制御による。 b.インキは、製造者の仕様により、印刷下地材との付着性能を確認したものとする。 c.インキの退色堅ろう度は、10年相当以上の暴露試験により性能が確認されたものとする。 d.スクリーン原板は、フレームに張られた状態で液剤洗浄し、建築物完成引渡し後2年間保存する。
28.4.4 フォトケミカルプリント（ジェットプリント）	a.製版は、コンピュータ制御による。 b.塗料又は染料は、製造者及びアッセンブル製造者の仕様による。仕上りの確認のためプリント見本を提出し、監理者の承認を受ける。 c.ラミネート処理は、熱による変形及びはく離が生じないよう適切な処置を行って圧着する。
28.4.5 コンピュータ制御シートカッティング法	a.材料は、28.2.7貼着シートによる。 b.製作用原稿に基づいてシートを切抜き養生シートに転写して、変形及びはく離が生じないよう適切な処置を行って下地に貼り付ける。
28.4.6 箱文字	a.原稿に基づき指定された厚みの金属板を溶接又は鋲付け制作し、表面仕上げは設計図による。設計図に記載のない場合は、監理者の指示による。 b.表面の指定色がある場合は、屋外用耐候性カラーシートを貼付ける。 c.設計図に記載のない場合、金属板の厚みは1mm以上のステンレス板、真鍮板、鋼板を使用し鋲付けとする。
28.4.7 切り文字	a.原画に基づき指定厚みの金属板、プラスチック板、アクリル板等をレーザーカットにて製作する。 b.表面仕上げは設計図による。設計図に記載のない場合は、監理者の指示による。
28.4.8 鋳造文字	a.原画に基づき、木型製作又は鋳型製作を経て指定合金で製作品を鋳造する。 b.屋外使用の場合は、錆の出ないアルミニウム、ステンレス、銅合金とする。 c.表面仕上げは設計図による。設計図に記載のない場合は、監理者の指示による。
28.4.9 彫込み文字	a.指定された材質と厚みの板に、原画に準じて指定された深さで文字や図形を彫込み製作する。 b.表面仕上げは設計図による。設計図に記載のない場合は、監理者の指示による。
28.4.10 手描き文字	a.原画に基づき、アクリルペイント等で描画を行う。 b.絵画制作者からの指定があれば、監理者と協議の上描画を行う。 c.屋外に設置する場合は、耐水性、耐候性のある描画素材（塗料）を採用する。
5節　その他	
28.5.1 電照式サインの工事・工法・性能	a.内蔵器具類 1)電照式サインに用いる光源は、次による。 ※設計図による　・LED 2)光源と器具、コンセント、スイッチ、自動点滅装置その他の電気器具の仕様、形式は、設計図による。 3)電照式サイン内部のケーブルの仕様は、ふ設場所の環境に応じたものを選択する。原則としてエコケーブル（EMケーブル）とするが、一般ケーブルとする場合は監理者の承認を得る。 4)光源と器具は、取付け場所に応じて防水、防滴仕様とする。換気通風孔等を設けるとともに、光源と器具の取付けに当たっては周囲との離隔距離を確保して冷却、換気に留意し、光源と器具の光出力性能及び寿命の低下を防止する。屋外に設ける場合には適切な水抜きを設ける。 5)電気器具類その他の金属部には回路電圧に応じて、必要な接地工事を施す。 6)工事完成後に絶縁抵抗測定及び点灯試験を行い、その結果を監理者に提出する。 b.電照式サインの指定色は、照射及び透過した光色について、肉眼で知覚される色彩、色相を基準とする。あらかじめ適用する光源と器具を組み合わせた試験体により、色彩の調整、確認し、構成部品の見本品を提出して監理者の承認を受ける。 c.内蔵する光源と器具の交換がしやすいように製作図を検討する。交換用の開閉部分はシリンダー錠付きとする。
28.5.2 電照式サインの自動点滅装置・調光装置	a.設計図に記載のない場合、自動点滅装置と調光装置は時計装置、リレー装置、CPU等で構成されたものとし、プログラムで制御できるものとする。 b.製造者にて自動点滅装置と調光装置を用いた点灯試験と調光試験を行ない、機能を確認した結果を監理者に提出する。
28.5.3 電光掲示板	a.電光掲示板 ・設計図による　・
28.5.4 維持・管理	a.サインの維持管理方法をサインタイプ別に記載した図書を作成し、引渡し書類として提出する。

29章　昇降機設備工事	追補	

29章における標仕は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版 第9編を準用する。

29章-1　昇降機設備工事　一般事項

29章-2　一般エレベーター(乗用、寝台用、人荷共用及び荷物用、一般乗用、住宅用、寝台用)

29章-3　普及型エレベーター

29章-4　非常用エレベーター

29章-6　エスカレーター

30章　機械式駐車設備工事	追補	

30章-4　タワー方式駐車装置

審査	. .	. .	
検図	. .	. .	
監理		. .	
施工		. .	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勲宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計

19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

特記仕様書(14)

意　（通し番号　16 ）
1 －16

No. J－170921－B

'17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

78 0×570

特記仕様書の適用　追補

a.特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。この場合＊印があっても、それは適用しない。ただし、⊙印のない場合は、＊印の付いたものを適用する。また、⊙印と●印の両方が付いた場合は、両方とも適用する。
b.各章の章・節・項の番号は、公共建築協会編「民間(旧四全)連合協定工事請負契約約款に適合した　工事共通仕様書　平成28年版　建築工事編」(以下、共仕という)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版（平成28年7月1日改正）」(以下、改修標仕という)の当該章号に対応する。ただし、項番号の頭に“機”を付したものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版（平成28年7月1日改正）」(以下、機仕という)の当該項番号に対応する。
c.章・節・項のタイトル部分に示される注記の意味は、次による。なお、［　　］はその章・節又は項の全体に対する注記を示し、［　］は、それを付された項目(号)のみに対する注記を示す。次に例示する。なお、(付加)等のように、※又は＃の文字を付された注記も、その意味はＭやＰを付されていない注記と変わらない。
　1)［置換］:共仕・改修標仕の当該章・節・項の規定全体を特記仕様書(以下、特仕という)の当該規定と置換する。
　2)[(b)(2)置換]:共仕・機仕の(b)(2)号の規定を、特仕の当該規定と置換する。特仕本文で置換内容を示した場合は、[置換]とする場合がある。
　3)［付加］:共仕・改修標仕に特仕の当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。
　4)[付加]:共仕・改修標仕に特仕の当該規定を号単位で追加する。ただし改修標仕の当該号が明らかな場合は[(c)付加]のように表示することもある。
　5)［追補］:共仕・改修標仕にない当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。
d.特仕において、共仕又は改修標仕等の項番号を引用する場合は、“共仕[○．○．○]”、“改修標仕[○．○．○]”等と表記する。
e.共仕、改修標仕及び特仕において、共仕又は改修標仕の項番号等を引用している場合で、引用された共仕又は改修標仕の規定に対して特仕で追加、読替え等を行っている場合は、それらも併せて適用する。
f.特記事項に示す(表・・)(図・・)の番号は、共仕又は改修標仕の当該表又は図の番号を表す。
g.改修標仕及び本特仕の[8章耐震改修工事]の規定は、耐震改修工事のほか、それ以外の構造関連工事にも適用する。ただし、他の特記により適用を除外されるものは除く。
h.特仕の[12章　シックハウス対応]の特記内容と、他の部分の特記内容に相違がある場合は、他の部分の特記が優先する。また、特仕12章と改修標仕の各章の規定に相違がある場合は、特仕12章の規定が優先する。

1章　一般共通事項

1節　一般事項

1.1.1　置換　適用範囲
a.共仕及び改修標仕は、建築物等の模様替え及び修繕(以下、改修という)にかかわる建築工事に適用する。
b.共仕及び本改修特仕に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
c.改修標仕の[2章]以降の各章は、共仕[1章]と併せて適用する。
d.改修標仕の[2章]以降の各章において、一般事項が[1節]に規定されている場合は、[2節]以降の規定と併せて適用する。
e.契約図書は、次のとおりとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(13)の順番のとおりとし、これによりがたい場合は、共仕[1.1.7]による。
　(1)工事請負契約書
　(2)民間(旧四全)連合協定工事請負契約約款(平成29年(2017)12月改正)(以下、工事約款という)
　(3)質問回答書(4)から(11)に対するもの、追加変更指示書
　(4)見積書項書、現場説明書
　(5)改修特仕及び工事概要書
　(6)建築物解体工事特記仕様書(以下、解体特仕という、解体工事が伴う場合に適用する)
　(7)設計図面（以下、改修特仕各所における「設計図」も同義とする。）
　(8)見積区分表
　(9)日建設計 提出書類作成要領・受注者検査要領17
　(10)共仕(1章のみを適用する。ただし、1.3.12[発生材の処理等]は適用しない。)
　(11)改修標仕(1.3.12[発生材の処理等]を除き、1章は適用しない。)
　(12)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書 平成24年版(以下、解体共仕という)
　(13)機仕(1章は適用しない)

1.1.2　用語の定義
a.特仕、共仕及び機仕において用いる用語の定義は、共仕[1.1.2]に定める用語の定義のほか、次による。
[付加] 1)「設計者」とは、その責任においてこの工事の設計図書等を作成したものをいう。
[置換] 2)「設計図書等」については、共仕[1.1.2](7)を次に読み替える。
　(7)「設計図書等」とは、この工事のために必要な設計図面及び仕様書のうちこの契約に添付されたもの（以下「設計図書」という。）、見積要項書、現場説明書及びこれらに対する質問回答書（追加変更指示書を含む。）で、1.1.1a.e(3)から(10)までをいう。
　ただし、構造計算書及び設備にかかる計算書その他各種計算書は含まない。
　なお、改修標仕2章以降の「設計図書」は、「設計図書等」と読み替える。
[付加] 3)「説明用図書」とは、設計図書等の内容を説明するために監理者が作成した図書をいう。
[置換] 4)「監理者の承認」については、共仕[1.1.2](13)を次に読み替える。また監理者の承認の位置付けは、1.1.15による。
　(13)「監理者の承認」とは、受注者等が契約図書に基づき提出した書類、又は書面で申し出た事項について必要に応じて工事約款の規定に基づく発注者との協議をへて、監理者が書面をもって了解することをいう。監理者の承認を受ける必要のある書類・図面、見本等は、監理者に提出し受領印を受ける。受領印を受けたのち、1週間以内に訂正又は保留に関する監理者の指示がない場合は、提出された書類、図面、見本等は監理者の承認を受けたものとする。なお、2章以降の「監督職員の承諾」は、「監理者の承認」と読み替える。
[置換] 5)「監理者の指示」については、共仕[1.1.2](14)を次に読み替える。
　(14)「監理者の指示」とは、監理者が必要に応じて工事約款の規定に基づく発注者との協議をへて、受注者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。受注者等は、書面の控えに押印し、監理者に提出する。また、監理者が口頭にて示した内容を記録した書面を監理者に提出し、確認を受けたものについては、指示したものとみなす。なお、監理者の指示が、工事目的物の品質、性能、機能上あるいは工事の施工において明らかに適当でないと判断される場合は、監理者に報告したうえで、発注者に申し出る。
[置換] 6)「監理者に報告」については、共仕[1.1.2](19)を次に読み替える。
　(19)「監理者に報告」とは、受注者等が監理者に対し、工事の状況又は結果、あるいはその者の責任において調査、計画、立案、選択、確認等の結果を、監理者に書面をもって知らせることをいう。なお、工事約款の規定により、当該報告が発注者への報告事項となる場合がある。
[置換] 7)「監理者に提出」については、共仕[1.1.2](20)を次に読み替える。
　(20)「監理者に提出」とは、受注者等が監理者に対し書面（施工図を含む）、見本又はその他の資料等を説明し、日付を明記し押印のうえ、差し出すことをいう。なお、工事約款の規定により、当該提出が発注者への提出事項となる場合がある。
[付加] 8)「自主検査」とは、受注者等が工事の各段階で、材料又は施工等について設計図書等との照合、確認等を行い、その適否について自ら判断し、検査記録を作成して監理者に提出することをいう。
[付加] 9)「製造者」とは、工事に組み込まれる機器、材料、製品等を製造、製作している会社等をいい、共仕及び機仕における「製造所」「製作所」は、いずれも「製造者」に読み替える。
[付加] 10)「専門工事業者」とは、設計図書等で定める工事において、高い技術力と施工品質管理能力及び豊富な実績を持ち、受注者のもとで単独で責任施工を請け負う能力があり、また施工品質の保証を行うことができる工事業者をいう。
[付加] 11)「材料」とは、工事に使用する機器、材料、製品を総称していう。
[付加] 12)「関連工事」とは、発注者の発注にかかる第三者の施工するほかの工事で、この工事と密接に関係するものをいう。ただし、この工事の発注者以外の発注によるほかの工事であっても、見積要項書で指定した工事は、関連工事として扱う。

1.1.3　付加　官公署その他への届出手続等
a.工事の各段階に必要な官公署その他への各種申請又は届出の種別、手続、時期等をあらかじめ調査する。
b.施工に直接必要な官公署その他への手続は、遅滞なく行うほか、発注者等が行う手続に協力する。手続を代行する場合は、その経緯を適宜監理者に報告する。
c.工事の各段階に必要な官公署その他関係機関の立会検査や審査のうち、発注者が申請者となるものに(1)で、法定検査という)について、その種別、手続、時期、実施内容等をあらかじめ調査する。法定検査は、次を含む。
　⊙建築基準法に基づく中間検査,仮使用検査及び完了検査
　⊙消防署長の検査
　・(　　)
d.建築基準法87条の2による昇降機設備の確認申請手続きは、昇降機設備工事専門工事業者が発注者の代理として行う。申請及びこれにかかわる検査に要する費用は、当該昇降機設備工事を請け負う者の負担とする。
e.建築基準法に基づく中間検査、完了検査及び計画変更確認申請の手続きに必要な一般図等については、監理者の指示により、1.7.2 完成図　の一部として必要な時期に作成の協力を行う。

1.1.5　付加　設計図書等の取扱い
a.設計図書等は、主要な部位、事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。
b.受注者は、設計図書等に示された情報をもとに、製造者等の特定を証て、工程や下地等を考慮のうえ、生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成に必要なものの処置を施す。
c.設計図書等に示された製品名・製造者名またはこれらに類するものは設計の仕様、程度を示すものであり、製品や製造者等を特定するものではない。

1.1.6　付加　別契約の関連工事
a.別に定めのない限り、関連工事の受注者に対し、次のものについて便宜を供与する。これらに要する費用の負担は、この工事の見積要項書及び見積区分表（工事区分表）の記載によるほか、当該関連工事の受注者と協議し、対応する。
　1)関連工事を行う場所への出入り及び安全管理。
　2)足場、運搬設備、揚重設備、工事用電力、工事用給排水等の利用。
　3)障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルト・インサート等の取付け。
　4)関連工事用の機器、材料の取込み に必要な搬入口、通路等の設置、確保。
b.施工図、施工計画書等の作成に際し、関連工事との取合い、納まり等について必要な記載を行う。

1.1.7　付加　疑義に関する協議等
a.設計図書等に記載されていない見え隠れ部分に不具合が認められた場合は、共仕[1.1.7]及び1.1.13による。

1.1.12　付加　関係法令等の遵守
a.工事によって機能停止する防災設備については、代替措置等を事前に消防署等の関係官公署と協議のうえ、工事中の防災計画書としてまとめ、関係官公署に提出する。また、その内容については、必ず発注者及び建物管理者に伝達し了解を得るとともに、監理者に報告する。

1.1.13　追補　設計変更
a.共仕[1.1.7](b)に該当する場合、並びに発注者による工事内容の変更又は工期の変更があった場合は、設計変更とし、b.～fを行える。
b.設計変更の通知を受けた場合は、請負代金額の増減を明示した請負代金増減内訳書(以下、増減内訳書という)を監理者を通じて発注者に提出し、発注者の承認を受ける。発注者の承認を受けた増減内訳書は、監理者の確認を受け、そののち工事の着手を行う。なお、設計変更範囲における増減調整で請負代金額が変更とならない場合も、同様に扱う。
c.設計変更の内容確定に必要な図面、書類等の作成について、協力を行う。

1.1.14　追補　工事に伴帰する作業、材料
a.本工事を完成させるために必要な次の工事及び費用は、工事請負契約に含まれる。
　1)施工、材料及び製品の検査、試験（支給材料、貸与品の場合の検査、試験を除く）、見本等の作成、検査に要する費用
　2)敷地周辺において施工計画上必要な、柵塀、側溝、舗装、外灯、樹木、設備盤類ほか各種施設等の移設と復旧
　3)工事期間中の、工事に付帯する作業に関する官公署その他関係機関の手続及びその費用
　4)工事用機器、材料等の取入れに必要な搬入口及び通路の設置とそれに伴う補強、復旧、後片付け

1.1.15　追補　監理者の承認・検査・試験
a.機器、材料、施工、工事についての施工図等、見本等に対する発注者、設計者及び監理者の承認は、共仕[1.1.2]（13）によるほか、次による。
　1)承認は、受注者による品質管理及び設計図書等との適合性確認の適正さを確認するために行うものである。
　2)承認は、受注者から提出された施工図等、見本等に示される範囲の内容に対してなされる。
　3)施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた材料、製品についての施工図等、見本等に対する承認は、その外観や受注者から提出される書面による情報に基づいてなされる。
b.機器、材料、施工、工事に対する発注者、設計者及び監理者の検査、試験、確認は、共仕[1.1.2]（16）（18）によるほか、次による。
　1)検査又は試験は、工事請負契約及び設計図書等に基づいて、受注者等による品質管理、確認、自主検査の適正さを確認するために行うものである。
　2)検査は、立会いにより、又は受注者等の自主検査記録、工事写真その他の書類等の合理的方法により行う。なお、監理者の立会検査は、原則として抽出により行う。
　3)施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた製品に対する検査又は試験は、その外観や受注者等から提出される情報、各種記録に基づいてなされる。
c.発注者、設計者及び監理者の承認、検査、確認等は、前 a、b 号に基づいて実施するため、発注者、設計者又は監理者が承認、検査又は確認した対象範囲であっても、承認、検査、確認等の対象として抽出されなかったもの又は提出されなかったものに起因する、あるいは受注者等による自主検査で発見できていなかった内容等に起因する次の事象については、その修補等の責は受注者等が負う。
　1)材料、製品、機器及びそれらの施工が工事請負契約、工事用図書に適合しない場合
　2)施工に用いられた又は工事目的物に組み込まれた材料、製品、機器の欠陥又はこれに類する原因による品質、性能、安全上の不具合がある場合

1.1.16　追補　書類の電子情報化等
a.発注者及び監理者に提出する書類(図面を除く)のうち、監理者の指示するものは、監理者と協議のうえ指定のコンピュータソフトにより作成し、CD-R、DVD-Rほかの電子的媒体による文書データを添えて提出する。
b.施工図や完成図を作成するために設計図面のCADデータを利用する場合は、発注者及び設計者に申し出る。データの貸与に係る契約及び費用については、発注者及び設計者と協議する。なお、貸与された設計図面のCADデータの著作権は、設計者に帰属し、これを目的外に利用してはならない。

1.1.17　追補　建物経年調査
a.工事目的物を発注者へ引き渡したのち、工事請負契約書に定める瑕疵担保の期間内に、発注者及び監理者の指示に基づき工事全般について瑕疵及び損耗に関する調査を行う。なお、調査の回数及び時期は、改修特仕他章の記載によるほか、次による。
　＊1年目及び2年目の2回行う
　・次の時期に行う（全　回）
　（　　）年目（対象部位：　　）
　（　　）年目（対象部位：　　）
　（　　）年目（対象部位：　　）
b.前 a 号の調査の実施時期及び具体的な実施要領は、受注者等が立案し、発注者及び監理者と協議する。
c.調査終了後、速やかに調査の結果を記録し、発注者及び監理者に提出する。
d.前 a 号の調査の結果、工事目的物に瑕疵が認められた場合は、受注者等は発注者及び監理者と協議のうえ、速やかに工事請負契約に基づいて適切な対応を行う。

2節　工事関係図書

1.2.1　付加　実施工程表
a.実施工程表は、着手から完成引渡しに至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。
　1)主要な総合図、施工図、施工計画書等の作成、提出、承認の日程
　2)官公署その他の関係機関への届出等手続の日程
　3)建築主事又は民間確認検査機関、所轄消防署その他の関係機関による中間検査等関係法令に基づく官公署の諮検査の日程
　4)完成時の諮検査の日程
　5)部分使用、部分引渡しの日程及び関係する諮検査の日程
　6)出来高目標
　7)関連工事の主要な工程
　8)そのほか、工事の進行に関係する重要事項(仮移転、引越し、受電、計量の開始時期、改修後の空調開始時期、伸電日、断水日、使用伸上期間、試験、主要な材料の見本決定等)
b.実施工程表は、全体工程や完成後の設備工事品質に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されているものとする。
　1)天井内のダクト、配管、ケーブルラック、配線の施工期間
　2)屋上設備の施工期間
　3)上記1)、2)の工事品質を確認するための検査期間
　4)総合試運転調整の期間

1.2.2　付加　施工計画書
a.総合施工計画書は、工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の編成と運用、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく監理者への対応等について、本工事の固有の条件に適応した具体的な方策を定めたものとし、「提出書類作成要領」により作成する。また、監理者が監理方針書を提示した場合は、それに基づいたものとする。
[(c)置換] b.共仕[1.2.2](c)を、次に読み替える。
　(c)工種別の施工計画書は、「提出書類作成要領」により作成し、監理者に提出する。このうち設計図書に定めるもの、あるいは監理者の指示するものについては、監理者の承認を受ける。
[付加] c.施工管領者は、受注者等が機器・材料製造者、専門工事業者等と協議のうえ、施工計画書記載の各項目を実行するための詳細要領を定めたもので、監理者が指示した場合は、これを監理者に提出する。
[付加] d.施工計画書では、当該工事における改修工事に特有の計画内容(仮移転、引越し等を含む)、施工手順、施工方法(解体、撤去を含む)、確認方法、設備の切回し、仮設電源、予測される事故とその予防策、対応策等を明確にする。

1.2.3　付加　施工図
a.施工図の作成に先立ち、「提出書類作成要領」により総合図を作成し、監理者に提出する。
b.総合図の作成に先立ち、基本的納まり、特殊な納まり、関係工事等との調整を必要とする事項、その他監理者の指示する事項について、基準施工図を作成し、監理者の承認を受ける。
c.施工図は、「提出書類作成要領」により、総合図及び基準施工図に基づいて作成する。
d.監理者の指示する現寸図、型板等は、施工に先立つ適切な時期に作成し、監理者の承認を受ける。
e.模型、モックアップ、モデルルームの作成、見本施工、先行施工は、次による。これらの実施時期の記載がない場合は、施工に先立つ適切な時期に実施するものとし、監理者と協議する。これらの確認、承認の扱いは、1.4.2による材料見本に準ずる。
　1)模型の作成
　　＊しない ・する(・設計図による　・　　)
　2)モックアップの作成
　　＊しない ・する(・設計図による　・　　)
　　モックアップとは、工事目的物のある部分の設計意図と内容を確定するための実物大模型又は縮尺模型のことをいう。使用材料は、本設と同じでなくてもよく、監理者との協議による。また、設置場所についても監理者との協議による。
　3)モデルルームの作成
　　＊しない ・する(・設計図による　・　　)
　　モデルルームとは、設計品質を確定するために工事目的物のある一室又は室の一部を試作することをいい、原則として仕様は設計図書等による。設置場所については、発注者及び監理者との協議による。モデルルームは、本設として使用しない。
　4)見本施工
　　＊しない ・する(・設計図による　・　　)
　　見本施工とは、工事目的物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、承認された施工図・施工計画書のとおりに施工することをいう。場所、仕様については、本設と同じとするが、見本施工は、原則として本設として使用しない。
　5)先行施工
　　＊しない ・する(・設計図による　・　　)
　　先行施工とは、工事目的物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、他の同様部分の着手に先立って、承認された施工図、施工計画書のとおりに施工することをいう。先行施工された部分は、原則として本設として使用する。
f.総合図、施工図、模型、モックアップ、見本等を監理者に提出するに当たっては、あらかじめ、それらの内容を設計図書等と十分照合し、それらが設計図書等に適合していることを確認する。
g.施工図調整担当者は、本工事に類似の工事での施工図調整経験が豊富な者とし、次により置く（作図のみの担当者は含まない）。ただし、次のいずれの場合であっても、着工後直ちに施工図調整体制を立ち上げ、その体制、運用、並びにコスト調整のタイミングとその方法等監理者と協議する。
　＊受注者の判断と責任により、適切な者を必要な人数置く。
　・(　　)名以上。原則として一級建築士の資格を有する者とし、本工事に専任とする。
h.設備機器の位置、取合いなどを検討するために、次の内容を示す施工図を作成し、監理者の承認を受ける。
　＊既存鉄筋コンクリート部における新設貫通孔の補強及び新設開口部の型枠、補強
　＊既存防火・防煙区画の貫通部の処置
　＊既存壁や天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強
　＊駆動装置が電動となる建具類の二次配線及び操作スイッチ
　＊自動開閉装置取付け箇所の既存部の切込み及び補強
　・

1.2.4　付加　工事の記録
a.検査、試験又は設計図書等に定められた確認等を行った場合は、終了後速やかに記録を作成し、発注者又は監理者に提出する。
b.発注者又は監理者の検査（受注者の品質管理記録等の確認による検査を含む）又は施工、試験等への発注者又は監理者の立会いを受けた場合は、終了後速やかに記録を作成して発注者又は監理者に提出する。
c.工事写真は、国土交通省「官庁工事写真の撮り方（平成28年版）」に準じて撮影、整理する。

1.2.6　追補　工事書手時及び工事期間中の提出書類
a.工事の着手、進行に当たり、発注者又は監理者に提出する書類の種別、内容、書式等は、「提出書類作成要領」による。
b.毎日の作業の2日前までに、作業場所、作業内容、作業時間、作業員数、作業責任者、やむを得ない火気使用予定と火災防止策等を記載した作業届を発注者及び建物管理者に提出するとともに、その写しを監理者に提出する。ただし、監理者の指示があるときは、作業届の写しに代えて週間作業予定表を発注者及び監理者に提出する。なお、当該作業には建物管理者の了解を得てから着手する。

3節　工事現場管理

1.3.1　付加　施工管理
a.監理者が監理方針書を提示した場合は、それに基づいて工事運営及び施工管理を行う。

1.3.3　電気保安技術者
・適用する　　・適用しない

1.3.5　付加　施工条件
a.施工時間等は、次による。
　1)設計図書等又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に関する協定(以下、近隣協定という)に、作業内容、作業日・時間帯について定められる場合は、それを遵守する。
　2)休日、祝日又は夜間に施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面によって発注者及び監理者に通知する。
b.前 a 号及び共仕[1.3.5]以外の施工条件は、次による。
　1)近隣協定以外の作業日の制約　　・なし　⊙あり(発注者との協議)
　2)近隣協定以外の作業時間の制約　　・なし　⊙あり(3～4回による)
　3)工事中の発注者等による建築物の使用　　・なし　⊙あり(居ながら工事　)
　4)停電、断水の制約　　・なし　⊙あり(居ながら工事　)
　5)既存部分の空調の制約　　・なし　⊙あり(居ながら工事　)
　6)施工場所、工事用通路の制約　　・なし　⊙あり(居ながら工事　)
　7)工事用出入口と経路の制約　　・なし　⊙あり(居ながら工事　)
　8)施工時期と期間の制約　　・なし　⊙あり(居ながら工事　)
　9)施工順序の制約　　・なし　⊙あり(居ながら工事　)
　10)既存家具、備品の移動、復旧　　⊙なし　・あり(　　)
　　「あり」の場合で復旧を要する場合は、移動前及び移動後に当該場所の写真を撮影する。
　11)OA事務機器の移動、復旧　　⊙なし　・あり(　　)
　12)工事騒音、振動の規制　　＊関係法令等による　・

1.3.7　付加　製造者及び専門工事業者の選定
a.機器・材料製造者及び専門工事業者は、設計図書等に記載されたものの中から選定し、選定届を監理者に提出する。
b.特別の理由により設計図書等に記載された機器・材料製造者や専門工事業者以外のものを選定する場合は、選定された機器・材料製造者や専門工事業者の能力、経歴等を証明する資料を監理者に提出し、発注者及び監理者の承認を受ける。
c.設計図書等に製造名称の記載がない機器、材料で、設計図書等に製造者の条件が示される場合は、これに適合する製造者を選定して、条件に適合することを証明する資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。
d.設計図書等に専門工事業者名の記載がない工種について、設計図書等で「専門工事業者による」とする工種については、選定について監理者と協議する。

1.3.8　付加　施工中の安全確保
a.建築物内の火気の使用は、原則として禁止とする。
b.夜間、休日作業及び外部に面する作業には、警備員を配置する。また、建物管理者側の警備とは別に、建築物への作業員等の出入管理を行う警備員を配置する。これらの警備対象範囲は、次による。
　＊改修工事範囲のみ　・建築物全体を考慮した範囲(　　)
c.作業前(事前及び当日)に作業内容、場所、体制、スケジュール等を示した作業計画を発注者、建物管理者及び監理者に提出し、関係者への周知徹底を図る。
d.休日等に発注者等が使用している部屋で作業を行う場合は、盗難防止のため、あらかじめ発注者等に貴重品の保管を依頼するとともに、必要に応じて発注者等に入室時の状況立会い確認を受け、その際にビデオ、写真等により原状を記録する。作業終了時には、原状のとおりであることについて発注者等の確認を受ける。
e.危険予測や事故防止のための会議等、安全確保のための、作業員を対象とする定例会議を開催する。

1.3.10　付加　災害時の安全確保
a.災害、公害又は事故のおそれがある場合は、速やかに適切な処置を講じ、直ちにその経緯を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。
b.建築物を使用しながらの改修工事において、使用中の施設の機能や発注者、居住者等の利益を損なうような事故が発生した場合の処置は、次による。
　1)直ちに、損なわれた機能の回復を図り仮復旧する。併せて、その経緯を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。
　2)発注者、建物管理者及び監理者と協議のうえ、恒久的な復旧策を立案し、監理者の承認を受けたうえで、復旧策を実施する。
　3)事故再発防止策を立案し、発注者、建物管理者及び監理者に報告する。

専工	・　・	・　・	
現工	・　・	・　・	
		・　・	
監理		・　・	
		・　・	
施工		・　・	

＊表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
＊表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 静宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計
19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

特記仕様書(21)(改修)

（通し番号　17　）
1 －17

No. J－170921－B

＊18.10.01改訂 仕様書委員会 作成

780X570

1.3.11 付加 施工中の環境保全等

a.音や振動を伴う作業については、騒音、振動が少ない工具、機器を採用した施工方法を選定するとともに、テスト施工を行って、建築物使用者や周辺への影響を調査する。なお、これらの作業は、騒音、振動によるはかり者への影響の少ない時間帯に行うことを原則とする。
b.コンクリートはつり、撤去、解体、清掃、片付け等で室内に粉じんが発生する場合は、既存の換気・空調設備を利用せず、仮設の排気設備を設け、単独で外部へ排出する。また、執務、居住ゾーンへの粉じんや臭気の流入を防ぐため、施工作業ゾーンとの境界には密閉度の高い仮設間仕切りを設ける。
c.施工対象外の受変電キュービクルやUPSシステム、制御盤システム等は、必要に応じてビニル養生シートなどの合板類等で四周及び上下面を囲み、プリント基板やリレー類への粉じんの侵入を防止する。
d.施工後の空調開始による粉じんの再飛散を防ぐため、あらかじめ既存空調設備を準備運転するなどの措置を講ずる。
e.電気溶接又は切断作業は、最小限に抑え、既存の通信情報システムの運用時間帯を外して作業を行う。

1.3.12 発生材の処理等

a.本項は、共仕[1.3.12]を適用せず、改修標仕[1.3.12]を適用する。改修標仕[1.3.12]における「監督職員」は「監理者」と読み替える。
b.引渡しを要するもの
⊙なし
⊙金属類　：・現場内指定場所に置く　⊙発注者の運搬、処分手続き等を代行する。
・PCB含有物　；改修標仕[1.3.12](b)(6)により容器に納め、次の場所に置く
※現場内指定場所　・
・
c.特別管理産業廃棄物の有無
⊙なし
・あり(・廃石綿等　・PCB含有物　・ダイオキシン　・フロン　・　　)
d.特別管理産業廃棄物の処理
※廃石綿等は、9.1.3による。
※PCB含有物は、前b号による。
※廃石綿等、PCB含有物以外は、改修標仕[1.3.12](d)による。
e.現場で再利用を図る発生材
※1.4.2 1. に示すもの
・
f.再資源化を図る発生材（b号に該当するものを除く）
※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による特定建設資材廃棄物
※金属類
※小型二次電池
⊙蛍光ランプ及びHIDランプ
⊙蛍光ランプ及びHIDランプ硬質塩化ビニル管及び継手
⊙ガラス
・
g.ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理
⊙なし　・あり
h.アスベスト含有石膏ボード、ひ素・カドミウム含有せっこうボード以外のせっこうボードの処理
⊙最終処分　・再資源化
[付加] i.汚染土壌
⊙なし　・あり(　　)　・受注者が土壌調査を行う
「あり」の場合の場所、数量　※設計図による　・
「あり」の場合の処理方法　※設計図による　・
「受注者が土壌調査を行う」の場合の対象範囲、調査方法等の詳細は、設計図による。

1.3.13 付加 養生

a.既存施設部分、工事目的の物の施工済み部分等が汚損を受けた場合は、速やかに監理者に報告し、復旧方法について監理者と協議のうえ、復旧する。
b.工事施工に際し、既存施設部分を汚損した場合は、発注者及び監理者に報告し、補修方法、時期について発注者の承認を受けたうえで、原状に準じて補修、復旧する。

1.3.14 付加 後片付け

a.工事の完成に際し、次の事項は、1.6.1による「発注者検査」までに対応する。
1)工事に伴い損傷を生じた既存の施設、工作物、樹木等は、原状に復旧する。
2)工事目的の施設又は設備の一部を工事用に使用した場合は、設計図書等の定める条件のとおりに復旧する。

1.3.15 追補 現場代理人、監理技術者等

a.工事の着手に先立ち、建設業法に基づき現場代理人及び有資格者である監理技術者又は主任技術者を選任する。
b.現場代理人、監理技術者又は主任技術者は次による。
1)現場代理人　※本現場に専任かつ常駐とする　・他現場との兼務を可とする
・
2)監理技術者又は監理技術者に代わる主任技術者
※本現場に専任かつ常駐とする　⊙他現場との兼務を可とする
・
c.現場代理人は、原則として一級建築士、一級建築施工管理技士又は技術士(建設部門)の資格を有する者とする。
d.現場代理人、監理技術者又は主任技術者の有する工事経験等は次による。
※同種、同規模の工事経験を有する
・特に要しない
・次の経験を要する(　　)

1.3.16 追補 会議等

a.発注者及び監理者が指示する各種会議又は打合せに出席する。出席者については、監理者と協議のうえ選任する。また、会議場所、会議用機材、会議用資料を提供するなど、その開催に協力する。
b.監理者の指示により、鉄骨、屋根、外装カーテンウォールその他特殊な技術を必要とする工事についての技術検討を行うため、各種の専門部会を設け、施工図や施工計画に関する技術的な検討を行い、検討結果を工事に反映する。専門部会には、必要に応じて、受注者の本社等の技術部門に属する専門家や専門工事業者の技術者を加える。
c.前 a、b 号の会議又は打合せを行った場合は、終了後速やかに記録を作成し、監理者に提出する。
d.定例会議等において、予定されている作業内容、スケジュール及び予測される事故とその予防策等について、発注者及び監理者の確認を受け、その内容を工事関係者に周知徹底する。

1.3.17 追補 識別

a.機器、材料、製品等の誤用、混用を防止するための識別管理を行う。また、検査、試験の実施状況、不適合製品についても識別管理する。
b.識別管理が必要な対象と管理の方法について、あらかじめ監理者に報告する。

1.3.18 追補 トレーサビリティ

a.工事目的物に組み込まれた機器、材料、施工等について、その履歴、使用又は所在をたどるためにトレーサビリティ管理を行い、その記録を監理者に提出する。
b.トレーサビリティ管理は、設計図書等及び次の1)に定めのあるもののほか、2)の条件に該当する機器、材料、施工等について行う。その対象と管理方法については、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。
1)⊙鉄筋　⊙生コン　⊙鉄骨　⊙カーテンウォール（ガラスを含む）　・
2)第別記録がなければ履歴や使用部位がたどれないもので、かつ不具合が発生した場合、工事目的物の品質に重大かつ広範囲の影響を及ぼすおそれがあり、手直し、取替えが困難なもの。

1.3.19 追補 測定機器及びモニタリング機器の管理

a.検査、測定、試験等の測定及びモニタリングに使用する機器のうち、管理が必要な対象機器とその管理の方法について、あらかじめ監理者に報告する。
b.前 a 号に該当する機器は、適正に維持、管理、校正し、その記録を監理者に提出する。
c.監視及び測定に使用する機器が、公的試験所又はこれに準ずる試験所の管理の下にある場合は、前 a 号による管理方法の報告及び前 b 号による記録の提出を省略することができる。

4節　機器及び材料

1.4.1 付加 現場への配慮

a.トルエン、キシレン等厚生労働省指針値の揮発性有機化合物含有量測定のため、揮発性材料及び監理者の指示する材料について、安全データシート(SDS)、放散量測定報告を事前に監理者に提出する。
b.工事に使用する材料は、アスベストを含有しないもの(含有率＝0%)とする。
c.前 b 号に関連して、副火材、板状製品、床材等及び監理者の指示する材料については、安全データシート(SDS)を事前に監理者に提出する。

1.4.2 [付加] 材料の品質等

a.設計図書等が準拠した日本工業規格(以下、JISという)、日本農林規格(以下、JASという)、その他規格類、官公署及び電力、ガス、水道等の供給会社の各種規格等は、原則として工事請負契約時の最新のものを適用する。ただし、工事請負締結後工事中に規格等の最新版が更新された場合は、監理者と協議する。
[付加] b.設計図書等において機器、材料の品質が明示されていない場合は、適切な品質の機器、材料とし、監理者と協議のうえ決定する。
[付加] c.機器、材料に関する設計図書等の記載に「同等」「程度」等とある場合は、選定された機器、材料が所定の品質及び性能を有することの証明となる資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。
[付加] d.設計図書等において指定された機器、材料が入手困難な場合は、前 c 号により監理者の承認を受けたうえで、それと同等以上の品質、性能を有する代替品を使用することができる。
[付加] e.共仕[1.4.2](b)及び前 c 号において、建築材料・設備機材等品質性能評価事業及び公共住宅用資機材品質性能評価事業の確認を受けた機器、材料については、当該評価書の写しを"品質及び性能を有することの証明となる資料"とみなす。
[置換] f.共仕[1.4.2](d)を、次に読み替える。
(d)材料の色、柄等については、発注者及び設計者の指示を受ける。
[置換] g.共仕[1.4.2](e)を、次に読み替える。
(e)設計図書等に定められた材料の見本を提出又は提示する。材質、仕上げの程度、色合等については、あらかじめ発注者及び設計者に確認を受け、発注者又は監理者の承認を受ける。
[付加] h.JIS Q 1000(2005)による自己適合宣言を付けられた機器、材料、製品は、JISのマーク表示のあるものとはみなさない。
[付加] i.改修対象範囲内において、次の機器、材料、部品は、既存のものを再利用する。なお、再利用とは、既存の機器、材料、部品をいったん取り外して、再び取り付けて再使用することをいう。
※設計図書による
・次表による

再利用するもの	使用箇所	数量	処置方法					一時保管方法
			※清掃	・補修	・再塗装	・そのまま	・	
			※清掃	・補修	・再塗装	・そのまま	・	
			※清掃	・補修	・再塗装	・そのまま	・	

[付加] j.再利用するとされている機器、材料、部品について、耐用期間、性能、美観等の観点から疑義がある場合や更新、取替え又は所定以上の処置が望ましいと判断される場合は、その旨を速やかに発注者及び監理者に報告し、処置方法、対策について発注者及び監理者の指示を受ける。
[付加] k.材料、製品、機器類の色合いに関する見本塗板作成に際し、各製造者等への色調指示用の色見本帳として、次を準備する。
※日建設計「基準色2010」　(※切取判　1冊　・小型判　冊)
※日本塗料工業会「塗料用標準色　最新版」（ワイド版）　1冊
・

1.4.4 [付加] 材料の検査等

a.機器、材料を現場に搬入した時点、あるいは必要に応じて製作工場における機器、材料の製造又は組立が完了した時点で、種別ごとに自検査を行い、検査記録を監理者に提出する。
[付加] b.量産品あるいは標準品で実測値等が整備されているものは、性能表又は能力計算書等性能の証明となるものの確認をもって、前 a 号の検査とすることができる。
[付加] c.記録、記載、小型器具、雑材料その他の軽微なものは、こん包等の表示による材質、呼称寸法等の確認をもって、前 a 号の検査とすることができる。
[付加] d.発注者又は監理者が指示する機器、材料の自主検査には、発注者又は監理者の立会いを受ける。
[付加] e.設計図書等に発注者の検査又は監理者の検査の定めがある場合、前 a 号の検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の立会いのもとに発注者の検査又は監理者の検査を受ける。なお、これらの検査に必要な資機材、労務等を提供する。
[付加] f.機器、材料、製品等に対する監理者の検査が海外において行われる場合、それに必要な、発注者及び監理者の交通費、宿泊費等の実費は、受注者がこれを負担する。
[置換] g.共仕[1.4.4](d)を、次に読み替える。
(d)現場に搬入した材料のうち、破損や変質等により工事に使用することが適当でないものは、この工事に使用しない。

1.4.5 [付加] 材料の検査に伴う試験

a.機器、材料の試験及び施工検査に伴う試験は、次の場合に行う。
1)設計図書等に定められた場合
2)試験によらなければ、設計図書等に定める品質又は性能、機能に適合することが証明できない場合
[付加] b.前 a 号の試験の結果に疑義が生じた場合は、監理者と協議する。
[付加] c.供試体の製作要領は、設計図書等の定めによる。定めがない場合は、試験方法に基づいた適切なものを受注者が提案し、監理者の確認を受ける。
[置換] d.共仕[1.4.5](d)を、次に読み替える。
(d)試験は、原則として、監理者の立会いを受けて行う。ただし、公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合、あるいはあらかじめ監理者の承認を受けた場合は、この限りでない。なお、監理者の立会いに必要な資機材・労務等を提供する。

1.4.7 付加 支給材料・貸与品

a.支給材料、貸与品
※なし　・あり(　　)
b.支給材料、貸与品の引渡しに際しては、その種別、数量、破損等の不具合の有無及び発注者が行った検査又は試験の結果を確認のうえ、受け入れる。
c.支給材料、貸与品について、工事契約の定めにより受注者等が品質確認検査又は試験を実施する場合は、次による。
種別：(　　)　試験方法等：(　　)
d.当該工事の施工後、支給材料の使用箇所、数量及び残量を監理者に報告し、残材の処置方法について監理者の指示を受ける。

1.4.8 追補 材料の検査に伴う不適合の管理、是正処置

a.検査、試験等により不合格となった機器、材料等については、その処置の手順をあらかじめ定め、それにより管理する。
b.不適合製品の処置において、規定の品質に合致しないが、特定の逸脱範囲内にあるものを限られた部位、数量について使用する場合(特別採用という)は、発注者及び監理者の承認を受ける。
c.発生した不適合製品について、同一場所又は同種の場所における再発を防止するため、不適合の原因を除去する是正処置を講ずる。品質に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの、又は発注者及び監理者の指示するものの是正処置の方法については、あらかじめ発注者及び監理者に報告する。

1.4.9 追補 海外製造

a.海外製の機器、材料、製品等を使用する場合は、あらかじめそれらが日本国の関係法令に適合し、設計図書等に定められた品質、性能を有していることを証明する資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。
b.消耗品、支給材料又は貸与品及び設計図書等に海外製品としての仕様が明記されている場合、及び機器、製品において、国内の製造者が、海外製の部品等を使用して国内製品として組立販売又は取扱いをし、補修、定期点検等のアフターサービスができる体制にある場合は、海外製とは見なさない。
c.海外製の機器、材料、製品等を使用する場合は、完成引渡し後、通常の維持管理条件下で発生した不具合は受注者の責任において対応する。この場合の保証期間は、次のとおりとする。
1)設備機器、設備システム等(システム構成素材、部品を含む)
Ⅰ)保証期間5年とする。仕様書規定性能の保証は騒音レベル等の付帯的与条件を含む。ただし、性能、品質安定性に関する不具合の発現率が、機器台数又は部品数量の5%を超えた場合は、全数を保証対象とし、保証期間5年を追加延伸し、合計10年とする。
Ⅱ)維持管理、補修、定期点検等のアフターサービスについては、修理、部品交換の対応可能期間、取替え部品の対応可能期間は10年とする。
2)設備機器以外の製品等
Ⅰ)保証期間10年とする。
Ⅱ)維持管理、補修、定期点検等のアフターサービスについては、修理、部品交換の対応可能期間、取替え部品の対応可能期間は10年以上とする。
3)素材、材料等
Ⅰ)基本素材性能等の仕様の保証期間は10年とする。ただし、素材性能、品質安定性に関する不具合の発現率が5%を超えた場合は、全数を保証対象とし、保証期間5年を追加延伸し、合計15年とする。
Ⅱ)修理、取替え材料の対応可能期間は10年とする。
d.設計図書等に指定された海外製の機器、材料、製品等が所定の品質、性能に適合しないと認められる場合、又は前 c 号の保証に耐えるものではないと認められる場合は、速やかに監理者と協議し、代替品等の処置につき監理者の指示に従う。

5節　施工

1.5.1 付加 施工

a.建築工事や機械設備工事で、配線敷設や配線接続その他の電気工事が含まれる工事の施工は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」による。
b.施工に当たっては、改修対象外の既存部分に損傷を与えないようにするとともに、工事中に発注者等により建築物が使用されている場合は、その部分の機能に支障をきたさないようにする。
c.躯体等のコア抜き、穴あけには、メタルセンサー付きドラムを使用する。ただし、事前の調査により埋設配管の位置等が正確に判明し、躯体等にマーキングしてある場合は、この限りでない。また、これらのコア抜き、穴あけ、はつり等の位置は、監理者の確認を受け、構造上、強度上の支障となるおそれがある場合は、監理者を通じて設計者と協議する。
また、当日の作業には受注者等又はその命を受けた者が立ち会い、看手時及び完了時に監理者に報告する。
d.施工に関して、監理者の指示がある場合は、それによる。

1.5.2 技能士

a.技能士の適用は、次による。
⊙とび　⊙鉄筋施工　⊙型枠施工　⊙コンクリート圧送
・ブロック建築　・ALCパネル施工
⊙防水施工(⊙アスファルト防水　⊙塗膜防水　・シート防水　⊙シーリング防水
・FRP塗膜防水)
・石材施工　⊙タイル張り　⊙建築大工　・建築板金　⊙左官　⊙塗装
⊙建具製作　⊙サッシ施工　⊙自動ドア施工
⊙ガラス施工　⊙ガラス用フィルム施工
・カーテンウォール施工
⊙内装仕上げ施工(⊙プラスチック系床仕上げ　・カーペット系床仕上げ
⊙天井調製下地　⊙ボード仕上げ　⊙表装(壁装作業))
・造園　・樹脂接着剤注入施工　・

1.5.4 付加 一工程の施工の確認及び報告

a.自主検査における確認項目及び検査記録の書式については、あらかじめ監理者と協議のうえ決定する。
b.工種ごとの施工が終了したときは、設計図書等の定め又は監理者の指示がある場合、その施工についての報告書を監理者に提出する。
c.電気工事を含む工種では、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に基づいて配線敷設や接続等が行われたことを確認した検査記録を、監理者に提出する。

1.5.5 付加 施工の検査等

a.発注者又は監理者の施工の検査は、共仕[1.5.4]による施工の確認(自主検査)に合格後、検査記録を監理者に提出し、これを受ける。なお、監理者の検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
b.発注者又は監理者による検査の結果、工事用図書のとおりに実施されていないことが認められ、修補又は改造を行った箇所は、発注者又は監理者の再検査を受ける。

1.5.7 [置換] 施工の立会い等

a.共仕[1.5.7](a)を、次に読み替える。
(a)設計図書等に定められた場合及び監理者の指示を受けた場合の施工は、監理者の立会いを受ける。この際、適切な時期に監理者に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監理者の指示を受ける。なお、発注者の指示により、発注者が立ち会うことがある。
b.監理者が指示した場合には、監理者の立会いに代えて工事写真等の記録を整理して監理者に提出し、監理者の確認を受ける。

1.5.9 化学物質の濃度測定 [付加]

a.建築物の室内空気中に含まれる揮発性有機化学物質等の濃度測定は、12章による。
b.測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は、12章による。
c.施工中における接着剤等の有機溶剤や使用材料相互の干渉による臭気について、発生のおそれのある場合は、事前に臭気測定計画書を監理者に提出のうえ、施工中の必要な時期に監理者の立会いのもと測定を行い、その結果を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。
測定方法は、携帯型臭いセンサーによる簡易測定程度とし、測定箇所数及び判定基準は、次による。
測定箇所数　※各対象室の中央部1箇所　・
判定基準(6段階表示法による臭気強度)　・1.0以下　※2.0以下　・

1.5.10 追補 工法等の選定

a.設計図書等に記載のない施工の手段、手法については、受注者の責任においてこれを決定し、その内容を監理者に報告する。
b.関係法令等により特定の基準によって施工することが定められている場合は、これに従う。

1.5.11 追補 プロセスの妥当性確認

a.事後の検査、試験では結果が十分に検証できない工程については、認定された者が認定された設備を使用して、定められた方法及び手順により作業を行い、その工程を監視、管理し、記録を監理者に報告する。
b.前 a 号の対象となる工程は、鉄筋の圧接、鉄骨の溶接のほか、完成後躯べい部となる副火被覆や防火区画部の処理、カーテンウォールファスナー等の固定部等、建築物の性能に重大な影響を及ぼすおそれがあるものが該当し、対象となる工程を要員、設備、方法、手順、管理及び記録の方法と併せて、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。
c.記録は、確認チェックのみではなく、形状寸法の測定結果及び写真等により、確認した内容が把握できるものとする。

1.5.12 追補 施工の検査に伴う不適合の管理、是正処置

a.施工の検査に伴う不適合の管理、是正処置は、1.4.8に準じて行う。

1.5.13 追補 既存設備等の撤去跡の処置

a.既存設備等を撤去した際、壁や梁等に残る貫通孔、ビス跡、切欠き等の穴は監理者の指示する方法によりふさぐか又は埋める。また、設備機器等を撤去した跡に残存する取付け金物やボルト、機械基礎等は、監理者の指示する方法により適切に処置する。

6節　完成、検査

1.6.1 [置換] 完成、検査

a.共仕[1.6.1](a)を、次に読み替える。
(a)この工事の完了に当たっては、監理者の立会いのもとに発注者による「発注者検査」を受ける。発注者にこの検査を求めるときは、次の(1)から(4)までに示す要件を満たすものとする。
(1)工事用図書に適合していることを確認し、すべての工事が完了している。
(2)発注者及び監理者からの指示を受けた事項がすべて完了している。
(3)改修特仕[1.6.1] c.から l.の各種検査及び検査結果に基づく必要な修補等がすべて完了している。
(4)設計図書等に定められた、工事完成時の提出図書の整備がすべて完了している。ただし、設計図書の定め又は発注者及び監理者の承認を受けて後日提出とするものを除く。
[置換] b.共仕[1.6.1](c)を次に読み替える。
(c)契約図書に規定する部分引渡しに係る工事の完了により、発注者に対して監理者の立会いのもとに検査を求めるときは、部分引渡しに係る工事について、(a)の(1)から(4)までの要件を満たすものとする。ただし、改修特仕[1.6.1]f.の検査の時期は、監理者と協議し、工事完成時の提出図書の範囲は、発注者と協議する。
c.工事の完成に当たって、受注者等の自主検査を行ったうえで、受注者の本社等の検査員(現場関係者を除く)による「自主検査」を行う。自主検査に先立ち、自主検査計画書を監理者に提出する。検査の結果は、関係法令又は工事用図書に適合しない箇所等がある場合は、速やかに補正を行ったうえで、監理者に報告する。なお、自主検査報告書作成については「提出書類作成要領」による。
[付加] d.前 c 号の報告ののち、監理者による「監理者検工検査」を受ける。
[付加] e.前号の検査の結果、修補又は改造が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに修補又は改造し、監理者の再検査を受けるとともに、官公署その他関係機関に対し必要な手続を行う。
[付加] f.前 c、d、e 号の各検査により、すべての工事が完了していること、及び設計図書等と契約条件並びに関係法令等の規定に適合していることが確認されたのち、監理者の本社等の検査員(現場関係者を除く)による「完成検査」を受ける。
[付加] g.前 f 号の検査の結果、修補又は改造が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに修補又は改造し、監理者の再検査を受ける。
[付加] h.完成時の諸検査の日程、方法については、関連工事との調整を行い、必要により関連工事の受注者等同席のうえ、協同して検査を受ける。
[付加] i.工事の完成に際し、すべての機器及び装置について、原則として試運転調整を完了した状態で、受注者等による次の検査、試験を行う。また、検査結果について報告書を監理者に提出し、監理者現工検査を受ける。
1)外観検査(出来形検査)
目視、聴音又は手で触るなどにより、各機器、装置が設計図書等に示す構造、材料、安全、耐久、保守、衛生等についての要求に合致することを確認する。
2)個別性能機能検査：
次による機器及び各装置の個別の性能、機能を設計図書等と照合し、その適合性を確認する。
イ.機能検査:運転、作動状態での試験に先立ち、通水、通気、通電等の試験を行う。
次に各機器、装置の単体の動作試験を行い、運転状態及び各種動作が正常であることを確認する。
ロ.性能検査:各機器、装置の単体での性能が、設計図書等に定められた流量、圧力、温度、電圧、電流等と合致することを確認する。
ハ.水質検査:飲料水は、公立の保健所又は試験所に依頼し、水質基準に適合することを確認する。
3)総合性能機能検査
複数の工種にまたがって性能、機能を発揮する機器、装置について、関連工事の受注者と協同して総合的な性能機能検査を行い、その適合性を確認する。主な確認項目は、次による。なお、検査に先立ち検査計画書を作成し、監理者の承認を受ける。
イ.全停電・復電総合検査（検査における条件等は電気設備工事設計図により、検査の要領等は、「提出書類作成要領・受注者検査要領」による。）
ロ.防災総合検査
ハ.タンク、水槽関連総合検査(設備工事のみ)
ニ.自動制御総合検査(設備工事のみ)
ホ.中央監視盤総合検査
ヘ.総合運転による騒音、振動検査
ト.完成時の室内環境測定
チ.セキュリティシステム検査

専工	・　・	・　・	
現工	・　・	・　・	
監理		・　・	
		・　・	
施工		・　・	

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

近藤 勝宏　一級建築士
玉野 和信　一級建築士

日建設計
19.02.

山梨県立中央病院
精神・身体合併症病棟増築工事

特記仕様書(22)(改修)

（通し番号　18　）
1 － 18

No. J－170921－B

*18.10.01改訂 仕様書委員会 作成

780X570